

姫路市文化振興ビジョン



平成27年3月

姫路市

はじめに

姫路市は、古来より播磨地方の文化、経済等の中心地としての役割を担ってきました。そのため、市内には、有形・無形、指定・未指定を問わず、多くの未来に引き継ぐべき文化財等が存在しております。また、近年には、多くの文化施設や社会教育施設等が整備され、文化芸術活動等も積極的に行われております。

そのような中で、本市では、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」の基本目標の一つに「風格と活力ある歴史文化・産業都市」を掲げ、歴史文化の継承と市民文化の醸成を促進しております。

とりわけ、世界文化遺産姫路城を未来に引き継ぐため、保存修理を行うとともに、姫路の魅力発信や交流の拠点として活用しておりますが、その姫路城の大天守保存修理事業が平成27年3月に完成し、グランドオープンを迎えました。

本市といたしましても、これを契機として、ふるさと姫路の歴史、文化財及び伝統文化等を活用して地域の魅力を発信するとともに、誰もが幅広い文化芸術活動に取り組むことができる環境の充実に努め、個性ある市民文化の創造を促進したいと考えております。

そのため、今回、姫路市文化振興ビジョンを策定し、文化芸術振興における基本的な考え方や具体的な施策の進め方を示すこととしました。今後、本ビジョンに基づき、文化の担い手となる市民の皆様と行政が一体となって、本市の特性を活かした文化芸術の振興・発展に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年3月

石見利勝



目 次

第1章 ビジョン策定にあたって

- 1 ビジョン策定の趣旨…………… 2
- 2 対象となる文化芸術の範囲…………… 2
- 3 ビジョンの位置づけ…………… 3
- 4 ビジョンの期間…………… 3
- 5 ビジョン策定の体制…………… 4

第2章 姫路市の現状と課題

- 1 姫路市の文化特性…………… 6
- 2 姫路市の文化を取り巻く環境の変化…………… 7
- 3 市民意識調査の結果…………… 9
- 4 文化芸術振興のための重点的に取り組むべき方向性…………… 14

第3章 文化芸術振興の基本目標と基本方針

- 1 基本目標…………… 16
- 2 基本方針…………… 17

第4章 文化芸術振興の具体的施策の展開

- 1 個性ある文化芸術の振興…………… 20
- 2 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用…………… 21
- 3 文化芸術に触れる機会の提供…………… 22
- 4 次世代を育てる施策の実施…………… 23
- 5 文化芸術を支える基盤の整備…………… 23
- 6 文化芸術活動への支援…………… 26

第5章 ビジョンの推進

- 1 各主体の役割…………… 30
- 2 計画の推進体制…………… 31

参考資料

- 1 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会要綱等…………… 34
- 2 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会委員名簿…………… 36
- 3 文化芸術振興基本法…………… 37
- 4 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律…………… 43
- 5 姫路市区域内の指定等文化財一覧（指定等主体別）…………… 47
- 6 姫路市の文化施設の状況…………… 55
- 7 全国の文化施設の状況（中核市及び政令市）…………… 58
- 8 市民意識調査…………… 62
- 9 新文化センターについて…………… 92



世界文化遺産姫路城

第1章 ビジョン策定にあたって

- 1 ビジョン策定の趣旨
- 2 対象となる文化芸術の範囲
- 3 ビジョンの位置づけ
- 4 ビジョンの期間
- 5 ビジョン策定の体制

1 ビジョン策定の趣旨

(1) 文化芸術振興基本法の施行

平成13年に「文化芸術振興基本法」が施行され、地方公共団体の責務として、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定、実施することが明記された。さらに平成24年に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（いわゆる劇場法）」でも、地方公共団体の役割として、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定すること、区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めることとされた。

(2) 魅力あるまちづくりの契機として

文化の中核を成すものに文化財や伝統文化などがあるが、本市最大の文化財で、薪能など伝統的な文化イベントの拠点でもある世界文化遺産姫路城の工事が平成26年度末に終了する。そこで、工事の終了に合わせて、地域の特性に応じた本ビジョンを新たに策定することで、文化資源等を活用した魅力あるまちづくりにつなげる契機としたい。

2 対象となる文化芸術の範囲

本ビジョンで取り上げる「文化芸術の範囲」は、文化芸術振興基本法に例示されているものを基本とする。

■文化芸術振興基本法における文化芸術の範囲

分 野	例 示
芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊 その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝 統 芸 能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化・国民娯楽及び出版物	生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等
文 化 財 等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

3 ビジョンの位置づけ

(1) 姫路市総合計画

本市の都市づくりの長期的かつ基本的な方向性を示すものとして、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」が平成21年に策定されている。本ビジョンは、同計画を上位計画として、その計画の趣旨及び内容を踏まえて策定する。

(2) 法律及びその他計画との連携

本ビジョンは、文化芸術振興基本法の趣旨を踏まえるとともに、姫路市総合計画に掲げる「歴史文化の継承と市民文化の醸成」を基本としつつ、姫路市教育振興基本計画、姫路市歴史文化基本構想、特別史跡姫路城跡整備基本計画及び姫路城重要文化財建造物等保存活用計画とも連携を図っていく。また、兵庫県芸術文化振興ビジョンとの更なる緊密な連携により、効果的な文化芸術振興を進める指針とする。

4 ビジョンの期間

本ビジョンの計画期間は、平成27年度を初年度とし、姫路市総合計画、姫路市歴史文化基本構想、特別史跡姫路城跡整備基本計画及び姫路城重要文化財建造物等保存活用計画がともに平成32年度までの計画期間であることを鑑み、平成32年度を目標年度とする6年間とする。

■姫路市文化振興ビジョンの計画期間

	平成 20年度 以前	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
基本計画													
姫路市文化振興ビジョン								●	→				
姫路市総合計画 基本構想		●	→										
基本計画		●	→										
実施計画		←			←			←			←		
姫路市歴史文化基本構想					●	→							
個別関連計画													
特別史跡 姫路城跡整備基本計画				●	→								
姫路城重要文化財建造物等 保存活用計画						●	→						
国の動き													
法律関係		●文化芸術振興基本法 (H13)				●劇場、音楽堂等の活性化に 関する法律 (H24)							
文化芸術立国中期プラン								●	→				
文化芸術の振興に関する 基本的な方針(3次)				●	→								

5 ビジョン策定の体制

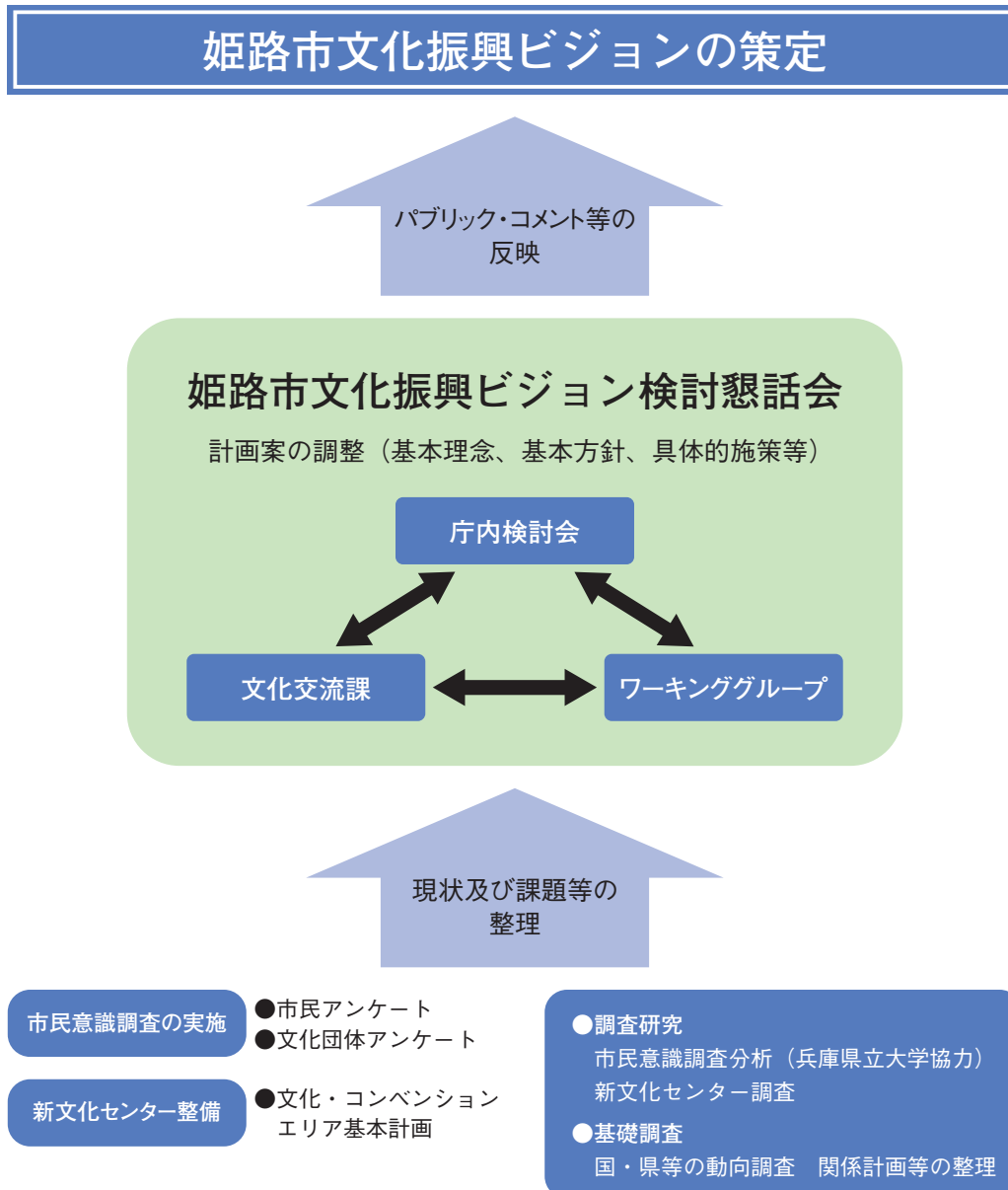
(1) 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会の設置

学識経験者や公募委員等を含む姫路市文化振興ビジョン検討懇話会を設置し、本市の文化行政における現状や課題、ビジョン素案等について検討を行った。

(2) 庁内検討会の設置

アンケート調査結果の取りまとめやビジョン素案を立案するため、庁内関係課で庁内検討会を設置するとともに、現状や課題の整理のため、その下にワーキンググループを設置した。

■姫路市文化振興ビジョン策定までの流れ





書写山圓教寺 三つの堂

第2章 姫路市の現状と課題

- 1 姫路市の文化特性
- 2 姫路市の文化を取り巻く環境の変化
- 3 市民意識調査の結果
- 4 文化芸術振興のための重点的に取り組むべき方向性

1 姫路市の文化特性

(1) 世界文化遺産姫路城の存在

白鷺城と呼ばれる姫路城は、国宝8棟、重要文化財74棟を有する建造物で、日本城郭の代表的な存在であり、本市のシンボルとして市民に愛され続けている。また、平成5年の世界遺産登録により、名実ともに世界に誇る貴重な宝となった。毎年多くの観光客が訪れるとともに、薪能など伝統的文化イベントも開催されるなど、文化交流の拠点施設ともなっている。

(2) 地域に伝わる歴史文化遺産の継承

本市には、寺社や古墳に代表される貴重な文化財や史跡などが多数存在する。また、各地域においては、祭り等の伝統行事や工芸技術が人々の暮らしの中で今日まで継承されている。その上、中学校区単位で地域夢プラン事業を実施し、文化資源を活用したまちづくりやコミュニティの活性化に取り組むとともに、小学校区単位に文化芸術活動等の拠点ともなる市立公民館を整備している。

■市内の指定等文化財の状況（平成26年4月25日現在）

種別	国指定	県指定	市指定	合計
国宝				
建造物	5	—	—	5
重要文化財				
建造物	15	21	27	63
絵画	5	5	7	17
彫刻	8	11	13	32
工芸品	3	4	13	20
書跡・典籍	1	2	2	5
考古資料	2	2	12	16
歴史資料	1	1	5	7
重要無形民俗文化財				
無形民俗文化財	—	6	19	25
重要有形民俗文化財				
有形民俗文化財	1	4	1	6
記念物				
特別史跡	1	—	—	1
史跡	5	9	14	28
名勝	—	1	1	2
天然記念物	—	2	13	15
小計	47	68	127	242
登録有形文化財				
建造物	58	—	—	58
登録記念物				
名勝	1	—	—	1
小計	59	—	—	59
選択				
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1	—	—	1
選定				
選定保存技術	1	—	—	1
小計	108	68	127	303
世界遺産条約に基づく世界遺産（文化遺産）		1		1

(3) 公益財団法人姫路市文化国際交流財団の存在

平成元年、市制施行100周年を機に、姫路市文化センターの管理運営と文化高揚のための舞台公演等の事業を実施していた財団法人姫路市文化センター（昭和47年設立）と文化に関する研究発表の奨励、優れた文化芸術活動に対する顕彰や奨励、刊行物の発行、文化サークル活動の育成等を担っていた財団法人姫路市民文化協会（昭和52年設立）の発展的解消を図り、財団法人姫路市文化振興財団を設立した。このような経緯から、同財団は、文化の拠点施設の管理運営及び他の文化施設との連携だけではなく、本市における文化芸術活動推進の中心的役割を担っている。また、平成22年に財団法人姫路市国際交流協会を統合し、公益財団法人姫路市文化国際交流財団となってからは、積極的に国際交流にも取り組んでおり、文化芸術振興と国際交流の相乗的効果を発揮している。

2 姫路市の文化を取り巻く環境の変化

(1) 姫路市歴史文化基本構想等の策定

平成24年3月に、市内の歴史文化遺産の総合的な把握と保存継承の新たな取り組みを定めた「姫路市歴史文化基本構想」が策定された。さらに、平成23年3月には本市における歴史文化、文化観光の拠点である姫路城について、「特別史跡姫路城跡整備基本計画」が策定され、今後の保存管理及び活用のあり方について方向性が示された。そのため、本市の文化芸術振興施策においてもこれらの計画と整合性を図る必要がある。

(2) 文化芸術振興の核となる事業の推進

世界的に著名な音楽家を招いて、市民に質の高い音楽に安価で触れることのできる機会を提供しようと、赤穂市と共同でル・ボン国際音楽祭を開催している。共同開催3年目の平成26年もチケットが即日完売となるなど高い人気を博している。引き続き、この音楽祭を本市の核となる事業として推進していく必要がある。



ル・ボン国際音楽祭



(3) 文化センターの老朽化等

昭和47年に建設された本市の文化交流の拠点施設である文化センターについては、これまで改修等を行ってきたものの、老朽化が進んでいる。また、多くの人を訪れるにも関わらず、バリアフリー化が不十分であり、この度、姫路駅前のイベントゾーンに移転建替することを決定した。新文化センターの建設に当たっては、現在の文化センターの利用状況を踏まえ、原則としてその機能を引き継ぐとともに、更なる活性化を図るために、施設規模、施設内容等を検討することが必要である。



現在の文化センター

① 文化センターの概要

開 館	昭和47年10月
建 設 費	本館 979,122 千円 リハーサル室 433,725 千円
構 造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階
延床面積	延床面積 11,021 m ² 敷地面積 21,912 m ²
収容人員	大ホール1,657席 小ホール493席
施設構成	大・小ホール 会議室 展示室 リハーサル室

② 稼働率等

過去3年間の稼働率を比較すると、大ホールに関して大きな変化はないが、小ホールは増加傾向にある。これは、③利用内容等に示すとおり、講演や講座利用の増加によるものである。

■稼働率表

区 分	項 目	23年度	24年度	25年度
大ホール	利用可能日数	360日	359日	359日
	利用日数	221日	209日	219日
	稼働率	61.3%	58.2%	61.0%
	利用人数	210,239 人	209,553 人	206,801 人
小ホール	利用可能日数	360日	359日	359日
	利用日数	225日	223日	252日
	稼働率	62.5%	62.1%	70.2%
	利用人数	65,052 人	58,889 人	77,994 人

③ 利用内容等

現在の文化センターは、音楽・演劇等の催しだけでなく、市民・団体・企業及び行政が主催する大規模の各種大会や集会等の会場として利用されている。使用回数は減少していない。また、1回当たりの利用人数がホールの収容人数を超える催しも多くあり、さらに詳細に分析し、新文化センターの収容人員を検討する際の参考にする必要がある。

■催しの内容

区 分	年度	邦楽・洋楽		演 劇		邦舞・洋舞		大会・式典		講演・講座		合 計
		使用回数	割合	使用回数	割合	使用回数	割合	使用回数	割合	使用回数	割合	
大ホール	23	74	45.7%	26	16.0%	12	7.4%	29	17.9%	21	13.0%	162
	24	67	43.2%	16	10.3%	15	9.7%	42	27.1%	15	9.7%	155
	25	65	38.4%	30	17.8%	14	8.3%	39	23.1%	21	12.4%	169
小ホール	23	57	32.8%	11	6.3%	7	4.0%	23	13.2%	76	43.7%	174
	24	67	37.0%	11	6.1%	8	4.4%	28	15.5%	67	37.0%	181
	25	74	33.2%	15	6.7%	6	2.7%	31	13.9%	97	43.5%	223

■1回当たりの利用人数

区 分	年度	200人未満		200人以上 600人未満		600人以上 1000人未満		1000人以上 1400人未満		1400人以上 1800人未満		1800人以上		合 計
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
大ホール	23	0	0%	16	9.9%	37	22.8%	57	35.2%	36	22.2%	16	9.9%	162
	24	0	0%	19	12.3%	35	22.6%	52	33.5%	37	23.9%	12	7.7%	155
	25	0	0%	16	9.5%	53	31.4%	47	27.8%	38	22.5%	15	8.8%	169

区 分	年度	200人未満		200人以上 400人未満		400人以上 600人未満		600人以上 800人未満		800人以上 1000人未満		1000人以上		合 計
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
小ホール	23	40	23.0%	84	48.3%	44	25.3%	3	1.7%	1	0.6%	2	1.1%	174
	24	49	27.1%	87	48.1%	41	22.7%	1	0.5%	1	0.5%	2	1.1%	181
	25	65	29.1%	103	46.2%	48	21.5%	2	0.9%	4	1.8%	1	0.5%	223

3 市民意識調査の結果

(1) 市民意識調査の概要（資料8参照）

市民の文化芸術に対する意識に焦点を当て、市民の文化芸術への関心度合、本市の文化芸術の現状に対するイメージ、今後の本市の文化芸術に対するニーズ等について調査を実施した。調査は、市民（個人）だけではなく、文化芸術活動等を実施している文化芸術団体に対しても実施した。

■調査対象

市民アンケート	無作為に抽出した姫路市民男女3,000人 回収数 947（回収率 31.5%） 内有効回答数 947 実施時期 平成26年1月～2月
文化団体アンケート	平成24年版 姫路地方文化国際交流団体名簿に掲載されている 主に市内で活動する文化芸術団体623団体 回収数 316（回収率 50.7%） 内有効回答数 316 実施時期 平成26年4月～5月

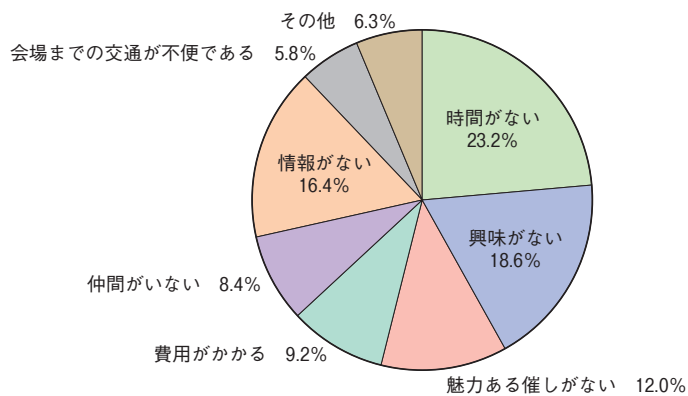
(2) 調査結果（主な内容）

① 過去1年間に文化芸術を鑑賞していない人又は活動していない人の理由

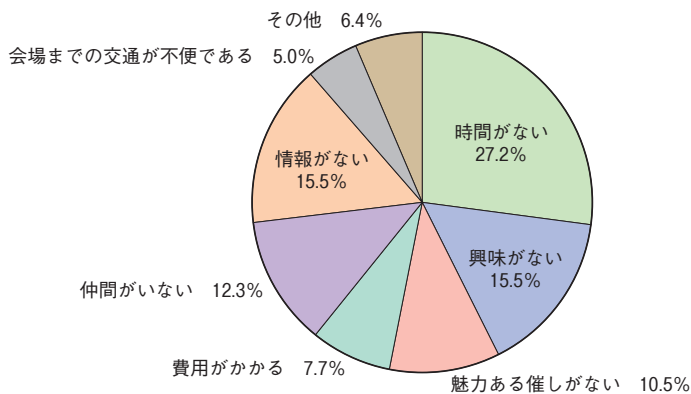
文化芸術を鑑賞していない人のうち、最も多い理由は「時間がない」で23.2%であった。また、「興味がない」を理由に挙げた人は18.6%と2番目に多い結果となったが、全体的な傾向として、制限される要因（時間的余裕、金銭面、同伴者、情報、交通手段、健康状態等）を有することが、鑑賞に対し消極的である主な理由であると考えられる。また、自ら文化芸術の活動をしていない人の理由は、「時間がない」が27.2%と最も多く、その他についても鑑賞の場合と同じような傾向が見られた。鑑賞や活動がしやすい環境づくりが求められている。

(市民アンケート)

■鑑賞していない理由



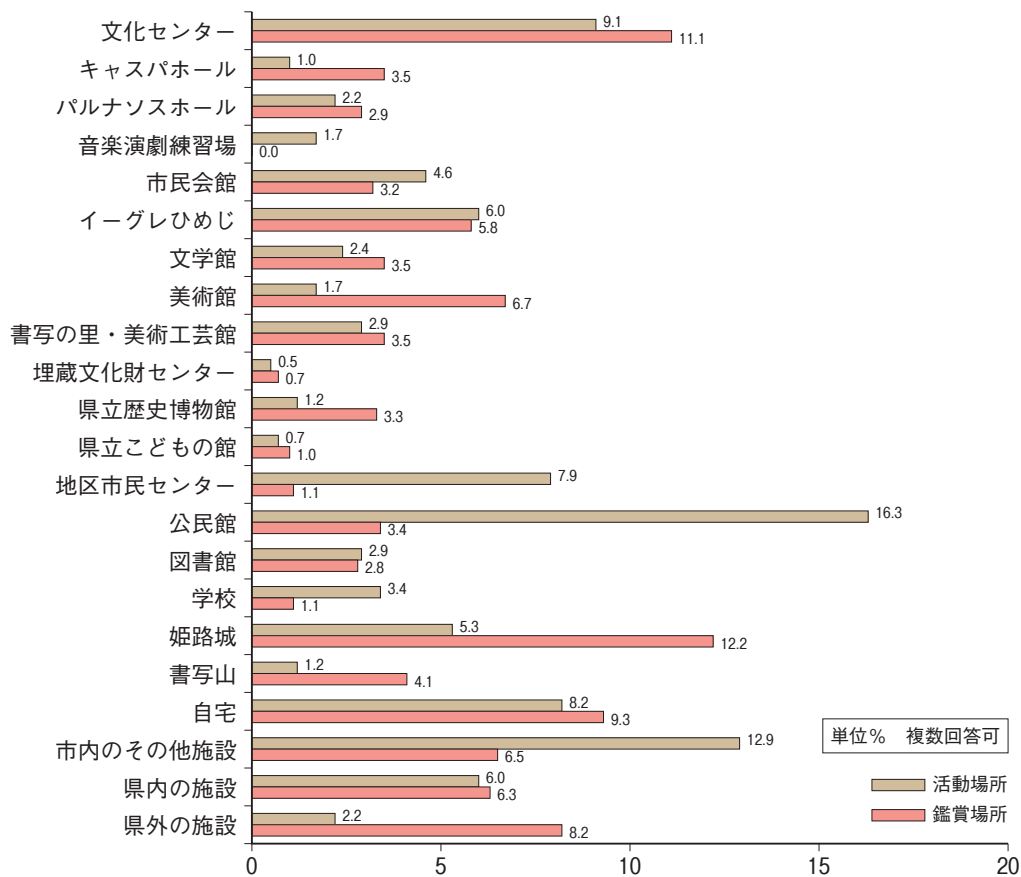
■活動していない理由



② 活動場所及び鑑賞場所について

文化芸術に触れ合うには、「自らが活動に参加すること」「文化芸術を鑑賞すること」の2つの方法がある。その場所について見ると、活動場所は、市民及び団体ともに身近な場所にある公民館や市民センターが上位となっている。一方、鑑賞場所は文化センターやイーグレひめじが上位となっている。これは、活動場所については「場所の広さが活動に適している」「利用料金が手頃である」「駐車場が十分にある」ことを重視しているのに対し、鑑賞場所については大規模集客施設であることは当然ながら、「駅に近い」ことを重視しているからだと考えられる。

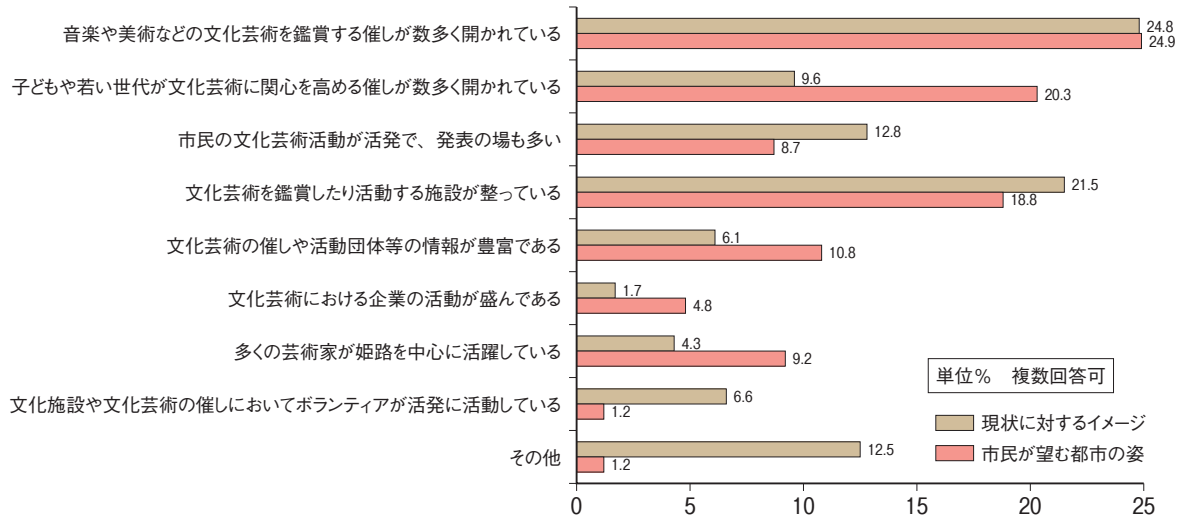
■活動場所及び鑑賞場所（市民アンケート）



③ 本市がどのような都市であることを望むかについて

本市の文化芸術の現状について、市民が抱くイメージと市民が望む都市の姿は、いずれも「音楽や美術などの文化芸術を鑑賞する催しが数多く開かれている」が最も高い割合を占めた。2番目に割合の高い項目である「子どもや若い世代が文化芸術に関心を高める催しが数多く開かれている」は、現状と要望が乖離しているため、市民の要望として高い割合を占めるのではないかと考えられる。また、情報の量や芸術家の活動についても現状と要望が乖離しており、子どもたちをはじめとする担い手づくり、情報発信や芸術家等の育成などの支援が必要であるといった課題がある。

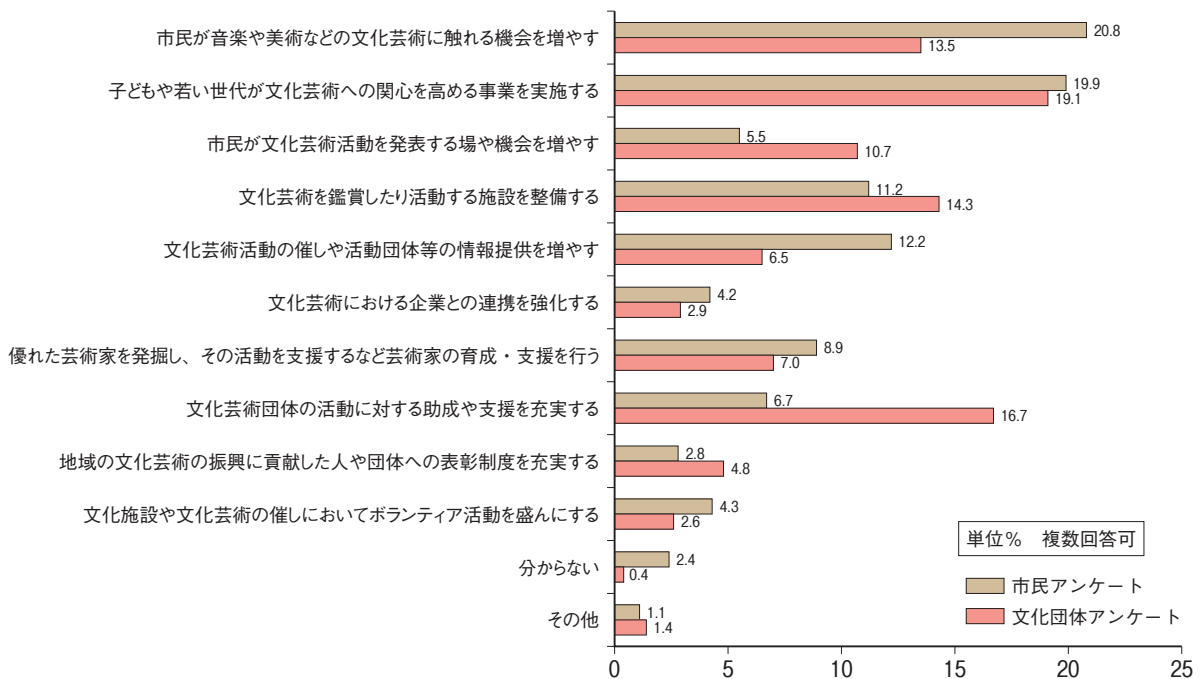
■現状に対するイメージ及び望む都市の姿（市民アンケート）



④ 本市が力を入れるべきことについて

「姫路市の文化芸術をより豊かにするために、姫路市が力を入れるべきこと」として、市民及び団体ともに、「文化芸術に触れる機会を増やす」が上位に入っている一方、団体は、会員獲得や後継者不足等の課題を抱えていることから、「子どもや若い世代が文化芸術への関心を高める事業を実施する」が最上位となっている。また、団体は、文化芸術活動の活性化等のため、「助成や支援の充実」が上位となる一方、市民は「文化芸術活動の催しや活動団体等の情報提供を増やす」が上位となっており、より一層の情報提供が必要と感じていることがわかる。

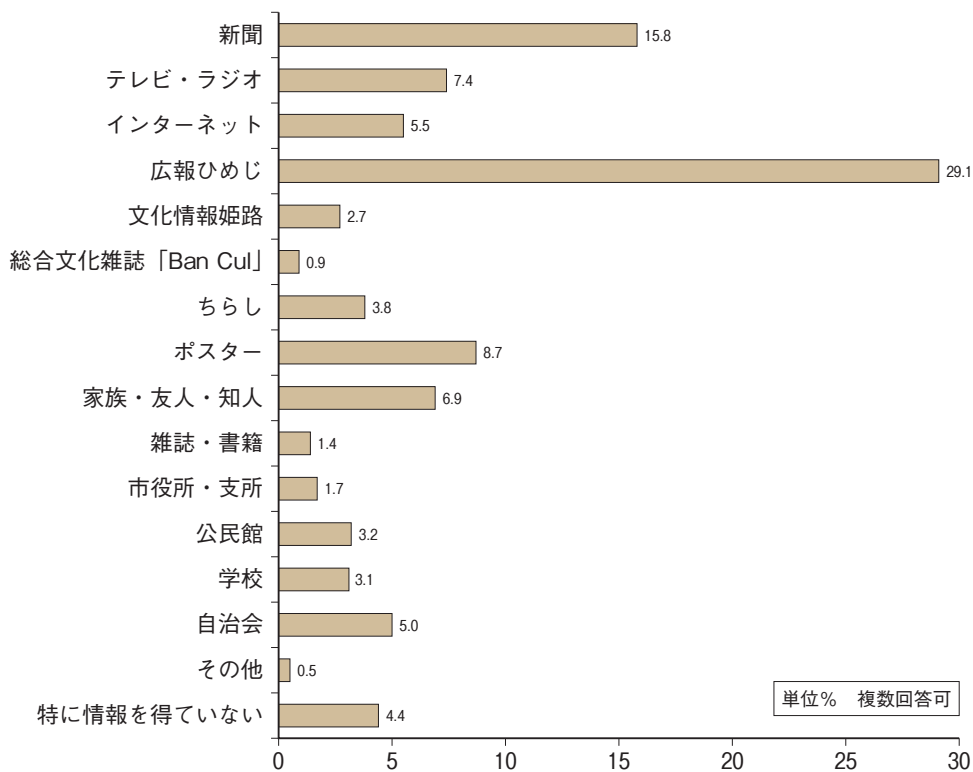
■姫路市が力を入れるべきこと



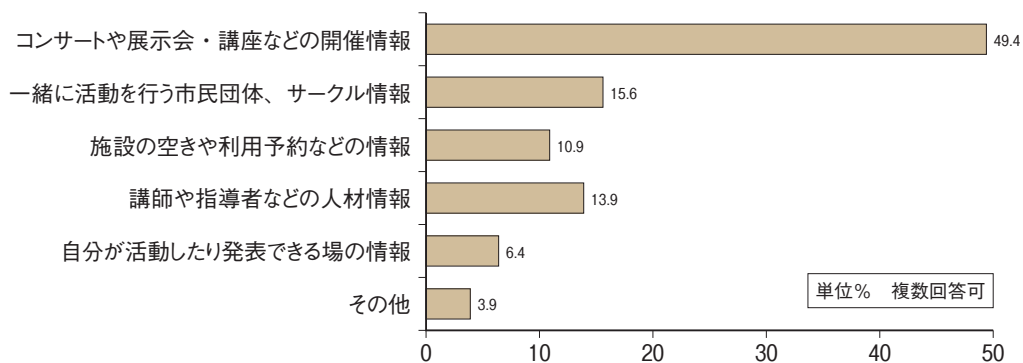
⑤ 文化情報について（市民アンケート）

情報の入手先は、広報ひめじが最も多く、次に新聞となっている。これは、情報入手が情報源の発行回数や発行部数に影響されている可能性もあるが、タイムリーな情報を自ら入手できる電子媒体や音声媒体よりも地域に特化した紙媒体の方が効果が高いことがわかる。しかし、情報の発信は情報内容に応じて効果的に行うことが不可欠であることから、紙媒体以外の発信方法について見直す必要がある。また、ほしい文化情報として、半数近くの回答者が「コンサートや展示会、講座などの開催情報」を挙げた。その他に、団体や人材、施設等の情報が挙げられているのは、自ら活動するために必要な情報も求められているためだと考えられる。

■文化情報の入手先



■ほしい文化情報は何か



4 文化芸術振興のための重点的に取り組むべき方向性

本市を取り巻く文化環境の変化やアンケート調査結果等を含めて、総合的に本市が目指す方向性や重視すべき課題を検討すると以下のとおりとなる。

(1) 文化芸術に触れ合う機会の提供について

誰もが身近に文化芸術を感じ、活動に取り組むことができる環境を整備することは、文化芸術振興の最も基本的な施策の1つといえる。そのため、市民ニーズ、社会的ニーズに対応した効果的で、効率的な施策について検討することから始める必要がある。

(2) 文化芸術活動の担い手づくりについて

団体を含めて市民の文化芸術活動が活発になることによって、文化芸術に関わる層が厚くなり、裾野の拡大につながる。特に、アンケート結果にもあるように、子どもや若い世代に対し文化芸術への関心を高める事業を実施することによって、より効果が上がることが期待できるため、その方法等を検討する必要がある。

(3) 情報提供のあり方について

市民の文化芸術に関する情報の入手先は、アンケート結果からは、広報ひめじ(29.1%)、新聞(15.8%)及びポスター(8.7%)が上位を占めている。その他にもさまざまな媒体を利用して市民へ情報提供しているが、市民は「情報が豊富でない」と感じており、情報の内容や提供のあり方について検討する必要がある。

(4) 文化芸術の活動及び触れ合う場所の提供について

① 新文化センターの整備について

活動の発表場所は、駅周辺など公共交通の利便性の高いところが望まれており、姫路駅北東にあるイベントゾーンでの新文化センター整備については、ホールの内容、適正な収容人員、練習場所との連携、情報発信など文化芸術活動がより活発になるように工夫する必要がある。

② 公共施設の連携及び機能強化について

活動場所は、公共施設が多く使用されている。特に、地域においては公民館や市民センターが使用されているが、文化センター等の拠点施設との連携はない。そこで、施設運営の機能強化を検討し、ネットワーク化や情報発信力の向上を図る必要がある。

(5) 文化芸術団体への支援のあり方について

団体のイベント等への参加機会の増加など活動の促進とともに、活動場所の提供など基本的な支援策について検討する必要がある。その際、本市の特性に合った支援策となるよう留意する必要がある。



播磨国総社 三ツ山大祭

第3章 文化芸術振興の基本目標と基本方針

- 1 基本目標
- 2 基本方針



1 基本目標

これまで述べてきたように、本市には、日本を代表する世界文化遺産姫路城をはじめとして、有形・無形の文化財が多くあり、長い歴史の中で連綿と培われてきた本市の過去の姿を現在、そして未来に伝える貴重な財産となっている。今後、これら多彩な文化財を未来に継承し、その価値を伝え、活用するため、継続的な調査を行うとともに、文化財に関する情報発信により、愛護意識の啓発に努めていくことが必要である。

一方、本市においては、人々の日々の営みの中で培われてきた伝統や習慣の上で、市民の創造的な活動から生み出される豊かな文化が育まれている。そのような中でさらに個性ある市民文化を創造するためには、文化創造の担い手である市民や文化芸術団体などによる主体的な文化芸術活動や文化イベントを支援していくことが大切である。また、新たな市民文化が育つ環境を充実するために、市民文化の交流拠点、発信拠点としての新文化センターの整備をはじめ、各文化施設間のネットワーク化の推進など様々な施策を展開する必要がある。

そこで、これらの状況と文化芸術振興のために重点的に取り組むべき方向性を踏まえ、これまで姫路市総合計画に基づき実施してきた各施策との整合性を図りつつ、文化遺産の活用と文化を担う人づくり、また、文化を支える環境づくり等に積極的に取り組むため、本ビジョンの目標を次のように掲げる。

■基本目標

歴史文化の継承と 魅力ある市民文化の 創造



2 基本方針

この基本目標のもと、3つの基本方針と6つの施策の柱を次に掲げる。

(1) 歴史文化遺産を未来に活かす

本市においては、地域資源を活用して地域夢プラン事業が展開されてきたが、地域固有の伝統文化や有形・無形の文化財を継承し、積極的に活用することは、文化等への意識の高揚につながるだけでなく、個性ある地域の魅力や地域住民の活力を向上させ、地域の活性化につなげていくことができる。

また、姫路城をはじめとする多くの文化財は、地域の歴史と文化の理解に欠くことができない市民共通の財産であると同時に、新たな文化を創造していくうえでの礎となるものである。そのため、これら市民の貴重な財産を未来に向けて適切に保存・整備するとともに、交流やまちづくりに活かすことで、確実に継承していくことが大切である。さらに、歴史文化遺産の保存と活用については、姫路市教育振興基本計画においても取り組むこととされている。本ビジョンにおいても、その内容と整合性を図り、施策を展開する。



こころの祭

■ 施策の柱

- ▼ 個性ある文化芸術の振興
- ▼ 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

(2) 文化を担う人づくり

文化を担う人材を育む第一歩は、文化芸術と出会うことである。文化芸術に出会ったり触れ合ったりする機会を提供することは、市民が文化芸術活動を始めるきっかけにつながる。特に、子どもたちは、新しい文化の創造において無限の可能性を秘めており、本市としても文化芸術の楽しさや奥深さに触れ合う機会を積極的に提供していくべきである。

また、文化芸術団体の発表の場は、市民の鑑賞の場ともなることから、文化芸術活動を目的とした市民活動団体等を育成、支援することで、将来に向けて、市民が文化芸術を鑑賞するだけでなく、創作や発表など創造的な活動へと発展する可能性がある。そこで、市民の文化芸術活動を支援し、継続的に次代を担う人を育てる仕組みづくりに取り組む必要がある。



市民ロビーコンサート

■ 施策の柱

- ▼文化芸術に触れる機会の提供
- ▼次世代を育てる施策の実施

(3) 文化を支える環境づくり

市民が積極的に文化施設等を活用して活動ができるよう、運営及び設備の両面から充実させる必要がある。まず、施設運営については、市民や文化芸術団体などの施設利用者だけでなく、文化事業を実施している企業や業界等の意見、要望も把握し、利用しやすい環境を整備することが大切である。また、施設設備については、既存施設は安全で快適に利用できるよう、バリアフリー化や耐震改修等に計画的に取り組むことが不可欠である。特に、建替の決定をした文化センターや音楽演劇練習場については、創作・練習や発表の場を提供することから、市内の文化交流の拠点施設となるように機能等を十分に検討して整備することとする。

さらに、文化芸術に関するイベント情報や講座開催、文化施設の利用状況など多様な情報を収集し、市民や文化芸術団体に対して、効果的な媒体を活用し、タイムリーに情報提供を行うように努めることが大切である。

■ 施策の柱

- ▼文化芸術を支える基盤の整備
- ▼文化芸術活動への支援



姫路城薪能

第4章 文化芸術振興の具体的施策の展開

- 1 個性ある文化芸術の振興
- 2 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用
- 3 文化芸術に触れる機会の提供
- 4 次世代を育てる施策の実施
- 5 文化芸術を支える基盤の整備
- 6 文化芸術活動への支援

1 個性ある文化芸術の振興

(1) 市民の文化芸術に対する意識の高揚

文化芸術は、人によって生まれ、魅力あるまちづくりには欠かせないものである。特に、文化の醸成には時間がかかるものの、継続的な取り組みは、ふるさと姫路への愛着を生み出すだけでなく、教育、福祉及び観光等の多様な分野に大きな波及効果をもたらす。市民がこの効果を十分に実感・享受し、市民一人ひとりが主役であることを認識できるようにするとともに、市民の文化芸術に対する意識の高揚につながる施策を展開する。

【主な取り組み】

- 文化芸術を楽しむ多様なスタイルのイベント等の開催
- 市民文化祭等の充実

(2) 文化芸術を活かした地域の活性化

歴史と風土の中で育まれてきた地域固有の文化資源である姫路の秋祭りをはじめとする伝統行事は、地域の魅力を発信し、地域に活力を与えている。そこで、これら文化資源を、文化芸術振興のみならず地域住民や地域間の文化交流にも活用し、地域コミュニティの活性化や地域づくりにつなげる。

【主な取り組み】

- 文化をテーマとした提案型協働事業の実施
- コミュニティイベント助成事業及び地域夢プラン事業の活用

(3) 文化芸術による交流の促進及び新たな文化の創造

文化芸術を通じての交流は、それぞれが持つ多様な文化への理解を深めるとともに、自らの文化芸術を再認識することとなる。その交流や再認識は、世代間の交流、市民の参加意識の増大や文化芸術団体間の連携を生み出し、文化芸術活動の活性化や新たな文化への創造につながる可能性があることから、その促進に努める。また、姫路文学館、美術館、書写の里・美術工芸館などの充実や活用にも取り組む。

【主な取り組み】

- 文化芸術を通じた国際交流の推進
- 文化芸術活動を行う市民活動団体の相談機能の充実（市民活動・ボランティアサポートセンターの活用）
- 美術館などの文化交流拠点の充実、活用



2 地域に伝わる歴史文化遺産の保存と活用

(1) 世界文化遺産姫路城の保存と活用

大天守保存修理工事が終了した姫路城は、特別史跡姫路城跡整備基本計画に基づき、本質的価値の保存と計画的な整備に努める。また、文化観光施設の拠点であることから、姫路城重要文化財建造物等保存活用計画に基づいて、「知る」「学ぶ」「発見」の場として、展示手法等に工夫を重ね、教育・学習支援機能の充実を図りながら、文化財の保存継承の意義を広く啓発する。

【主な取り組み】

- 姫路城平成中期保存修理計画に基づく保存修理
- 姫路城跡石垣の保存整備
- 姫路城を拠点とした文化観光の推進

(2) 多彩な文化財の保存と活用

地域に伝わる多彩な文化財の保存活用とその価値を伝えるため、調査等を実施する。また、文化財等への関心と理解を深めるため、埋蔵文化財センターで企画展示等を実施する。さらに、地域の歴史や歴史文化遺産を説明するボランティア活動を推進する。

【主な取り組み】

- 文化財の調査と保存
- 文化財散策ルートの整備
- ボランティア活動の推進

(3) 伝統文化・歴史的文書の継承と活用

市民に守り伝えられている祭りや獅子舞などの各伝統行事は、地域への愛着と誇りを育む貴重な財産である。今後、こうした伝統行事を記録し、公開することで、市民や文化芸術団体の自主的な文化伝承活動を支援していく。また、貴重な歴史資料として本市が有する古文書や歴史的価値を有する資料を後世に引き継ぐため、良好な状態での保存に努める。

【主な取り組み】

- 文化伝承活動の振興
- 市史の編集と発刊
- 古文書類の保存と活用

3 文化芸術に触れる機会の提供

(1) 子どもたちが文化芸術に出会う機会の拡充

子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供することは、豊かな感性や情緒を培い、生涯にわたって文化芸術を愛好する態度や心情を育てることから、学校園の状況に応じて、地域に残る伝統行事・文化遺産等について調べる学習や伝統的な歴史文化などに親しむ学習を計画的に取り入れる。また、質の高い音楽に触れ合う機会を提供しようと、平成26年開催のル・ポン国際音楽祭から親子ペアチケットの発売を開始しており、引き続き同様の取り組みを検討していく。

【主な取り組み】

- 教育創造プログラムの推進（文化芸術活動の充実）
- 親子での文化芸術の体験プログラムの推進
- アウトリーチ活動*の推進

※「手をのばす」との意味から、出張サービスなどの意味で多用されているが、芸術家が学校や現場に向いて、芸術に興味を持ってもらう活動のこと

(2) 市民が文化芸術に出会う機会の拡充

市民アンケートの結果からは、文化芸術について鑑賞や参加をしない理由に、「時間がない」が多くあった。そのことから、市民ニーズに合わせて鑑賞等の機会をきめ細かく提供することが大切である。そこで、文化施設等での鑑賞会や展示会を積極的に開催するとともに、市民が気軽に幅広い分野の芸術に触れ合う機会を増やすために情報発信に努める。また、就労者層などの帰宅時間を配慮した事業も検討していく。

【主な取り組み】

- 様々な年代層を意識した多様な文化芸術事業の実施
- 公民館等を活用した文化芸術事業の実施
- 文化講演会、文化講座の実施
- アウトリーチ活動の推進（再掲）

(3) 鑑賞、発表の機会の充実（質の向上を含む）

各種鑑賞会については、教育委員会や公益財団法人姫路市文化国際交流財団と協力して、市民に親しみやすいものから質の高いものまで提供できるよう充実を図る。また、活動へのモチベーションを高めるため、創作・発表の機会の提供に努める。

【主な取り組み】

- 国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供
- 市民文化祭や市民センターまつり、公民館まつりの充実
- 効果的な文化芸術団体情報の発信



4 次世代を育てる施策の実施

(1) 文化芸術を担う人材育成

文化の担い手の裾野を拡大するため、鑑賞や発表の機会の提供に合わせて、文化芸術を通じた交流事業を実施し、市内だけでなく市外を含む若手芸術家の参加を促進する。また、姫路市美術展と同様に、他の文化芸術分野においても文化芸術の明日を担う若手芸術家を育成し、活躍してもらうための支援事業を検討する。

【主な取り組み】

- 文化芸術活動への参加促進
- 若手芸術家の発掘・育成事業の検討

(2) 人材活用の仕組みづくり

新文化センターの整備に合わせて、文化芸術に関するプログラム作成や運営の支援、文化芸術活動のコーディネートを行う専門家の設置を検討する。また、各種文化イベント等を支える文化ボランティアの育成のため、登録制度についても検討する。

【主な取り組み】

- 文化芸術に関するコーディネーターなどの専門家の設置の検討
- 文化ボランティアの登録制度の実施

5 文化芸術を支える基盤の整備

(1) 市民が利用しやすい施設運営などの環境づくり

利用者や運営に携わる人たち等を通じて、施設に対する意見や要望を把握し、サービスの向上に努める。また、本市の文化芸術振興に寄与すると認められる団体や個人が実施する文化芸術活動について、適正に支援（後援）を行っていく。

【主な取り組み】

- 市民・文化団体アンケートの活用
- コンサート等の鑑賞者に対する意見聴取の実施
- 団体・個人が実施する文化芸術活動の後援

(2) 文化芸術振興の拠点施設の整備

市民の文化芸術活動を支える拠点施設は、文化芸術振興には欠くことができない施設である。本市においては、文化センターがその役割を担ってきたが、文化センターの老朽化と多様化する文化芸術活動に対応するため、新文化センターの整備を検討している。今後、市民が利用しやすい管理運営方法を検討するとともに、他の既存文化施設等

との連携、機能分担や相乗効果について検討した上で整備を進める。

【主な取り組み】

- 新文化センターの整備
- 既存文化施設との連携

【新文化センター整備の基本的な考え方】

1 背景

(1) 国・県の施策の状況（動き）

国は平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」を制定し、地方公共団体の役割を「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定すること」「区域内の劇場、音楽堂を積極的に活用しつつ、実施する役割を果たすよう努めること」とした。また、兵庫県は、県立尼崎青少年創造劇場、県立芸術文化センターを整備し、文化芸術の拠点機能を高めるとともに、各種文化芸術施策を展開している。

(2) 文化センターの老朽化

文化センターは、昭和47年の開館以来約40年が経過し、施設全体の経年劣化が進んでいる。また、バリアフリー化が不十分である上に、照明機器や音響設備等、鑑賞や施設利用者のニーズに十分対応できておらず、根本的な対応が不可欠となっている。

2 整備の必要性等

(1) 文化振興ビジョンの施策の推進拠点

先に述べたように、国・県の動きと連携して、本市においても文化振興ビジョンを策定するとともに、さらに積極的に市民の文化振興事業等を実施する必要がある。新文化センターをその拠点として、効果的な文化振興を進める。

(2) 代替施設が存在しないこと

これまで文化センターが果たしてきた役割を担う代替施設は、本市及びその周辺には存在せず、今後、市民の文化振興のためにも施設の整備に取り組まなければならないことが課題となっている。

(3) さまざまな可能性のある新たな施設

新文化センターを姫路駅前に整備することは、地域の賑わい創出を図っ



ていく上で大きな意義を持つ。また、高機能のホールとすることで、これまでになかったコンサート等の開催や、同時に整備するコンベンション施設との相乗効果などさまざまな可能性がある。

3 整備の基本的な考え方

(1) 現状と課題の整理

市民アンケートの結果、文化センターの利用状況及び市内、県内等の文化施設の現状を調査分析し、課題を整理する。その課題から、ホールの内容をはじめ求められる新しい施設の姿を検討する。

(2) 果たしてきた役割の継続

文化施設として、発表の場及び鑑賞の機会の提供を通じて、文化の振興に努めるとともに、文化芸術団体等の支援や文化情報の発信拠点としての役割を果たしてきた。新文化センターにおいても原則としてその役割を継続する。

(3) 施設機能（資料9参照）

① 文化芸術活動の拠点機能

ア 文化芸術活動発信機能

積極的に市民が創り上げた文化芸術活動を市内外に発信し、姫路の魅力の向上につなげていくことが大切であり、その機能を充実させる。

イ 創造的な文化芸術活動支援機能

地域の特性に応じた市民の文化芸術活動に対して、活動の場や発表の場を提供するとともに、市民の創造的な文化芸術活動の立ち上げ支援や発展していく過程に応じた支援など様々な支援機能を担う。

② 鑑賞機能

貸館事業、買取型や制作型の自主事業などを通じて、市民に鑑賞の機会を提供する。

③ 交流機能

新文化センターでの文化芸術活動を通し、様々な交流を促進する。

④ 情報収集・発信機能

市内に限らず県内等の様々な文化芸術活動情報を収集、集約、保存し、その情報が提供できるように文化情報センター的な役割を検討する。

⑤ 人材育成機能

文化芸術の振興に必要な人材の育成に努めるとともに、教育委員会と連携協力し、新文化センターを活用して、将来の担い手となる子どもたちと文化芸術との出会いの場などを創出する。

(3) 文化芸術の振興と経済（観光等）との連携の促進

文化芸術を支え、文化芸術によるまちづくりのためには、経済との連携が必要である。特に世界文化遺産姫路城などの歴史文化遺産や伝統的産業などは、文化的な資源でもあり、産業にとっても有力な資源で、文化と経済を連携させることにより、観光客の誘致や新たな産業の創出が期待される。さらに、連携することにより、企業の文化活動への参加を促し、地域の文化活動の活性化を図ることも可能となる。

【主な取り組み】

- 姫路城など歴史文化遺産を活用したまちの活性化（中心市街地活性化事業等）
- 企業の文化活動の促進
- 文化を活用した地域のブランドの創造
- 観光部門と連携した情報発信

6 文化芸術活動への支援

(1) 創作、発表機会の提供

「3 文化芸術に触れる機会の提供」でも述べたように、創作・発表の機会を提供することは、文化芸術活動を支えることにもつながる。そこで、教育委員会や公益財団法人姫路市文化国際交流財団と協力して、文化芸術の鑑賞の機会だけでなく、自己実現の場ともなる創作・発表の機会についても、場所の提供に努める。

【主な取り組み】

- 国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会の提供（再掲）
- 市民文化祭や市民センターまつりの充実（再掲）
- 文化芸術団体の活動スペースの確保

(2) 情報収集・発信

市民ニーズに沿ったイベントや講座、施設利用状況などの情報を収集し、誰もがタイムリーに入手できるように関係機関と協力して情報発信に努める。また、姫路駅前にある姫路キャスパホールを活用して民間イベントを含めた効果的な情報発信の仕組みづくりについて検討する。

【主な取り組み】

- 文化情報姫路の効果的な配付
- 市ホームページや広報ひめじ等による情報発信の強化
- 姫路キャスパホールを活用した情報発信
- 民間文化施設とのネットワークの検討



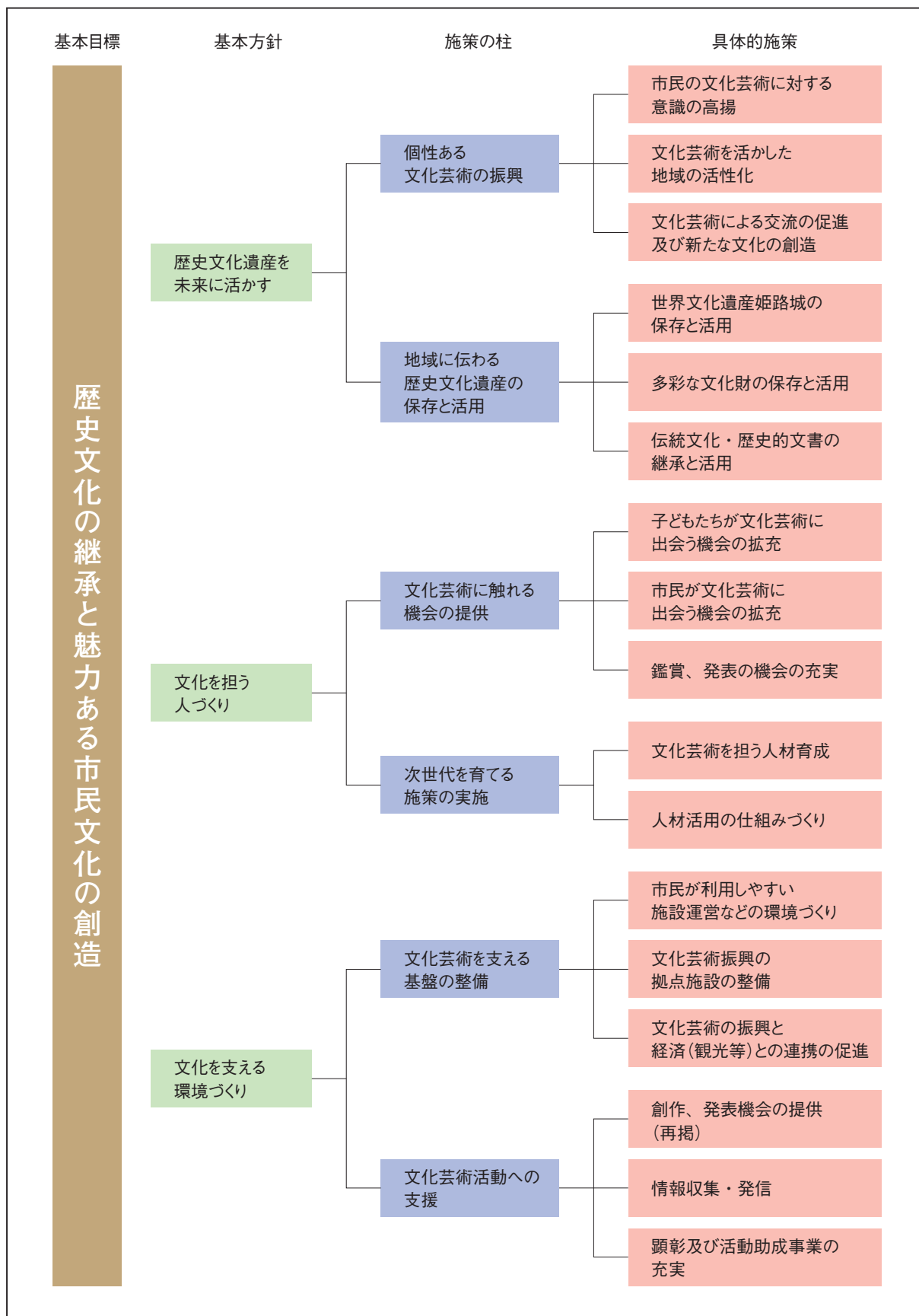
(3) 顕彰及び活動助成事業の充実

現在、姫路市表彰規則に基づく市民表彰のほか、本市を中心に活躍し、又は本市の文化芸術の振興に貢献した個人及び団体を顕彰するため、姫路市芸術文化賞の表彰を実施しており、公益財団法人姫路市文化国際交流財団と協力して、引き続き顕彰に努める。また、和辻哲郎文化賞を通じて、学術研究活動の顕彰にも引き続き取り組む。このほか、文化芸術活動の事業費用の一部を助成する制度の充実を図る。

【主な取り組み】

- 芸術文化賞及び和辻哲郎文化賞の実施
- 文化芸術活動への助成事業の実施
- 文化をテーマとした提案型協働事業の実施（再掲）

【 施 策 体 系 】





美術館たそがれコンサート

第5章 ビジョンの推進

- 1 各主体の役割
- 2 計画の推進体制

1 各主体の役割

(1) 文化の担い手

① 市民

市民は、文化芸術振興の主役として、文化芸術に関心を持ち、一人ひとりが文化の担い手として文化芸術活動に積極的に参加する。また、文化イベントや施設運営のボランティアとして参画することで、文化芸術活動の活性化が期待できる。

② 文化芸術団体

文化芸術団体は、市民の文化芸術活動の受け皿として、個人活動の質の向上を支援する役割を担う。また、団体として活動することで、文化イベントの開催も可能となり、市民が文化に触れ合う機会の増大につながり、文化芸術活動の活性化が期待できる。

③ 企業

これまで、市内企業は、地域社会の一員として、本市の各種イベントを協賛という形で支援してきた。今後は、さらに企業の人材及び資源等を活かして、文化芸術振興の担い手として地域社会の活性化に寄与することが期待されている。

(2) 関係機関

① 市（行政）

市は、文化振興ビジョンを策定・推進し、市民、地域、文化芸術団体、芸術家等がそれぞれの立場から文化芸術活動に積極的に取り組むことができるよう、総合的な企画調整機能を発揮するとともに、地域の特性に応じた施策を計画的に推進する。

② 学校・教育委員会

学校・教育委員会は、姫路市教育振興基本計画に基づいて、その基本理念である「ふるさと姫路の未来をひらく人づくり」のため、歴史文化の継承と市民文化の醸成に努める。

③ 各種文化施設

市内の各種文化施設は、文化芸術の発信拠点として、市民、地域、文化芸術団体、芸術家等の交流の促進を図る。小学校区単位で整備されている公民館は、地域における身近な文化施設としての役割を担う。



2 計画の推進体制

(1) (仮称) 姫路市文化振興ビジョン推進懇話会の設置

① 計画の評価

本ビジョンを着実に推進し、実効性を高めるためには、ビジョンの進行管理を実施することが重要である。本ビジョンに掲げる各施策の評価については、学識経験者、専門家及び市民等から構成する(仮称)姫路市文化振興ビジョン推進懇話会を設置し、意見や提言を受ける。評価の指標については、後述の連絡協議会において設定する。

② 施策等の見直し

施策を実施するにあたっては、市議会や市民からいただいた意見等とともに、(仮称)姫路市文化振興ビジョン推進懇話会から受けた意見を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行う。また、本ビジョンは平成32年度までの計画であるが、大きな改訂が必要となった場合は、ビジョンの見直しについて当該懇話会で意見を徴収する。

(2) 庁内関係部署の協力体制の構築

事業を実施するだけでなく、本ビジョンの施策の推進について検討するため、教育委員会文化財課など関係部署で連絡協議会を設置する。また、当該協議会は、ビジョンの推進指標を設定するとともに、施策の進捗状況についても管理し、これらの情報を(仮称)姫路市文化振興ビジョン推進懇話会の評価に付する。

(3) 公益財団法人姫路市文化国際交流財団との連携の強化

公益財団法人姫路市文化国際交流財団は、その設立経緯から、市内の文化芸術活動の中心的役割を担ってきた。新文化センター整備後も、引き続き、文化芸術に触れる機会を提供するとともに、市民の文化芸術活動の支援及びネットワークを醸成するなど、市民が文化芸術を楽しむだけでなく、活発に文化芸術活動を行えるよう本ビジョンに掲げる文化芸術振興施策の実施について連携を強化する。

参考資料

- 1 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会要綱等
- 2 姫路市文化振興ビジョン検討懇話会委員名簿
- 3 文化芸術振興基本法
- 4 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- 5 姫路市区域内的の指定等文化財一覧(指定等主体別)
- 6 姫路市の文化施設の状況
- 7 全国の文化施設の状況(中核市及び政令市)
- 8 市民意識調査
- 9 新文化センターについて

資料1

姫路市文化振興ビジョン検討懇話会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、姫路市の文化施策の指針となる姫路市文化振興ビジョン（以下、「ビジョン」という。）の策定に当たり、幅広く意見を求めるための姫路市文化振興ビジョン検討懇話会（以下「懇話会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本市の文化行政における現状と課題の整理に関する事
- (2) ビジョンの策定に関する事

(組織)

第3条 懇話会は、15人以内の委員で構成する。

- 1 委員は次に掲げる者のうちから市長が指名する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市議会議員
 - (3) 各種団体が推薦する者
 - (4) 公募市民
- 2 懇話会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により定める。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 会長は、懇話会を代表し、会務を統括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 7 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

(アドバイザーの指名)

第4条 会長は、適当と認める者をアドバイザーとして指名し、会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、文化交流課において処理する。

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年7月4日から施行する。
- 2 この要綱は、ビジョンを策定したときに、その効力を失う。

姫路市文化振興ビジョン策定庁内検討会設置要領

(設置)

第1条 姫路市文化振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定するため、姫路市文化振興ビジョン策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討会は、必要な調査及び検討を行い、ビジョンの原案を策定する。

(組織等)

第3条 検討会は、別表第1に掲げる会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 検討会の会議は、会長が招集し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(ワーキンググループの設置)

第4条 検討会に、ワーキンググループを置く。

(ワーキンググループの所掌事項)

第5条 ワーキンググループは、必要な調査、検討及び調整を行い、策定原案を検討会に提出する。

(ワーキンググループの組織等)

第6条 ワーキンググループは、会長が指名する者をもって組織する。

2 ワーキンググループにリーダーを置き、それぞれ会長の指名する者をもって充てる。

3 ワーキンググループの会議は、リーダーが招集し、会務を総理する。

(アドバイザーの指名)

第7条 会長は、適当と認める者をアドバイザーとして指名し、検討会またはワーキンググループに出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、姫路市市民局市民参画部文化交流課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成26年7月1日から施行する。

2 この要領は、ビジョンが策定されたときにその効力を失う。

別表（第3条関係）

会 長	市民局長
副 会 長	市民参画部長
委 員	文化交流課長 生きがい推進課長 生涯学習課長 文化財課長

資料 2

姫路市文化振興ビジョン検討懇話会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	端 信行	兵庫県立歴史博物館 名誉館長
	市川 一夫	兵庫県立大学総合教育機構 特任教授
文化関係者	内山雅咲己	華道家
	尾崎 美紀	児童文学者
	加茂田陽一	姫路地方文化団体連合協議会事務局次長
	河内 厚郎	評論家、文化プロデューサー
市議会	西本 眞造	姫路市議会厚生委員会委員長
文化施設管理	延澤 高治	(公財)姫路市文化国際交流財団副理事長
公募委員	安積 正	
	西岡二三子	
	横治久美男	

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日法律第148号）

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。さらに、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されると

資料3

ともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

らない。

5 前2項の規定は、基本方針の変さらについて準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

資料3

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置

資料3

等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

資料 3

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第 8 条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附則抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月27日法律第419号）

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の

資料 4

調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

資料4

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、

資料4

民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

姫路市区域内の指定等文化財一覧(指定等主体別)

合計303件(国宝5,国指定43,国選定1,国選択1,国登録59,県指定68,市指定127)および世界遺産1

主体	種別	名称	時代	指定等年月日	所有者 (管理者・寄託先)	備考
世界遺産	文化遺産	姫路城	桃山	平成5年12月11日	文部科学省 (姫路市)	慶長6年(1601)～ 慶長14年(1609)
国宝	建造物	姫路城大天守	桃山	昭和26年6月9日	文部科学省 (姫路市)	
国宝	建造物	姫路城西小天守	桃山	昭和26年6月9日	文部科学省 (姫路市)	
国宝	建造物	姫路城乾小天守	桃山	昭和26年6月9日	文部科学省 (姫路市)	
国宝	建造物	姫路城東小天守	桃山	昭和26年6月9日	文部科学省 (姫路市)	
国宝	建造物	姫路城イ・ロ・ハ・ニの渡櫓 附台所1棟	桃山	昭和26年6月9日	文部科学省 (姫路市)	
特別史跡	史跡	姫路城跡 特別史跡追加 平成13年1月29日	桃山	昭和31年11月26日	財務省、 文部科学省、 姫路市ほか	
国指定	建造物	弥勒寺本堂	室町	大正12年3月27日	弥勒寺	康暦2年(1380)
国指定	建造物	姫路城	桃山	昭和25年8月29日	文部科学省 (姫路市)	国宝をのぞく
国指定	建造物	円教寺大講堂	室町	昭和25年8月29日	円教寺	文明年間(1469～87)
国指定	建造物	円教寺鐘楼	鎌倉	昭和25年8月29日	円教寺	14世紀前半
国指定	建造物	円教寺金剛堂 附厨子1基	室町	昭和25年8月29日	円教寺	天文13年(1544)
国指定	建造物	広峯神社宝篋印塔	室町	昭和28年8月29日	広峯神社	
国指定	建造物	円教寺食堂	室町	昭和30年6月22日	円教寺	暦応1年(1338)と伝わる
国指定	建造物	円教寺常行堂 附棟札1	室町	昭和30年6月22日	円教寺	享徳2年(1453)
国指定	建造物	円教寺奥之院 護法堂(乙天社・若天社) 附厨子2基・棟札4枚 から 追加 名称変更 平成26年1月27日 護法堂 附厨子2基 棟札5枚 鳥居2基 護法堂拝殿 附棟札2枚 開山堂 附宮殿1基 棟札3枚 柱敷板1枚	室町 桃山 江戸	昭和30年6月22日	円教寺	護法堂:永禄2年(1559) 護法堂拝殿: 天正17年(1589) 開山堂: 寛文13年(1673)
国指定	建造物	寿量院 客殿及び庫裏 追加 平成26年1月27日 棟門 附土塁1基	江戸	昭和31年6月28日	円教寺	貞享5年(1688)
国指定	建造物	広峯神社本殿 附宮殿3基	室町	昭和35年6月9日	広峯神社	文安1年(1444)
国指定	建造物	広峯神社拝殿	桃山	昭和35年6月9日	広峯神社	
国指定	建造物	古井家住宅	室町	昭和42年6月15日	姫路市	室町末期
国指定	建造物	随願寺 本堂(附 厨子) 開山堂(附 厨子) 経堂(附 石碑) 鐘楼 唐門	江戸	平成21年6月30日	随願寺	本堂(元禄5年(1692)) 開山堂 (正応3年(1654)) 経堂(宝暦13年(1763)) 鐘楼(享保3年(1718)) 唐門(江戸中期ごろ)
国指定	建造物	"十妙院 附表門1棟 土堀1基 客殿及び庫裏、唐門"	江戸	平成26年1月27日	円教寺	
国指定	絵画	"絹本着色迦諾伐蹉尊者像 絹本着色注茶半託迦尊者像"	南北朝	大正6年4月5日	光久寺(京都 国立博物館)	
国指定	絵画	絹本着色釈迦三尊像	鎌倉	昭和25年8月29日	大覚寺	鎌倉末期
国指定	絵画	絹本着色十六羅漢像	鎌倉	昭和25年8月29日	大覚寺	
国指定	絵画	紙本着色北野天神縁起	鎌倉	昭和34年12月18日	津田天満神社 (奈良国立博 物館)	永仁6年(1298)
国指定	絵画	絹本着色仏涅槃図	鎌倉	平成9年6月30日	歴史博物館	鎌倉前半

資料5

主体	種別	名称	時代	指定等年月日	所有者 (管理者・寄託先)	備考
国指定	彫刻	木造不動明王立像	平安	大正5年5月24日	光久寺	平安後期
国指定	彫刻	木造毘沙門天立像	平安	昭和25年8月29日	隨願寺	藤原時代初期
国指定	彫刻	木造毘沙門天立像	平安	昭和25年8月29日	岩屋寺	
国指定	彫刻	木造釈迦如来及両脇侍像	平安	昭和25年8月29日	円教寺	寛和2年(986)
国指定	彫刻	木造四天王立像	平安	昭和25年8月29日	円教寺	藤原時代初期
国指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	平安	平成7年6月15日	円教寺	
国指定	彫刻	木造弥勒仏及両脇侍像	平安	平成10年6月30日	弥勒寺	平安中期
国指定	彫刻	木造性空坐像(開山堂安置)	鎌倉	平成21年7月10日	円教寺	鎌倉
国指定	工芸品	太刀 附韋卷柄及中心断片	鎌倉	昭和25年8月29日	射橋兵主神社 (東京国立博物館)	鎌倉中期
国指定	工芸品	太刀 銘「包永」	鎌倉	昭和25年8月29日	姫路神社 (東京国立博物館)	
国指定	工芸品	梵鐘	鎌倉	昭和39年1月28日	英賀神社	正中2年(1325)
国指定	書跡	紙本墨書後深草天皇宸翰消息	鎌倉	昭和25年8月29日	個人(京都国立博物館)	
国指定	考古資料	播磨極楽寺経塚出土品 (1)土製阿弥陀如来坐像 (2)土製地藏菩薩坐像 (3)土製五輪塔 (4)瓦経残片 (5)土製六器	平安	昭和25年8月29日	常福寺(東京国立博物館)	
国指定	考古資料	兵庫県宮山古墳出土品	古墳	平成10年6月30日	姫路市 (埋蔵文化財センター)	
国指定	史跡	壇場山古墳 第1・第2・第3古墳	古墳	昭和25年8月29日	姫路市	
国指定	史跡	円教寺境内	平安	昭和25年8月29日	円教寺	康保3年(966)開基
国指定	史跡	播磨国分寺跡 国指定追加 昭和60年12月12日	奈良	昭和25年8月29日	姫路市	8世紀中ごろ
国指定	史跡	瓢塚古墳	古墳	昭和53年3月24日	姫路市	
国指定	史跡	赤松氏城跡 置塩城跡	室町	平成10年1月30日	置塩財産区 ほか	
国指定	歴史資料	桝 天正十八年正月日増田長盛・浅野長政加判 附木製手提箱(寛政七年四月齊藤清次右衛門墨書)一口	桃山	昭和60年6月6日	個人	天正18年(1590)
国指定	有形民俗	播磨総社三ツ山ひな型		昭和35年6月9日	射橋兵主神社	
県指定	建造物	石造笠塔婆	鎌倉	昭和36年8月23日	円教寺	延慶4年(1311)
県指定	建造物	円教寺薬師堂	鎌倉	昭和40年3月16日	円教寺	元応1年(1319)と推測
県指定	建造物	今念寺層塔 五重石塔	鎌倉	昭和41年3月22日	今念寺	弘安3年(1280)
県指定	建造物	円教寺仁王門	江戸	昭和43年3月29日	円教寺	江戸初期
県指定	建造物	石造五輪塔	鎌倉	昭和44年3月25日	仏心寺 (小林自治会)	
県指定	建造物	本多家廟屋	江戸	昭和45年3月30日	円教寺	寛永3年(1626)～ 宝永1年(1704)
県指定	建造物	石造宝篋印塔	室町	昭和45年3月30日	国分寺	
県指定	建造物	八葉寺 奥院厨子(一間春日厨子)	室町	昭和47年3月24日	八葉寺	大永5年(1525)
県指定	建造物	魚吹八幡神社摂社敷島神社本殿	江戸	昭和53年3月17日	魚吹八幡神社	江戸初期
県指定	建造物	魚吹八幡神社楼門 附修理棟札2枚	江戸	昭和54年3月20日	魚吹八幡神社	
県指定	建造物	石造無縫塔	室町	昭和55年3月25日	臨濟寺	室町初期
県指定	建造物	弥勒寺開山堂厨子	桃山	昭和56年3月24日	弥勒寺	慶長16年(1611)
県指定	建造物	補陀落寺観音堂	江戸	昭和56年3月24日	補陀落寺	享保2年(1718)
県指定	建造物	石造無縫塔	室町	昭和57年3月26日	報恩寺	永和4年(1378)
県指定	建造物	石造鳥居	江戸	昭和59年3月28日	射橋兵主神社	慶安5年(1652)
県指定	建造物	本徳寺大広間	江戸	昭和63年3月22日	本徳寺	17世紀前半
県指定	建造物	本徳寺経堂	江戸	昭和63年3月22日	本徳寺	享保11年(1726)
県指定	建造物	本徳寺本堂	江戸	平成2年3月20日	本徳寺	



資料5

主体	種別	名称	時代	指定等年月日	所有者 (管理者・寄託先)	備考
県指定	建造物	三木家住宅 附古絵図6枚	江戸	平成2年3月20日	姫路市	17世紀後半
県指定	建造物	本徳寺庫裏	江戸	平成3年3月30日	本徳寺	延享4年(1747)
県指定	建造物	本徳寺大門 附棟札2枚	江戸	平成15年3月25日	本徳寺	宝永6年(1709)
県指定	絵画	天神縁起絵巻(明德本)	室町	昭和35年5月12日	英賀神社	上巻 明德2年(1391) 下巻 応永2年(1395)
県指定	絵画	天神縁起絵巻(永正本)	室町	昭和35年5月12日	英賀神社	永正4年(1507)
県指定	絵画	絹本着色当麻曼荼羅図	鎌倉	昭和63年3月22日	大覚寺	鎌倉末期
県指定	絵画	絹本着色僧形八幡神像	鎌倉	平成1年3月31日	八正寺	鎌倉末期
県指定	絵画	不動明王二童子像	鎌倉	平成14年4月9日	歴史博物館	推定
県指定	彫刻	千手観音立像	平安	昭和37年7月16日	龍門寺	藤原時代終期
県指定	彫刻	釈迦如来坐像	平安	昭和37年7月16日	龍門寺	
県指定	彫刻	木造聖観音立像	平安	昭和37年7月16日	龍門寺	藤原時代初期
県指定	彫刻	薬師如来像	平安	昭和39年3月9日	報恩寺	
県指定	彫刻	木造薬師如来坐像	平安	昭和44年3月25日	随願寺	
県指定	彫刻	木造金剛薩捶坐像	南北朝	昭和44年3月25日	円教寺	延文4年(1359)
県指定	彫刻	木造多聞天立像	平安	昭和60年3月26日	歴史博物館	
県指定	彫刻	鬼面	鎌倉	平成1年3月31日	八正寺	文保2年(1318)
県指定	彫刻	木造彩色狛犬	鎌倉	平成4年3月24日	姫路市 (歴史博物館) 26.4.1~ 29.3.31寄託	元亨4年(1324)
県指定	彫刻	性空上人坐像	平安	平成20年3月21日	円教寺	11世紀初期
県指定	彫刻	如意輪観音坐像	鎌倉	平成20年3月21日	円教寺	延応1年(1239)
県指定	工芸品	銅鐘	鎌倉	昭和39年3月9日	円教寺	鎌倉後期
県指定	工芸品	素文磬	鎌倉	昭和48年3月9日	八葉寺	建長7年(1255)
県指定	工芸品	打刀拵一振 附刀身一口	桃山	昭和51年3月23日	松原八幡神社 (美術館)	
県指定	工芸品	孔雀文磬	鎌倉	平成13年3月30日	歴史博物館	弘安4年(1281)
県指定	書跡	廣峯神社文書		昭和40年3月16日	広峯神社	鎌倉~江戸
県指定	書跡	肥塚家古文書		昭和40年3月16日	個人 (歴史博物館)	鎌倉~江戸
県指定	考古資料	板碑	南北朝	昭和55年3月25日	正明寺	貞和2年(1346)
県指定	考古資料	法花堂2号墳出土品 小札鉄留衝角付曹 他	古墳	昭和62年3月24日	姫路市 (埋蔵文化財 センター)	5世紀中ごろ
県指定	歴史資料	播磨国総社三ッ山祭礼図屏風	江戸	平成1年3月31日	歴史博物館	
県指定	史跡	御輿塚古墳	古墳	昭和36年8月23日	北平野区	
県指定	史跡	下太田廃寺塔跡	白鳳	昭和37年7月16日	個人	7世紀後半
県指定	名勝	鹿ヶ壺		昭和44年3月25日	個人	
県指定	史跡	諏訪の岩穴	古墳	昭和48年3月9日	西多田区	
県指定	史跡	横山古墳群1,2号墳	古墳	昭和48年3月9日	藪田区	
県指定	史跡	宮山古墳	古墳	昭和48年3月9日	春日神社	
県指定	史跡	片山古墳	古墳	昭和48年3月9日	土師自治会	6世紀半ば
県指定	史跡	溝口廃寺跡	奈良	昭和49年3月22日	円覚寺	奈良時代前期(白鳳期)
県指定	史跡	見野長塚古墳	古墳	平成7年3月28日	個人	6世紀
県指定	史跡	塩野六角古墳(付)塩野古墳	古墳	平成7年3月28日	塩野自治会	
県指定	天然記念物	植木野天神のムクノキ		昭和49年3月22日	植木野天満神社	
県指定	天然記念物	水尾神社の大スギ		昭和52年3月29日	水尾神社	
県指定	有形民俗	福岡神社お蔭参り図絵馬 附延宝三年神馬図絵馬1面・元禄十二年神馬図絵馬1面	江戸	昭和60年3月26日	福岡神社 (歴史博物館)	文政13年(1830)
県指定	有形民俗	淡路人形かしら		昭和61年3月25日	歴史博物館	江戸~昭和
県指定	有形民俗	薬王子神社社ええじゃないか図絵馬		昭和62年3月24日	薬王子神社 (歴史博物館)	神河町東柏尾
県指定	有形民俗	広峯神社宝珠図絵馬	室町	平成2年3月20日	広峯神社 (歴史博物館)	

資料5

主体	種別	名称	時代	指定等年月日	所有者 (管理者・寄託先)	備考
県指定	無形民俗	播磨国総社「三ツ山」神事 指定追加名称変更 昭和63年3月22日 播磨国総社「一ツ山」・「三ツ山」神事		昭和49年3月22日	射橋兵主神社	
県指定	無形民俗	犬飼獅子舞		昭和52年3月29日	犬飼獅子舞保存会	
県指定	無形民俗	大塩天満宮獅子舞		平成1年3月31日	大塩天満宮獅子舞保存会	
県指定	無形民俗	真浦の獅子舞		平成13年3月30日	真浦自治会	
県指定	無形民俗	松原八幡神社秋季例祭風流		平成18年3月17日	姫路 「灘のけんか祭り」伝承会	
県指定	無形民俗	魚吹八幡神社秋季例祭風流		平成19年3月9日	魚吹八幡神社 氏子総代会	
市指定	建造物	廣峯神社表門	江戸	昭和42年2月23日	広峯神社	元禄10年(1697)
市指定	建造物	松原八幡神社楼門	江戸	昭和48年4月6日	松原八幡神社	延宝7年(1679)
市指定	建造物	六角坂石造笠塔婆	室町	昭和52年3月4日	個人	推定
市指定	建造物	宝篋印塔	室町	昭和52年9月16日	八葉寺	永正年間
市指定	建造物	八葉寺 奥院	室町	昭和52年9月16日	八葉寺	正徳3年(1713)
市指定	建造物	開山堂	江戸	昭和54年11月9日	弥勒寺	享保年間(1716~1736)
市指定	建造物	護法堂	江戸	昭和54年11月9日	弥勒寺	宝永8年(1711)
市指定	建造物	三枝草碑群	室町	昭和55年10月16日	三枝草自治会	至徳3年(1386)
市指定	建造物	塚本千体地藏	江戸	昭和55年10月16日	塚本自治会	元和6年(1620)
市指定	建造物	廣峯神社摂社・末社 附蛭子社神像1軀・庚申社棟札1枚	江戸	昭和58年2月3日	広峯神社	17世紀前半~ 19世紀後半
市指定	建造物	亀山本徳寺		昭和59年6月15日	本徳寺	桃山~江戸
市指定	建造物	松安寺墓石群	室町	昭和60年8月25日	雲松寺	
市指定	建造物	弥勒寺宝塔	鎌倉	昭和60年8月25日	弥勒寺	鎌倉後期
市指定	建造物	龍門寺伽藍内建築 附市指定追加 平成11年3月3日 龍門寺上祠堂明和三年棟札	江戸	昭和63年10月11日	龍門寺	
市指定	建造物	弥勒寺石幢	鎌倉	平成1年12月8日	弥勒寺	元弘2年(1332)
市指定	建造物	水尾神社本殿(付)棟札2枚	江戸	平成2年3月31日	関自治会	17世紀末
市指定	建造物	誠塾	江戸	平成4年12月21日	姫路市	江戸末期
市指定	建造物	敬業館講堂	江戸	平成4年12月21日	姫路市	江戸末期
市指定	建造物	佐野邸	江戸	平成5年11月10日	姫路市	江戸中期
市指定	建造物	円山神社本殿	江戸	平成7年12月4日	新庄自治会	延宝2年(1674)
市指定	建造物	大覚寺境内建造物	江戸	平成11年12月20日	大覚寺	
市指定	建造物	福泊神社本殿	室町	平成13年8月23日	福泊自治会	16世紀中ごろ
市指定	建造物	若王子神社本殿	江戸	平成14年6月5日	小坪自治会	延宝7年(1680)
市指定	建造物	船場本徳寺境内建造物	江戸	平成18年3月24日	真宗大谷派姫路船場別院本徳寺	
市指定	建造物	魚吹八幡神社本殿	江戸	平成22年3月29日	魚吹八幡神社	江戸初期
市指定	建造物	圓教寺愛宕社本殿	江戸	平成25年1月16日	円教寺	17世紀末~18世紀初頭
市指定	建造物	白國神社八幡社	江戸	平成25年1月16日	白國神社	17世紀末~18世紀初頭
市指定	絵画	絹本着色大覚寺地藏菩薩像	鎌倉	昭和45年3月30日	大覚寺	鎌倉末期
市指定	絵画	絹本着色宗夢童子像	桃山	昭和48年4月6日	慶雲寺	慶長9年(1604)以前
市指定	絵画	亀山本徳寺絹本着色親鸞聖人絵伝	室町	昭和59年6月15日	本徳寺	永正1年(1504)
市指定	絵画	紙本墨画大応大燈関山像	江戸	昭和61年10月6日	慶雲寺	
市指定	絵画	絵馬		平成2年10月12日	蛇穴神社	明治~大正時代
市指定	絵画	木庵禪師頂相	江戸	平成3年3月30日	旧開善寺管理者代表	
市指定	絵画	龍門寺大方丈襖絵	江戸	平成6年4月14日	龍門寺	
市指定	彫刻	木造薬師如来坐像	鎌倉	昭和48年4月6日	善導寺	
市指定	彫刻	石造地藏菩薩半跏像	鎌倉	昭和52年3月4日	福林寺	元亨3年(1323)
市指定	彫刻	薬師如来坐像	鎌倉	昭和52年9月16日	薬師堂 (中村自治会)	鎌倉時代中ごろ



資料5

主体	種別	名称	時代	指定等年月日	所有者 (管理者・寄託先)	備考
市指定	彫刻	木造金剛力士像	室町	平成1年2月28日	円教寺	室町初期
市指定	彫刻	木造薬師如来座像	南北朝	平成2年3月31日	法性寺	建武2年(1335)
市指定	彫刻	石絵馬	江戸	平成2年10月12日	個人	文政年間(1818~1830)
市指定	彫刻	木造釈迦如来座像	江戸	平成3年3月30日	旧開善寺管理者代表	江戸初期
市指定	彫刻	如意輪観音菩薩半跏像	南北朝	平成8年12月2日	如意輪寺	観応2年(1351)
市指定	彫刻	薬師如来坐像	室町	平成8年12月2日	如意輪寺	14世紀中ごろ
市指定	彫刻	聖徳太子立像		平成8年12月2日	如意輪寺	14世紀後半 (鎌倉~室町)
市指定	彫刻	地藏菩薩半跏像(八家地藏)	鎌倉	平成8年12月2日	養泉寺	
市指定	彫刻	行基菩薩坐像	南北朝	平成13年8月23日	随願寺	観応2年(1351)
市指定	彫刻	木造毘沙門天立像 附宝塔、水晶製舍利容器、舍利3粒及び糲3粒	鎌倉	平成20年4月1日	大覚寺	鎌倉前期
市指定	工芸品	播磨国総社銅鐘	室町	昭和43年3月13日	射楯兵主神社	永正3年(1506)
市指定	工芸品	津田天満神社太鼓	室町	昭和45年3月30日	津田天満神社	嘉吉1年(1441)
市指定	工芸品	勝瑞寺梵鐘	室町	昭和52年3月4日	勝瑞寺	明応6年(1497)
市指定	工芸品	沐浴の湯釜	平安	昭和52年9月16日	八葉寺	
市指定	工芸品	キリタン燈籠	江戸	昭和52年9月16日	常福寺	
市指定	工芸品	広峯神社氏重刀	江戸	昭和55年3月5日	広峯神社 (美術館)	明暦3年(1657)
市指定	工芸品	播磨国総社忠国剣	江戸	昭和55年3月5日	射楯兵主神社 (美術館)	
市指定	工芸品	亀山本徳寺梵鐘	室町	昭和59年6月15日	本徳寺	永禄9年(1566)
市指定	工芸品	姫路神社忠以脇指	江戸	昭和59年6月15日	姫路神社 (美術館)	
市指定	工芸品	大蔵神社東山焼狛犬	江戸	昭和59年6月15日	大蔵神社 (美術館)	文久3年(1863)
市指定	工芸品	孔雀文磬	鎌倉	昭和63年10月11日	大覚寺	鎌倉末期
市指定	工芸品	赤松政則刀	室町	平成1年9月25日	美術館	延徳1年(1489)
市指定	工芸品	東山焼燈籠	江戸	平成19年4月3日	西源寺	安政6年(1859)
市指定	書跡	庄田家文書	江戸	平成13年12月6日	姫路市	
市指定	書跡	大森家文書	江戸	平成15年2月13日	姫路市	江戸~明治
市指定	考古資料	山崎山古墳出土遺物	古墳	昭和48年4月6日	姫路市	6世紀後半~ 7世紀はじめ
市指定	考古資料	鶏形はにわ(頭頸部) 平成23年2月21日 附追加指定 附白国宮山古墳出土品 一括	古墳	昭和48年4月6日	姫路市 (埋蔵文化財 センター)	5世紀後半
市指定	考古資料	御旅山3号墳出土遺物	古墳	昭和48年4月6日	姫路市	
市指定	考古資料	名古山弥生遺跡出土遺物	弥生	昭和48年4月6日	姫路市	
市指定	考古資料	福林寺石棺蓋石板碑	室町	昭和52年3月4日	福林寺	室町前期
市指定	考古資料	恒屋城址出土品	室町	昭和52年9月16日	北恒屋自治会	
市指定	考古資料	片山古墳出土品	古墳	昭和52年9月16日	土師自治会	
市指定	考古資料	極楽寺瓦経	平安	平成11年3月3日	姫路市	天養1年(1144)
市指定	考古資料	今宿丁田遺跡出土品 銅鐸鑄型片	弥生	平成11年3月3日	姫路市	弥生中期
市指定	考古資料	大井川第6地点出土品	弥生	平成11年3月3日	姫路市	弥生後期
市指定	考古資料	宮山経塚出土品 附御旅山1号墳出土変形四獣鏡	中世	平成21年2月24日	妻鹿自治会 (埋蔵文化財 センター)	
市指定	考古資料	甲山経塚出土品 附荒神社出土泥塔	中世	平成22年3月29日	妻鹿自治会 (埋蔵文化財 センター)	
市指定	歴史資料	豊国石造道標(延宝五年)	江戸	昭和52年3月4日	姫路市 (豊国自治会)	延宝5年(1677)
市指定	歴史資料	青山石造道標(安政二年)	江戸	昭和52年3月4日	国土交通省 (青山自治会)	安政2年(1855)
市指定	歴史資料	龍門寺盤珪国師関係資料	江戸	平成1年9月25日	龍門寺	

資料5

主体	種別	名称	時代	指定等年月日	所有者 (管理者・寄託先)	備考
市指定	歴史資料	固寧倉	江戸	平成7年9月25日	姫路市 妻鹿自治会 刀出自治会 東山自治会 中村自治会	
市指定	歴史資料	道標(通称 香呂の西向き地蔵)	江戸	平成11年7月1日	香呂自治会	
市指定	史跡	権現山古墳	古墳	昭和48年4月6日	大歳神社(上 砥堀自治会)	
市指定	史跡	名古山弥生式住居跡	弥生	昭和48年4月6日	姫路市	
市指定	史跡	チンカンドー古墳	古墳	昭和48年11月6日	個人	7世紀前半
市指定	史跡	恒屋城跡	室町	昭和52年9月16日	棚原森林	室町中期
市指定	史跡	宮の前古墳	古墳	昭和52年9月16日	個人	
市指定	史跡	黒田家廟所	江戸	昭和56年3月7日	個人 (御着自治会)	享和2年(1802)
市指定	史跡	法花堂2号墳	古墳	昭和59年6月1日	個人	5世紀中ごろ
市指定	史跡	榊原忠次墓所	江戸	昭和61年10月6日	随願寺	寛文5年(1665)
市指定	史跡	榊原政邦墓所	江戸	昭和61年10月6日	随願寺	
市指定	史跡	稲垣子華墓	江戸	平成3年3月30日	個人	
市指定	史跡	三森城址		平成3年3月30日	個人	
市指定	名勝	甕穴どんどが淵		平成4年1月22日	大坪自治会	
市指定	史跡	坂本城跡土塁	室町	平成14年8月28日	姫路市	
市指定	史跡	見野古墳群	古墳	平成18年3月24日	見野自治会	
市指定	史跡	黒田職隆廟所	江戸	平成26年1月16日	妻鹿町連合自治会	
市指定	天然記念物	子安の木		昭和52年9月16日	八葉寺	
市指定	天然記念物	田川神社 櫻の木		昭和61年4月17日	田川神社宮総代	
市指定	天然記念物	鹿ヶ壺甌穴		平成2年3月31日	個人	
市指定	天然記念物	ヒメハルゼミ生息地(水尾神社社叢)		平成2年3月31日	関自治会	
市指定	天然記念物	矢倉神社のツクバネガン林		平成2年3月31日	皆河自治会	
市指定	天然記念物	栃原天神のシイ林		平成2年3月31日	栃原自治会	
市指定	天然記念物	狭戸大歳神社のカヤ林		平成2年3月31日	狭戸自治会	
市指定	天然記念物	関の大カツラ		平成2年3月31日	関自治会	
市指定	天然記念物	善照寺のショウフクジザクラ		平成2年3月31日	善照寺	
市指定	天然記念物	塩野大歳神社社叢		平成3年3月30日	塩野自治会	
市指定	天然記念物	櫃蔵神社(大いちょう)		平成7年7月19日	置塩財産区	
市指定	天然記念物	神種神元神社(大杉)		平成7年7月19日	神種自治会	樹齢約350年(推定)
市指定	天然記念物	若王子神社 大杉		平成18年3月15日	若王子神社	
市指定	有形民俗	神護丸図絵馬	江戸	昭和56年3月7日	恵美酒天満神社	慶応3年(1863)
市指定	無形民俗	広峯神社御田植祭 附穂揃式・走馬式		昭和52年3月4日	広峯神社	
市指定	無形民俗	三枝草獅子舞		昭和53年2月28日	三枝草獅子舞 保存会	
市指定	無形民俗	正八幡神社龍王舞		平成2年11月27日	正八幡神社龍 王舞保存会	
市指定	無形民俗	関の万灯		平成3年3月30日	関自治会	
市指定	無形民俗	別所西獅子舞		平成11年12月20日	別所西自治会	
市指定	無形民俗	浜の宮天満宮秋季例祭屋台練り台場差し		平成13年8月23日	播州飾磨祭浜 の宮天満宮台 場差し保存会	
市指定	無形民俗	書写山圓教寺鬼追い会式		平成14年8月28日	書写山円教寺 鬼追い会式保 存会	
市指定	無形民俗	天満力石の力持ち		平成14年8月28日	天満力石の力 持ち保存会	
市指定	無形民俗	樽かき		平成15年1月24日	岩部樽かき保 存会	



資料5

主体	種別	名称	時代	指定等年月日	所有者 (管理者・寄託先)	備考
市指定	無形民俗	恒屋雅楽		平成15年1月24日	恒屋雅楽保存会	
市指定	無形民俗	北恒屋播州音頭		平成15年1月24日	北恒屋播州音頭保存会	
市指定	無形民俗	土師獅子舞		平成15年1月24日	土師獅子舞保存会	
市指定	無形民俗	修正会鬼会式(鬼追い)		平成15年1月24日	八葉寺 (鬼講・鬼追い保存会)	
市指定	無形民俗	荒川神社例祭風流		平成16年9月1日	荒川神社祭礼行事保存会	
市指定	無形民俗	新庄獅子舞		平成17年4月23日	新庄獅子保存会	
市指定	無形民俗	津の宮鬼追い		平成18年3月24日	魚吹八幡神社 武神祭保存会	
市指定	無形民俗	恵美酒宮天満神社秋季例祭会場練り		平成19年4月3日	恵美酒宮天満神社秋季例祭会場練り保存会	
市指定	無形民俗	朝日谷火揚げ(火上げ)		平成21年2月24日	朝日谷火揚げ保存会	
市指定	無形民俗	金竹獅子舞		平成23年2月21日	金竹獅子保存会	
国選択 国選定	無形民俗 保存技術	播磨国総社「一ツ山」・「三ツ山」神事 文化財石垣保存技術		昭和34年3月5日 平成21年9月2日	射楯兵主神社 文化財石垣保存技術協議会	城郭研究室 事務局
国登録	建造物	円教寺摩尼殿	昭和	平成11年6月7日	円教寺	昭和8年(1933)
国登録	建造物	姫路工業大学ゆりの木会館 (旧姫路高等学校本館)	大正	平成11年10月14日	兵庫県	大正15年(1925)
国登録	建造物	姫路工業大学講堂(旧姫路高等学校講堂)	大正	平成11年10月14日	兵庫県	大正15年(1925)
国登録	建造物	姫路市立美術館(旧第十師団兵器庫)	明治	平成15年2月26日	姫路市	明治38年ごろ→ 大正2年増築
国登録	建造物	本徳寺中宗堂	明治	平成15年2月26日	本徳寺	明治31年
国登録	建造物	加藤家住宅主屋	江戸	平成21年1月8日	個人	文久2(1862)年
国登録	建造物	加藤家住宅離れ座敷	明治	平成21年1月8日	個人	明治25(1892)年
国登録	建造物	加藤家住宅内蔵	明治	平成21年1月8日	個人	明治32(1899)年
国登録	建造物	加藤家住宅演座敷	江戸	平成21年1月8日	個人	嘉永4(1851)年
国登録	建造物	加藤家住宅鎮守社	明治	平成21年1月8日	個人	明治期
国登録	建造物	加藤家住宅長屋門	江戸	平成21年1月8日	個人	元治元(1864)年
国登録	建造物	加藤家住宅湯殿及び雪隠	江戸	平成21年1月8日	個人	江戸末期
国登録	建造物	加藤家住宅西塀	江戸	平成21年1月8日	個人	江戸末期
国登録	建造物	姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅)和室	大正	平成21年8月7日	姫路市	大正前期
国登録	建造物	姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅)茶室	大正	平成21年8月7日	姫路市	大正前期
国登録	建造物	姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅)廊下	大正	平成21年8月7日	姫路市	大正前期
国登録	建造物	姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅)棟門	大正	平成21年8月7日	姫路市	昭和前期
国登録	建造物	姫路文学館望景亭(旧濱本家住宅)石垣	大正	平成21年8月7日	姫路市	昭和前期
国登録	建造物	梶原家住宅(中西梶原)主屋	大正	平成21年8月7日	個人	大正11年
国登録	建造物	梶原家住宅(中西梶原)土蔵	江戸	平成21年8月7日	個人	天保13年(1842年)
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)主屋	江戸	平成21年11月2日	個人	嘉永6年(1853) / 明治39年増築
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)北離座敷	大正	平成21年11月2日	個人	
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)茶室	明治	平成21年11月2日	個人	明治39年
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)下腹雪隠	大正	平成21年11月2日	個人	
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)祠	大正	平成21年11月2日	個人	
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)南離座敷	大正	平成21年11月2日	個人	
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)茶室しづの舎	大正	平成21年11月2日	個人	
国登録	建造物	梶原家住宅(西梶原)内腰掛待合	大正	平成21年11月2日	個人	

資料6

姫路市の文化施設の状況 市内のホールを持つ主な文化施設等の状況

()内は座席数

分類	300人未満		300人以上 500人未満		500人以上 1000人未満	
	名称・人数	建設年	名称・人数	建設年	名称・人数	建設年
多目的 ホール	市立美術館講堂(100)	1983	姫路キャスパホール(331)	1991	市民会館大ホール(800)	1976
	県立歴史博物館ホール(100)	1983	文化センター小ホール(493)	1972	花の北市民広場大ホール(500)	1980
	市民プラザアートホール(120)	2001	図書館網干分館ホール(300)	1991		
	香寺健康福祉センター(292)	1983	図書館飾磨分館ホール(300)	1987		
	姫路文学館講堂(230)	1991	図書館広畑分館ホール(300)	1994		
	太陽公園こころの舞台(150)	2010	ネスパルやすとみホール(372)	2004		
			あいめっせホール(320)	2001		
音楽 ホール					パルナソスホール(804)	1989
演劇・ 舞台	七福座	2009	(姫路キャスパホール(331)) 再掲(邦楽対応)	1991		
練習専 用施設	音楽演劇練習場	1984				
	青少年センター	1972				
その他	南風会サロン(80)	1984				
	本城能楽堂(80)	不詳				

分類	1000人以上 1500人未満		1500人以上	
	名称・人数	建設年	名称・人数	建設年
多目的 ホール			文化センター大ホール(1657)	1972
音楽 ホール				
演劇・ 舞台				
練習専 用施設				
その他				

継続すべきエリア
 補完すべきエリア

資料6

姫路市の文化施設の状況

姫路市内の主な文化施設

①ホール等を持つ文化施設

施設	設置主体等
文化センター	姫路市
姫路キャスパホール	姫路市
パルナソスホール(姫路高等学校音楽ホール)	姫路市
アートホール(イーグレひめじ・姫路市民プラザ内)	姫路市
あいめっせホール(イーグレひめじ内)	姫路市
市民会館	姫路市
花の北市民広場	姫路市
図書館飾磨分館内ホール	姫路市
図書館広畑分館内ホール	姫路市
図書館網干分館内ホール	姫路市
ネスパルやすとみ	姫路市
太陽公園こころの舞台	民間
南風会サロン	民間
七福座	民間
本城能楽堂	民間

②博物館等

施設	設置主体等
兵庫県立歴史博物館	兵庫県
水族館	姫路市
姫路科学館	姫路市
美術館	姫路市
姫路文学館	姫路市
書写の里・美術工芸館	姫路市
埋蔵文化財センター	姫路市
日本玩具博物館	民間
村の中の美術館	民間
圓山記念日本工芸美術館	民間
水上村 川のほとりの美術館	民間
三木美術館	民間

③その他

施設	設置主体等
兵庫県立こどもの館	兵庫県
姫路市民プラザ(市民ギャラリー、市民アリーナ)	姫路市
音楽演劇練習場	姫路市
国際交流センター(イーグレひめじ内)	姫路市
青少年センター(市民会館内)	姫路市
生涯学習大学校	姫路市
好古学園大学校	姫路市
市民センター(18館)	姫路市
公民館(65館)	姫路市
図書館(15館)	姫路市

資料 7

全国の文化施設の状況(中核市及び政令市)

政令 中核	地 域	人口 (H24.10)	施 設 名	座 席 数				その他施設	
				大ホール	中ホール	小ホール	リハーサル室	会議室	食 堂
政令	札幌市	1,914	札幌コンサートホール	2,020		459	3	洋室 4	食堂喫茶
中核	函館市	279	函館市民会館	1,370	500			洋室 3、和室 1	食堂
中核	旭川市	347	旭川市民文化会館	1,548		318	1	洋室 6、和室 2	売店
中核	青森市	300	青森市文化会館	2,031			1	洋室 7、和室 2	食堂
中核	盛岡市	298	岩手県民会館	1,982	602		1	洋室 5、和室 2	食堂
中核	盛岡市	298	盛岡市民文化ホール	1,516		356	2	洋室 2	
中核	盛岡市	298	盛岡市都南文化会館 (キャラホール)	1,056			1	洋室 1、和室 2	喫茶
政令	仙台市	1,046	仙台サンプラザホール	2,710			1		
中核	秋田市	324	秋田県民会館	1,740				洋室 5	食堂
中核	秋田市	324	秋田市民会館	1,188			1	洋室 6、和室 2	食堂
中核	郡山市	339	郡山市民文化センター	2,004	806		1	洋室 5、和室 1	食堂
中核	いわき市	342	いわき芸術文化交流館アリオス	1,840	685	233	1		食堂
中核	宇都宮市	512	宇都宮市文化会館	2,006		504	1	洋室 6、和室 2	食堂
中核	前橋市	340	群馬県民会館	2,221		603	2	洋室 9、和室 1	食堂
中核	高崎市	371	群馬音楽センター	2,205				洋室 2	
政令	さいたま市	1,222	埼玉県産業文化センター	2,505		496	1	洋室 28、食堂 5	食堂
政令	さいたま市	1,222	さいたま市文化センター	2,006		340	2	洋室 5、和室 3	食堂
中核	川越市	343	川越市市民会館 (やまぶき会館)	1,267	508		2	洋室 7、和室 1	軽食
政令	千葉市	962	千葉県文化会館	1,790		252	5	洋室 4	食堂
中核	船橋市	609	船橋市民文化ホール	1,004			1	洋室 1	
中核	柏市	404	柏市民文化会館	1,632		300		洋室 3、和室 2	
政令	横浜市	3,689	みなとみらいホール	2,034		444	1	洋室 3	
政令	川崎市	1,426	ミュージア川崎シンフォニーホール	1,997		150		洋室 3	
政令	相模原市	718	相模原市文化会館	1,790		280	1		食堂
中核	横須賀市	418	横須賀芸術劇場	1,810	574		2		
政令	新潟市	812	新潟市芸術文化会館	2,000	903	387	2		食堂・喫茶
政令	新潟市	812	新潟県民会館	1,730		300	1	洋室 6	食堂
中核	富山市	422	富山市芸術文化ホール	2,200			1		喫茶
中核	富山市	422	富山県民会館	1,217				洋室 31	食堂
中核	金沢市	462	金沢歌劇座	1,923			2	洋室 12	喫茶
中核	金沢市	462	石川県立音楽堂	1,560	727	250			バーコーナー
中核	長野市	382	長野県県民文化会館	2,173	1,070	300	1	洋室 4	食堂
中核	松本市	243	長野県松本文化会館	2,000	746		1	洋室 5	食堂
中核	松本市	243	まつもと市民芸術館	1,800		288	2	洋室 2	食堂
中核	岐阜市	413	岐阜市文化センター	2,000	500			洋室 2、和室 2	食堂
政令	静岡市	716	静岡県コンベンションセンター	4,610	1,209		1	洋室 20	食堂・喫茶
政令	浜松市	801	アクトシティ浜松	2,352	1,046		3	洋室 23	食堂・喫茶
政令	名古屋市	2,264	名古屋国際会議場	3,012			2	洋室 25	食堂・喫茶
政令	名古屋市	2,264	愛知芸術文化センター	2,500		282	2	洋室 9	食堂・喫茶
中核	豊田市	421	豊田市民文化会館	1,878		436	1	洋室 2	食堂

資料7

	その他施設			開館日	管 理			建設費 百万円	設 計
	展示室	楽屋	練習室		機関	指定管理者	常勤		
○		19		H9.7.4	市	(財)札幌市芸術文化財団	15	19,100	北海道開発コンサルタント(株)、(株)永田音響設計
○		5		S45.7.1	市	(財)函館市文化・スポーツ振興財団	12	700	北海道開発コンサルタント(株)
○		7		S50.2.2	市	直営	7	1,398	石本建築事務所
○		8		S57.11.2	市	(財)青森市文化スポーツ振興公社	19	7,200	日建設計
	2	7		S48.4.1	県	(財)岩手県文化振興事業団・(株)アクトデヴィアス協働事業体	12	2,294	(株)佐藤武夫設計事務所
○		16	2	H10.4.1	市	(財)盛岡市文化振興事業団	11	11,624	(株)岡設計
		4		H5.5.1	市	(財)盛岡市文化振興事業団	3	4,327	佐藤総合計画
		6		H3.5.18	市	仙台サンプラザ株式会社	7	5,000	山下設計
○		4		S36.11.6	県	(財)秋田県総合公社	15	411	日建設計
○		10	2	S55.6.28	市	直営	5	3,564	日建設計
○		14	2	S59.11.10	市	(財)郡山市文化・学び振興公社	13	7,570	山下設計
		23	6	H20.4.8	市	直営	42	11,565	佐藤尚巳建築研究所他共同企業体
○		9	2	S55.4.7	市	(財)うつのみや文化創造財団	34	4,500	佐藤武夫建築設計事務所
	2	7		S46.10.29	県	(財)群馬県教育文化事業団	18	1,800	岡田新一
		2		S36.7.18	市	(財)高崎市文化スポーツ振興財団	14	335	アントニン・レイモンド
	5	14	3	S63.4.8	県	(財)埼玉県産業文化センター	25	12,380	日建設計
○		9	2	S60.8.1	市	(財)さいたま市文化振興事業団	6	8,320	石本建築設計
		7		S39.5.27	市	(財)川越市施設管理公社	4	230	石井桂建築研究所
		10		S42.4.1	県	(財)千葉県文化振興財団	8	1,032	大高建築設計事務所
				S53.7.1	市	直営	8	1,435	(株)富家建築事務所
		5		S47.10.27	市	直営	4	859	カトー設計
		16	6	H10.5.31	市	(公財)横浜市芸術文化振興財団他協同事業体	16	寄付受納	(株)日建設計
	1	12	3	H16.5.20	市	川崎市文化財団グループ	18	約 20,000	都市基盤整備公団神奈川地域支社、(株)松田平田設計
		10	2	H2.1.8	市	(財)相模原市民文化財団	9	7,976	(株)日本設計事務所
		17		H6.2.15	市	(財)横須賀芸術文化財団	22		丹下健三・都市・建築設計研究所
○		19	8	H10.10.22	市	(財)新潟市芸術文化振興財団	62	18,000	長谷川逸子建築計画工房
○		6		S42.12.1	県	(財)新潟県文化振興財団	22	1,107	佐藤武夫
		14		H8.9.23	市	(財)富山市民文化事業団	24	17,000	(株)久米設計
	5	4	1	S39.8.1	県	(財)富山県文化振興財団	17	1,008	日建設計
		8		S37.5.12	市	(財)金沢芸術創造財団	9	523	日建設計
		14	7	H13.9.12	県	(財)石川県音楽文化振興事業団	33	19,019	芦原建築設計研究所
	1	16		S58.4.1	県	(財)長野県文化振興事業団	18	8,000	日建設計
		11		H4.7.18	県	(財)長野県文化振興事業団	16	7,046	(株)山下設計
		19		H16.9.1	市	(財)松本市教育文化振興財団	22	14,500	(株)伊東豊雄建築設計事務所
○		6	1	S59.11.3	市	(財)岐阜市公共ホール管理財団	14	3,700	坂倉建築研究所
	3	27	4	H11.3.13	県	(財)静岡県文化財団	35	50,227	(株)磯崎新アトリエ
	1	18	14	H6.10.7	市	(財)浜松市文化振興財団	43	66,462	(株)日本設計
	2			H2.4.28	市	(財)名古屋観光コンベンションビューロー	29	39,200	日建設計
	18	37	1	H4.10.30	県	直営	70	62,860	進藤繁
	2	12		S56.7.7	市	(財)豊田市文化振興財団	8	3,640	青島設計室

資料7

政令 中核	地 域	人口 (H24.10)	施 設 名	座 席 数				その他施設	
				大ホール	中ホール	小ホール	リハーサル室	会議室	食 堂
中核	岡崎市	372	岡崎市民会館	1,556		300	5	洋室 5	喫茶
中核	大津市	338	滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール	1,848	810	323	○	洋室	食堂
政令	京都市	1,474	京都府会館	2,045	939			洋室 6	食堂
政令	京都市	1,474	京都コンサートホール	1,839	514				食堂
政令	京都市	1,474	国立京都国際会館	1,840	598	173		洋室 37	食堂
政令	大阪市	2,665	大阪国際会議場	2,769				洋室 26	食堂・喫茶
政令	大阪市	2,665	大阪市立大阪城音楽堂	1,945			1		
政令	堺市	842	堺市民会館	1,395		256		洋室 6	
中核	豊中市	389	服部緑地野外音楽堂	2,720			○	洋室	食堂
中核	高槻市	357	高槻市立文化会館	1,564	602		3	洋室 14、和室 5	食堂
中核	枚方市	408	枚方市市民会館	1,454		260		和室 6	喫茶
政令	神戸市	1,544	神戸文化ホール	2,043	904		1	洋室 1	食堂
中核	尼崎市	454	尼崎市総合文化ホール	2,030	804	300	1	洋室 4	食堂
中核	西宮市	483	兵庫県立芸術文化センター	2,001	800	417	2		食堂
中核	西宮市	483	西宮市民会館（アミティホール）	1,246				洋室 12	食堂
中核	奈良市	367	なら100年会館	1,720		446		洋室 1	食堂
中核	奈良市	367	奈良県文化会館	1,313		300	1	洋室 10、和室 2	食堂
中核	和歌山市	370	和歌山県民文化会館	1,998		406	1	洋室 21、和室 1	食堂
中核	和歌山市	370	和歌山市民会館	1,406	656	500	2	洋室 4、和室 3	食堂
政令	岡山市	710	岡山シンフォニーホール	2,001					
中核	倉敷市	476	倉敷市民会館	1,979				洋室 6、和室 2	食堂
政令	広島市	1,174	広島市文化交流会館	2,005			1	洋室 6	食堂
中核	福山市	461	ふくやま芸術文化ホール	2,003		312	2		喫茶
中核	下関市	281	下関市民会館	1,475		400	1	洋室 2	喫茶
中核	高松市	419	アルファあなぶきホール	2,001	807		2	洋室 5	食堂
中核	松山市	517	愛媛県県民文化会館	3,000	600		4	洋室 9	食堂
中核	松山市	517	松山市民会館	2,002	700	200		洋室 10	
中核	高知市	343	高知県立県民文化ホール	1,504	500		1	洋室 8	喫茶
中核	高知市	343	高知市文化プラザかるぼーと	1,085		200	1		喫茶
政令	北九州市	977	北九州ソレイユホール	2,011			1		喫茶
政令	福岡市	1,464	福岡サンパレスホテル&ホール	2,322			1	洋室 6	食堂
中核	久留米市	302	久留米市民会館	1,348		240		洋室 2	
中核	長崎市	444	長崎ブリックホール	2,002	542		1	洋室 5	食堂
政令	熊本市	734	熊本市市民会館（崇城大学市民ホール）	1,591		300		洋室 9、和室 1	食堂
政令	熊本市	734	熊本県立劇場	1,818	1,172	380	2	洋室 1、和室 1	食堂
中核	大分市	474	大分文化会館	1,882				洋室 5	食堂
中核	宮崎市	401	宮崎市民文化ホール	1,882		300	3	洋室 3、和室 2	食堂・喫茶
中核	鹿児島市	606	鹿児島市民文化ホール	1,998	958	400		洋室 2、和室 1	喫茶
中核	那覇市	316	那覇市民会館	1,668		450		洋室 1、和室 1	

資料 7

	その他施設			開館日	管 理			建設費 百万円	設 計
	展示室	楽屋	練習室		機関	指定管理者	常勤		
				S42.6.24	市	有限責任中間法人岡崎パブリック	10		日建設計
		28	3	H10.9.5	県	(財)びわ湖ホール	42	22,700	(株)佐藤総合計画
		13		S35.4.29	市	(財)京都市音楽芸術文化振興財団	10	808	前川国男
		15		H7.10.15	市	(財)京都市音楽芸術文化振興財団	31	19,200	磯崎新アトリエ
	1			S41.5.21	国立	(財)国立京都国際会館	47	8,000	大谷幸夫
	1	8		H12.4.1	府	(株)大阪国際会議場	36	57,000	大阪府・黒川・イプスタイン・アラップ共同企業体
		1		S57.5.15	市	直営	5	550	
				S40.6.10	市	(財)堺市文化振興財団	0	768	
				H3.7.1	府	(財)大阪府文化振興財団		632	設計事務所ゲンプラン
	2	10		S39.10.1	市	(財)高槻市文化振興事業団	8	4,587	高槻現代劇場
		5		S40.2.5	市	(株)JTB コミュニケーションズ	4	539	日建設計(株)
		14	5	S48.10.1	市	(財)神戸市民文化振興財団・(株)神戸国際会館共同事業体	14	2,200	神戸市
	2	11	2	S57.7.10	市	(財)尼崎市総合文化センター	41	4,965	
		25	5	H17.10.22	県	(財)兵庫県芸術文化協会	52	20,000	日建設計
	1	6		S42.3.28	市	(財)西宮市文化振興財団	27	473	
		12		H11.2.1	市	(財)奈良市文化振興センター	17	16,203	磯崎新
	6	7		S43.6.1	県	直営	13	5,723	日建設計
	3	12		S45.11.2	県	(財)和歌山県文化振興財団	9	1,405	(株)富松建築設計事務所
○		10		S54.7.5	市	(財)和歌山市都市整備公社	5	4,385	日建設計
		8		H3.9.23	市	(財)岡山シンフォニーホール	15	5,700	芦原建築設計研究所
○		7	1	S47.5.4	市	(財)倉敷市文化振興財団	5	1,400	(株)浦辺設計
		12		S60.10.12	市	広島アートウインド運営企業体	30	6,900	丹下健三都市建築設計研究所
				H6.11.2	市	(財)ふくやま芸術文化振興財団	16	12,374	(株)日本設計
○		12		S52.5.8	市	(財)下関市文化振興財団	19	2,462	澤井一級建築士事務所
		16	3	S63.9.20	県	穴吹エンタープライズ(株)	17	6,200	日本設計
○		27		S61.4.13	県	(財)愛媛県文化振興財団	15	20,200	丹下健三
		9		S40.7.10	市	(財)松山市文化・スポーツ振興財団	15	614	(株)石本建築事務所
		10		S51.11.24	県	(財)高知県文化財団	6	2,203	(株)石本建築事務所
	5	8		H14.4.7	市	高知市文化プラザ共同企業体	10	18,000	昭和設計・細木建築研究所
		9	1	S59.4.21	市	管理運営(SSBK 北九州共同企業体)	7		
				S56.5.1	市	(株)福岡サンパレス	52	7,097	日建設計
		2		S44.4.1	市	(株)西日本企画サービス	15	439	菊竹清訓建築設計事務所
○		9		H10.10.1	市	(株)NBC ソシア	35	12,265	日本設計
○		4		S43.1.6	市	直営	34	630	佐藤武夫
		11	3	S58.2.1	県	(財)熊本県立劇場	31	8,000	前川国男
				S41.10.12	市	直営	2	461	日建設計
		8	3	H8.10.2	市	MSGグループ	16	7,600	楠山・コラム建築設計委託業務共同企業体
○		14	4	S58.2.6	市	(財)鹿児島市民文化ホール	12	8,500	日建設計
		7		S45.11.18	市	直営	9	532	現代建築設計

資料8

市民アンケート調査

I 調査概要

1. 目的

本調査は、市民の文化芸術に対する意識に焦点を当て、以下の点を明らかにするために実施した。

- 市民の文化芸術への関心度合
- 姫路市の文化芸術の現状に対するイメージ
- 今後の姫路市の文化芸術に対するニーズ

2. 主な調査内容

- i 文化芸術鑑賞の有無
- ii 鑑賞分野及び場所
- iii 文化芸術活動への参加有無
- iv 参加分野及び場所
- v 日常生活における文化芸術の重要度
- vi 姫路市の文化芸術の現状に対するイメージ
- vii 文化芸術情報の入手先及び求める文化芸術情報
- viii 姫路市に求める文化芸術施策

3. 調査対象

無作為に抽出した姫路市民男女3,000人
回収数 947（回収率31.5%） 内有効回答数 947

4. 調査方法

郵送による配布・回収

5. 実施時期

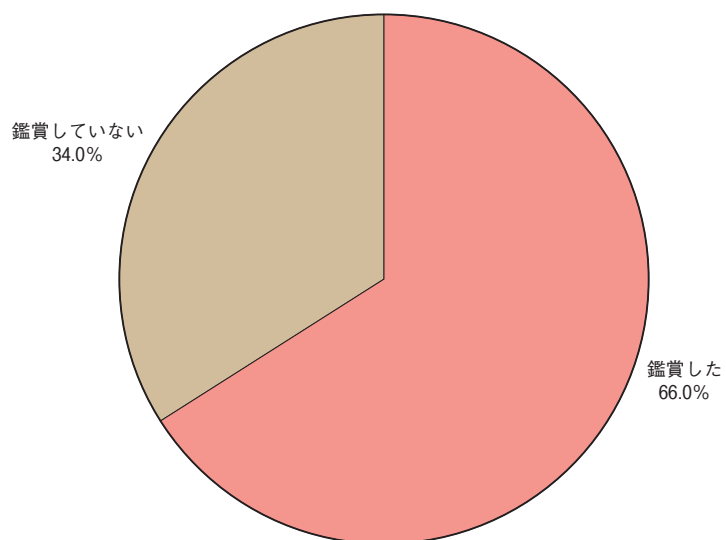
平成26年1月～2月

6. 調査結果の分析

兵庫県立大学環境人間学部 教授 市川 一夫

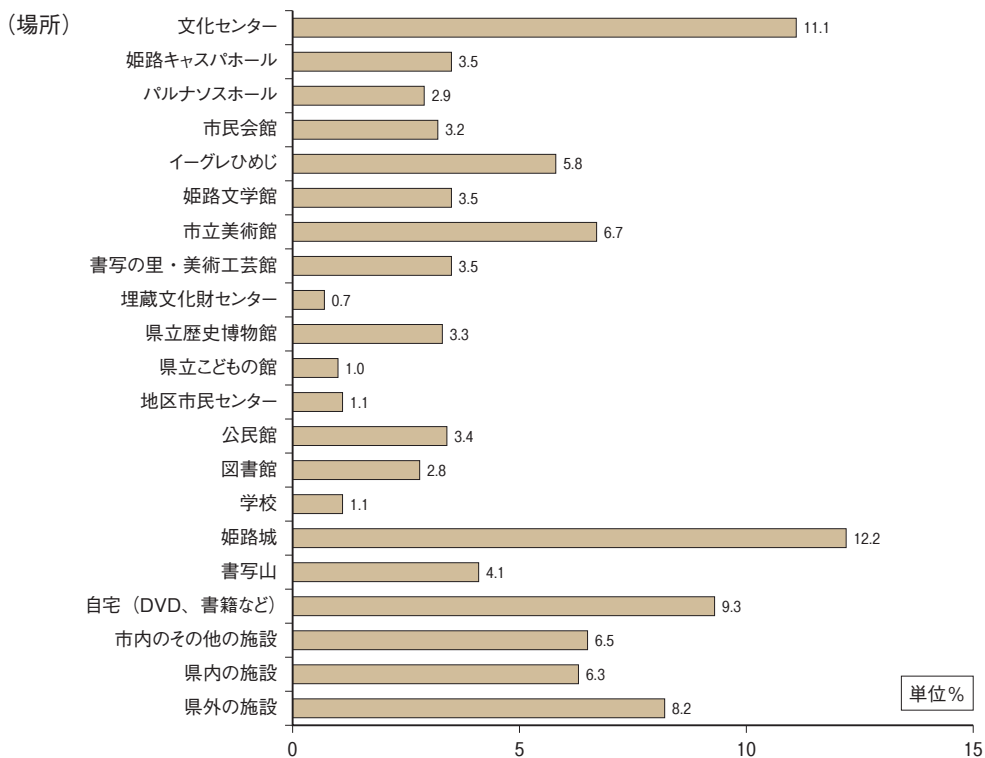
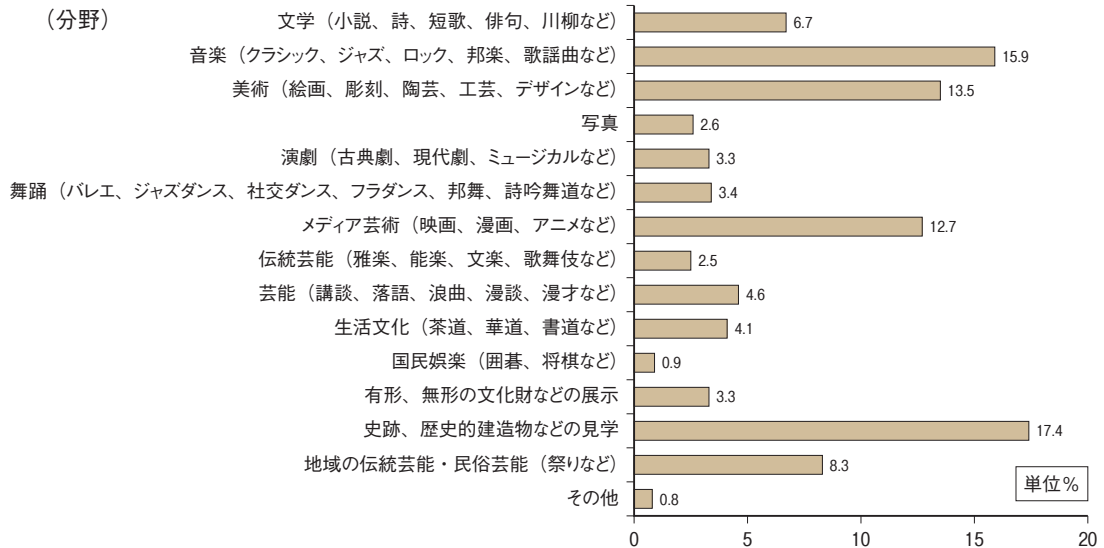
資料8

問1 あなたは、過去1年間に文化芸術を鑑賞されたことがありますか。どちらかを選び○印をつけてください。



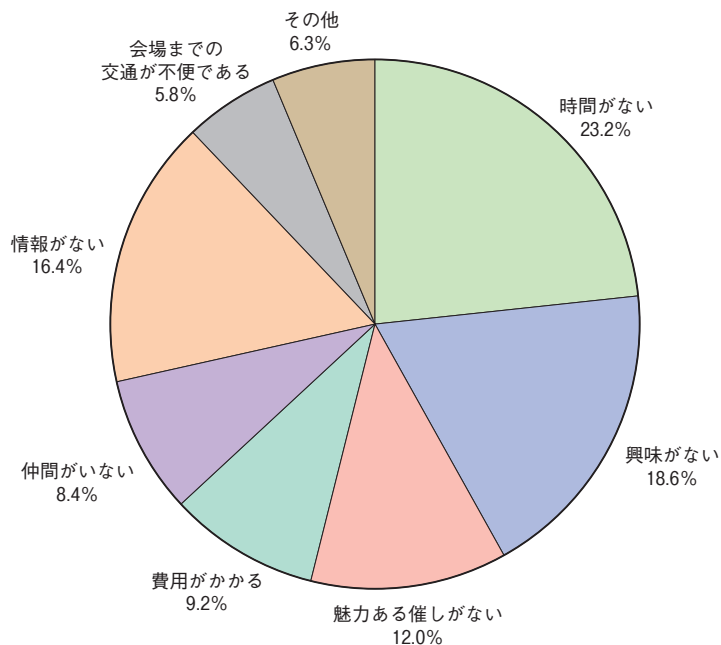
資料8

問2 問1で「1 鑑賞した」を選んだ方はどのような分野の催しをどこで鑑賞しましたか。それぞれについて主なものを3つまで選んで○印をつけてください。

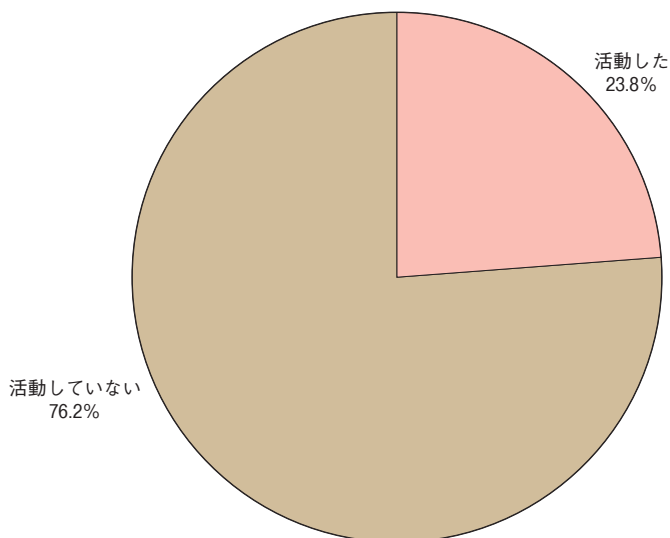


資料 8

問3 問1で「2 鑑賞していない」を選んだ方にお聞きします。鑑賞していない理由は何ですか。あてはまるものに3つまで○印をつけてください。

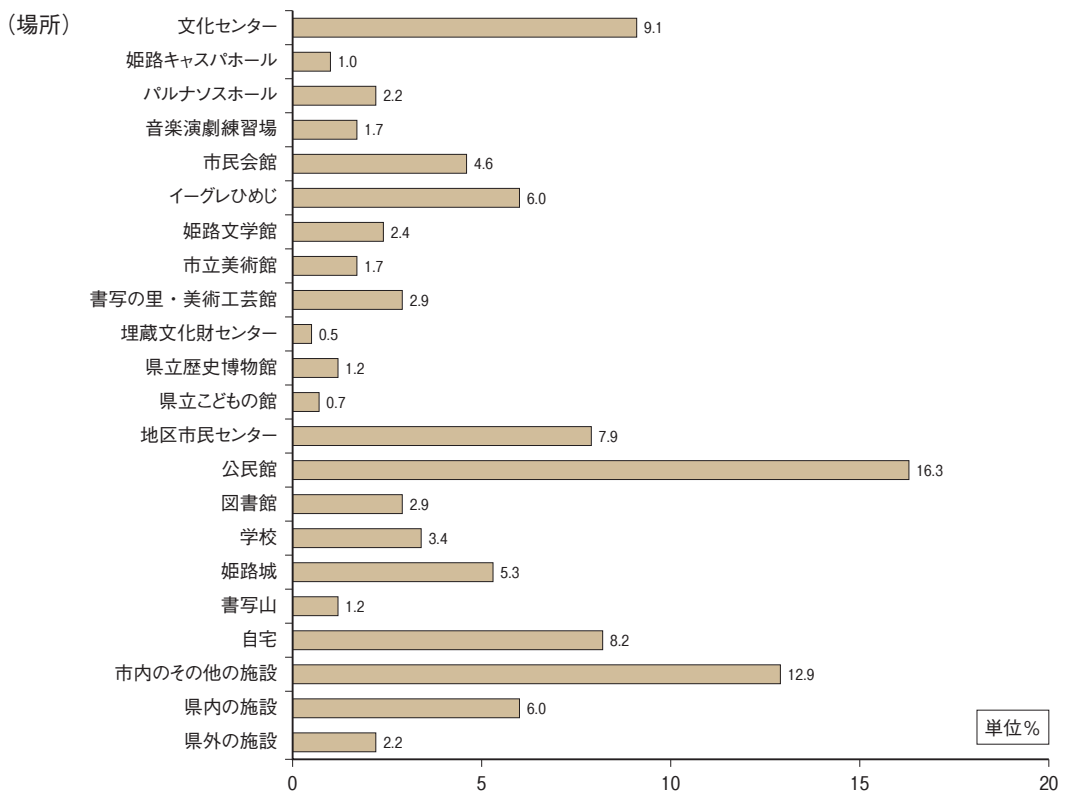
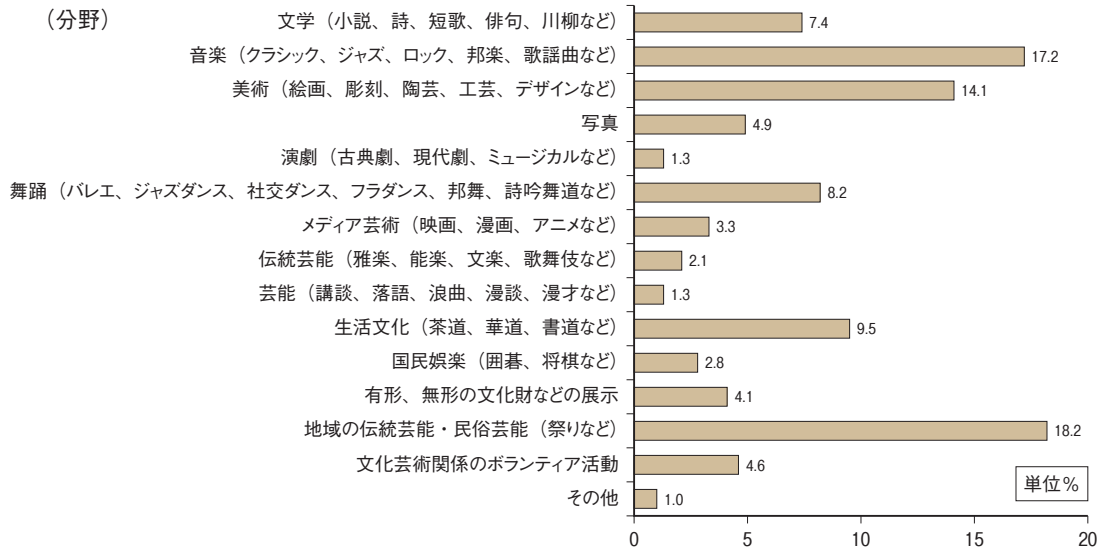


問4 あなたは、過去1年間に自ら文化芸術の活動（創作や練習への参加など ただし学校での部活動を除く）をしましたか。どちらかを選び○印をつけてください。



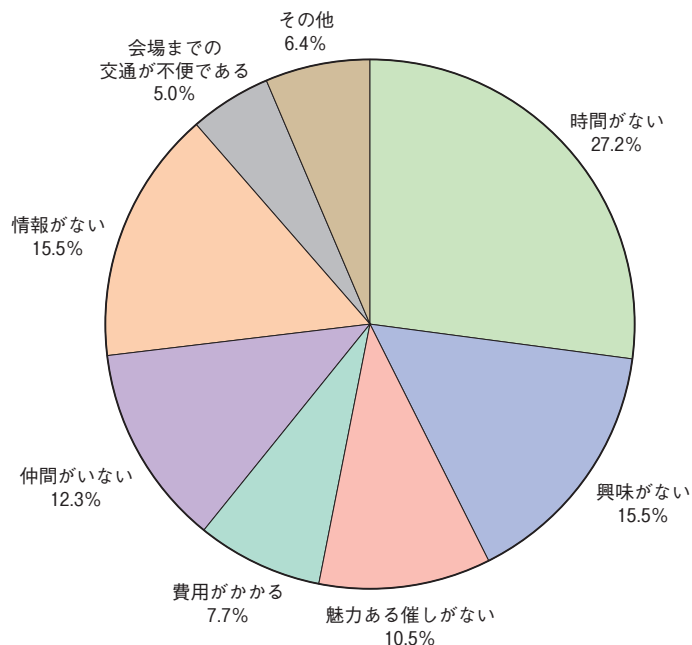
資料8

問5 問4で「1 活動した」を選んだ方はどのような分野をどこで活動しましたか。それぞれについて主なものを3つまで選んで○印をつけてください。

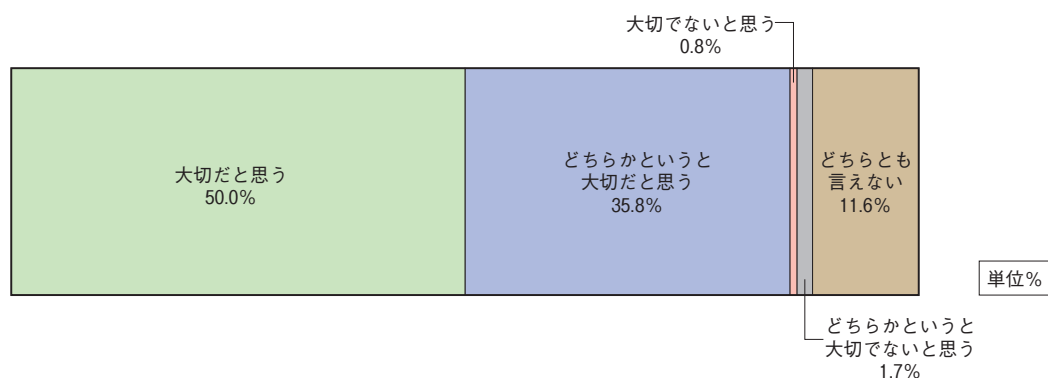


資料 8

問6 問4で「2 活動していない」を選んだ方にお聞きします。活動していない理由は何ですか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

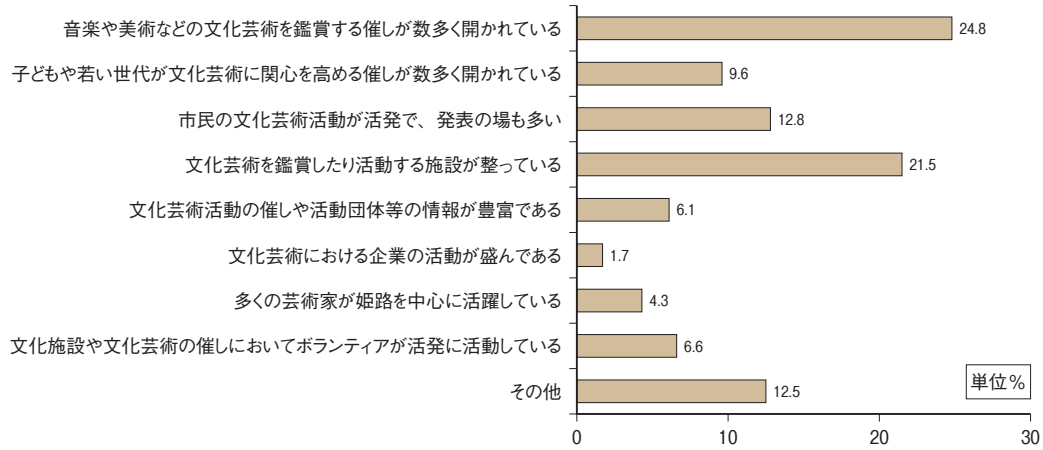


問7 あなたは日常生活の中で、文化芸術を鑑賞したり、自ら文化芸術の活動を行ったりすることは大切だと思いますか。あてはまるものを選んで○印をつけてください。

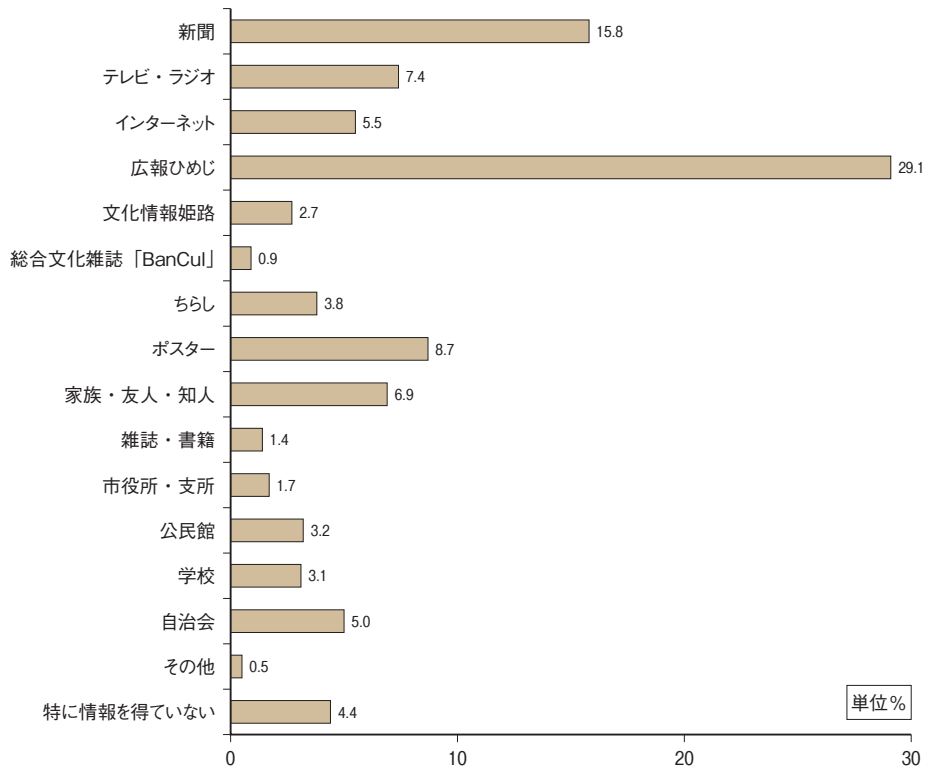


資料8

問8 あなたは、「姫路市の文化芸術」の現状についてどのようなイメージを持っていますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

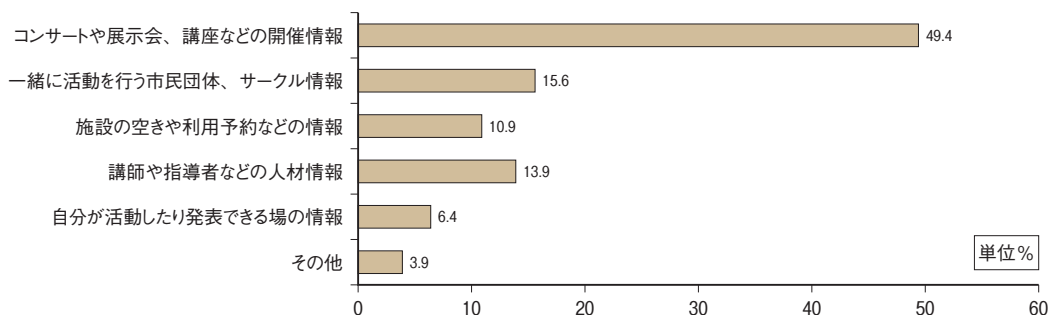


問9 あなたは、市内の文化芸術に関する情報を何から得ていますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

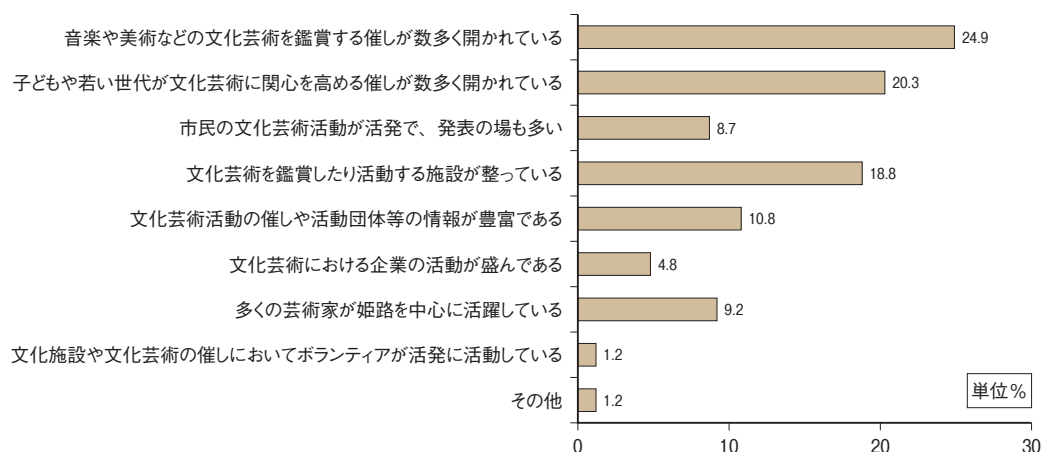


資料 8

問10 あなたは、文化芸術に関してどのような情報がほしいですか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

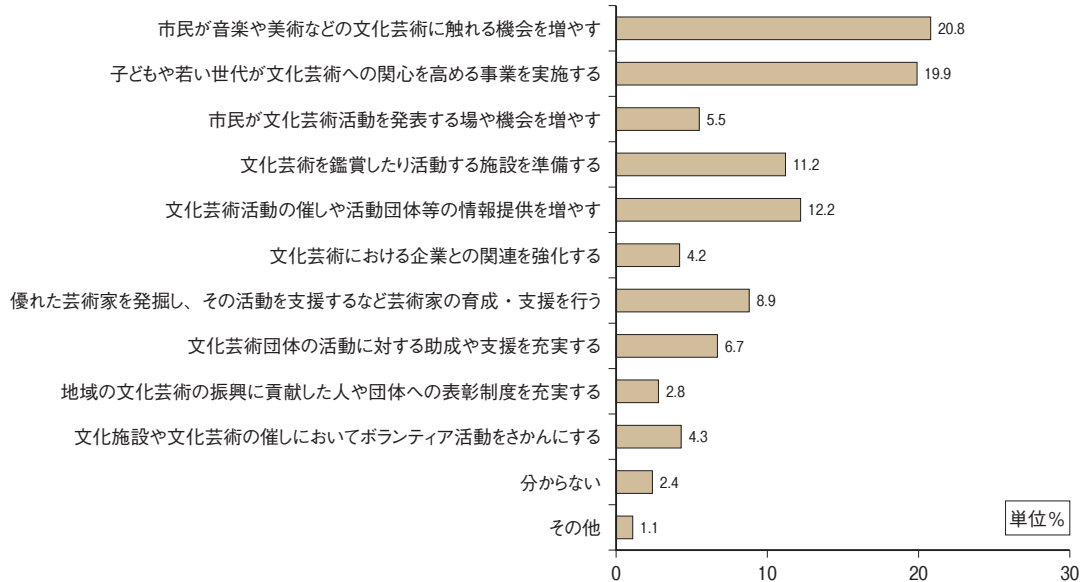


問11 あなたは、文化芸術に関して姫路市がどのような都市であることを望みますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。



資料8

問12 あなたは、姫路市の文化芸術をより豊かにするために、姫路市が力を入れるべきことは何だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。



問13 その他、文化芸術の振興についてご意見があれば自由にご記入ください。

アーティストへのサポート

- アーティストへのサポートが充実していれば、アーティストも集まってくるのではないかと。実際に美術大学に行っていた姫路の人も他県で制作活動をされていると聞く。音楽家や作家などのアートイベントを支援し、アーティストが住みやすいまちづくりをすると、もっと盛り上がると思う。
- 子どもや若い人を育成する指導者を養成し、若年層の文化芸術に対する興味・関心を高め文化の薫り高いまちにする。高名な芸術家を招へいし、イベントを立ち上げて市民の関心を高めるべきである。
- 行政主導の文化芸術はあり得ない。お金のない芸術家のたまごたちに、アートアカデミーなどを作ることや、誰でも寄り集まれる（規制をしない）芸術広場、発表の場の提供であれば、行政でもできるのではないかと。そうすることで、将来的に行政ではなく芸術家のたまごたちが、姫路に芸術都市を作ってくれると思う。
- 優れた芸術家の指導の下、新しい芸術家をたくさん輩出することで、市民全体の教養が育まれ、豊かな文化人が育つと思う。

行政の予算配分について

- 公営より私営のものの方が、興味をひいたり、時間にも幅があったりなど、利用しやすいため、無駄な助成や支援をなくし、意義ある予算として使ってほしい。

資料 8

- 姫路市は市予算で絵画等をたくさん購入していると聞くと、一般市民に全て公開してほしい。

設備の充実

- 現在の文化センターは古くて交通の便も悪く、面倒である。
- 姫路駅周辺に新しい大きなホールができると良い。
- 文化センターを新しく建築し、演劇場を広げてほしい。
- 文化センターの音響がひどいため、整備するか、別の場所に音響効果の良い施設を作ってほしい。
- 有名アーティストのコンサートが、姫路を飛ばして、神戸→岡山（倉敷）で開催されている。姫路で開催されないのは、優れた会場がないためではないか。
- 大人数収容可能な施設（具体的に2～3万人収容できるドーム）がほしい。
- 姫路キャスパホールは、ホールは新しいが小さく、駐車場が狭い。
- 施設周辺での駐車場を拡大してほしい。
- 居住地域の交通の便が悪いため、行きたくても行けない。
- 「姫路＝城」のイメージしかない。
- 現代芸術のような距離の近い催しがあると楽しいと思う。美術館の展示も、若い人向けのものがあると良い。
- 他地域の図書館について、設備が美しかったり、面白いサービスを実施していたりするが、姫路でもそうしてほしい。姫路城近くの図書館は立地が良いので、もっと行くことが楽しみになる場所になってほしい。
- 図書館をより充実させてほしい。館内をもっとアカデミックな雰囲気にしてほしい。
- 公民館などを活用して様々な講座が行われているが、市民センターも活用した方が良い。
- 世界遺産姫路城での野外コンサートなどを積極的に行ってほしい。また、大阪城で開催されたような3Dイルミネーションイベントなどの企画を希望する。
- 姫路城があるので城下町的なまちづくりと、それに関連した文化芸術活動の連携を大切にしてほしい。

情 報

- 情報不足である。スーパー等にもチラシを入れて、文化芸術に触れる機会をもっと広くするべきではないか。また、文化交流課の窓口も、平日8時35分～17時20分の時間枠から広げてほしい。働いている人はこの時間に連絡できない。
- スポーツを含めたボランティア、市営施設などでの活動情報を、市の広報に掲載するだけでなく、保存版冊子のような媒体（可能であれば参加連絡先を記載した形態）で配布してはどうか。
- 日常的に見ることができるポスターなどの広報活動が必要である。
- 姫路市は他の市町村に比べ、芸術や文化に触れることのできる施設や機会が多いと思う。その一方で、それを人々に知らせる「情報力」や「広報力」が不足しているように感じる。企業や自治体と手を組み、もっと発信していけば良いのではないか。

資料8

- 何かをしてみたいと思っても、どうすればいいか・どこへ行けばできるのか、そのような情報がもっと手に入りやすくなれば良いと思う。

地域独自の文化芸術活動

- 播州秋祭りを盛り上げるべく、地元住民・自治体が協力できる機会を作ってほしい。
- 姫路市の文化芸術の原点は祭りである。少子高齢化の影響は明らかであり、行政と住民の連携が非常に重要である。
- 年々、祭りの参加人数が減っている。このままだと数年で消滅するのではないか。市外、県外に姫路の祭りの伝統芸能はすごいとアピールし、活動する者・鑑賞する者が、祭りに行きたくなる環境になれば良いと思う。
- 子どもたちや若い世代が、もっと興味を持って参加できるような仕組みを増やさなければならない。地域の伝統芸能の秋祭りなども、将来的に無関心と高齢化によって、存続が難しくなり、市民生活の上でも色々な問題に繋がるのではないか。文化芸術を通して、ヒトとヒトとの繋がりにも役立っていると思う。
- 「ル・ポン」などの音楽祭は、他都市よりわざわざ来る人がいても、姫路の人はほとんど知らない。

施策

- 姫路城から駅までを城下町文化として、車の乗り入れ禁止など、もっと観光誘致策を取れると思う。
- 姫路駅前の再開発の現場が、あまりにセンスがなく芸術を感じられる景色ではない。何か素敵な芸術（例えば明珍火箸）など、まずは姫路のものを使って振興してほしい。
- 太平洋戦争に関する忠魂碑や戦跡なども近年クローズアップされているので、それらを保存、紹介することも1つの方法ではないか。
- 邪道かもしれないが、多くの支持を得るためには懸賞応募とか、不特定多数の人々の注目も必要である。

他要因

- 文化芸術の充実は、経済的に余裕が無いとなかなか難しい。
- 文化芸術に参加するのは、健康で生活に余裕のある人が多いと感じる。行政はまず市民の生活向上を優先するべきだと思う。
- 文化芸術とは感じる心と共に教育も必要である。鑑賞マナーも身につけるべきである。
- 介護が必要な人でも参加できる場が欲しい。
- 介護で外出が難しいため、家の近くで触れる機会があれば良い。
- 歳と共に腰痛で歩行が難しくなり、あまり外出しなくなった。気持ちはいろいろと参加したいが残念である。
- 高齢のため、公共交通機関での乗換が大変不便である。
- 年配の人でも参加できる場所がほしい。

資料8

- 本来興味はあり参加したいが、育児と介護で、情報を得られる広報や新聞を見ることがほとんどなく、出身が県外のため知人も少なく、他人との交流も少ない。また、土地勘もないため、文化芸術とはかけ離れた生活をしている。
- 子育て世代が気軽に利用できる施設や環境を整えれば、もっと利用数が増えると思う。若い人も芸術に触れたいと思っており、環境さえあれば…と考えている。例えば、託児所、子どもの遊ぶスペースなど、このような環境があれば、お金を出してでも子育て中の親は喜んで行くと思う。
- 大人だけでなく小さな子どもにも、文化に触れる機会と場所を与えるべきである。今は、小さな子連れで行くと、非常に迷惑がられるため、親子で入れるところを積極的に増やしてほしい。
- 子どもが関心を持つもの（NHKのキャラクター、ディズニー、ドラえもん、アンパンマンなど）の鑑賞がたくさんできると嬉しい。現状、知らないキャラクターの劇などはあるが、子どもが興味を示さない。
- 親子と一緒に楽しめる音楽やダンスなどのイベントが増えると嬉しい。
- 幼児など子供連れで参加できる機会を増やしてほしい。
- 音楽やダンスが大好きな2歳の息子がいる。野外のイベントだと、子どもが騒いでもあまり気を遣わなくても良いため、大手前公園などの広場でイベントがあると連れて行っている。和太鼓や吹奏楽など無料で見られるイベントの開催を希望する。
- 無料チケットなどを配布してほしい。
- 仕事をしているため、受けたい講習があっても受けることができないのが残念である。
- 国内外を問わず、文化芸術に興味があるが、一人で参加するのは躊躇してしまう。姫路は催しがたくさんあるのでいろいろと見学したい。チャンスがたくさんあるのにも関わらず、なかなか自ら行動に移せない。
- もっと文化芸術に興味を持たなければならないと思う。

教育現場での活動

- 姫路には文化芸術に関する施設が揃っているので、それを活かして学生や子どもたちが文化芸術に触れる機会を増やせば良いと思う。
- 文化・芸術・歴史などを通じて、コミュニティの場が必要である。自然との調和、文化芸術を広めるためには広報でもっとアピールし、鑑賞する値段設定をリーズナブルにする。さらに若手の文化芸術作品展を開催し推進する（例えば、学生の写真・絵・音楽・文学展を積極的に開催する）。
- 学生時代に、本物（プロによる）の音楽や伝統芸能に接する機会を多く、授業プログラムの合間に組み入れてほしい。箱物の施設にお金をかけず、多感な青春時代に本物を見たい。
- 小学校高学年～中学校の年代のときに、小規模で良いので、クラシック音楽やミュージカルなどのコンサートを体験できると良い。
- 家庭によっては、親が興味を示さなければ子どもは行くことができないので、学校から授業の一環として、各施設に行く機会を増やすと良いと思う。

資料8

- 学校で子どもたちが芸術鑑賞などで優れた文化芸術に触れる機会が多く、感謝している。

要望・その他

- 伝統芸能（文楽・歌舞伎など）、バレエを招致してほしい。
- クラシックバレエなどの世界の芸術への関心を高める事業が増えていくことを望む。
- 2、3年前には写真教室があったが、どうして無くしてしまったのか。近隣の町村では、4、5年の間にフォトコンテストを始め、町おこし、村おこしのために開催している。姫路市にフォトコンテストが無いのは何故なのか。
- 国際観光都市の自覚が薄い。姫路から、前衛アーティストを出す分野に力を入れて頂きたい。
- 芸能人にコンサートなどをもっとしてほしい。
- たつの市の赤とんぼホールなどでは、有名な歌手やパフォーマーがよく来ている。市の広報でも掲載されていると聞いたことがあり、便利だと思う。文化センターも同様であれば良いと思う。また、何かのイベントで有名なタレントや芸人来てほしい。
- 文化センターでアーティストのライブが多くあれば嬉しい。舞台も近場で観ることができれば良いと思う。たつの市に来ているのだから姫路でもしてほしい。
- 有名歌手をたくさん呼んで、コンサートなどをした方が良い。また、タイガースの2軍戦やプロレスの誘致もしてほしい。
- 講談・落語・浪曲・漫才などといった芸能を多くしてほしい。
- 太子町のあすかホールのように、姫路でも名画などを低額でたくさんの一般の人に紹介し、いつも参加できるような企画をして頂きたい。
- 良いと思う絵画展があっても姫路には来ないのが残念である。京都あたりまで行くには遠方でなかなか行けない。
- 遠出しなくても姫路で一流を感じるものが欲しい。
- アートクラフトフェスティバルのような手作りの物に触れる催しをもっと増やしてほしい。
- 姫路市展の日本画は、最近展示数が少なくがっかりしている。以前から応募点数の3分の1くらいが入選だが、応募数を増やすために入選数をしばらく多くしてみてもどうか。
- 図書館等の施設において無料で映画を上映してほしい。旧作品でも素晴らしい映画はたくさんあるので、それをきっかけに学びを深めることにも繋がると思う。
- 渡辺えり子さんの講演を聞いたことに感謝している。自分だけでなくこの世の中に憂いを持って活動されていることを応援したく、本を買い握手をして感動した。人ごみに圧倒されたが元気をもらうことができた。
- 箱物より大切なことは住むヒトの美意識である。姫路のまちは美しいとは言えない。個人として文化人と思う人は案外埋もれていると思う。
- テレビの11チャンネルや9チャンネルで、祭りや姫路キャスパホールの能などをよく見る。
- 文化芸術の振興は、市民の立場として生活の潤いや癒しになるため、積極的に取り組んでほしい。

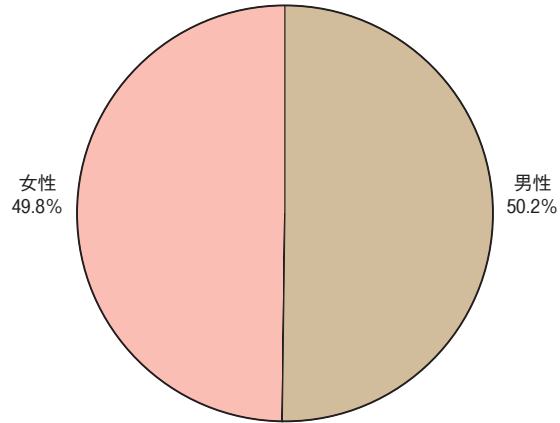
資料8

- 市民が文化芸術に手軽に参画できるような仕組みづくりをビジョン作成に取り入れて頂きたい。
- 姫路市には素晴らしい施設がたくさんあるので、市民がもっと利用すべきである。
- 参加しやすい雰囲気を高めてほしい。
- 難しいことではなく、浅く広く参加しやすいものが良い。
- 誰でも参加できる活動があってもいいと思う。
- 低価格で鑑賞できるチャンスを広げてほしい。
- より身近に文化芸術を感じられるよう、自由に無料で観ることができるイベントがあれば良い。
- イベントを定例化するべきである。認知されず定着しないと、人も集まらず効果的ではない。時期、回数、会場などを固定して継続的にすれば良い。個人的には絵本原画展をしてもらえると嬉しい。
- 文化芸術は趣味嗜好のことであるため、個人や団体に任せる。市が提供するの場所・情報で十分である。
- 姫路城大天守修理見学施設「天空の白鷺」は素晴らしかったので、書誌で特集して頂けたら購入したい。
- 大河ドラマの放送で、歴史の舞台としての姫路に注目が集まっている。史跡や歴史的建造物を保存、維持するための技術に対する支援に加え、歴史の研究者への助成など、さまざまな角度からの支援も必要である。
- 孫が中学校で吹奏楽部に入っているが、楽器をもっと充実させるために、市の助成をしてほしい。
- 市民コーラスグループの活動をしている。生涯学習課から数年後にはコーラスグループの発表会（姫路市民合同演奏会など）ができなくなるかもしれないといった連絡を先日頂いた。小・中学校のPTAコーラスの枠を広げ、地域の方々も参加可能なPTCAの活動を続けており、発表会はグループ活動の源となるものである。小・中学校の枠だけでなく、姫路市民といったように形を変えてでも、このような活動を継続させる方法を一緒に考えて頂きたい。

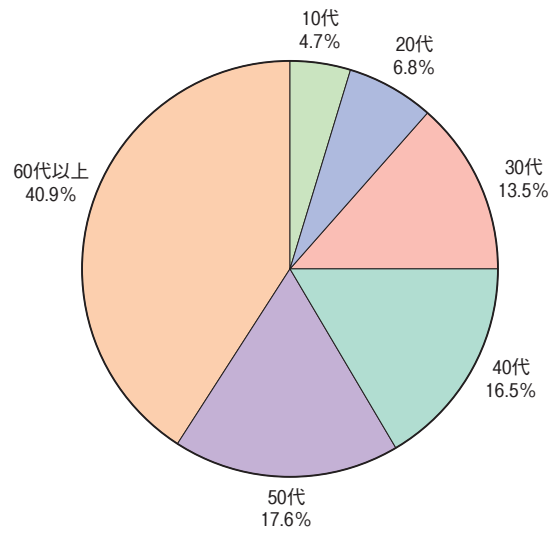
資料 8

問14 最後にあなたについてお聞きします。

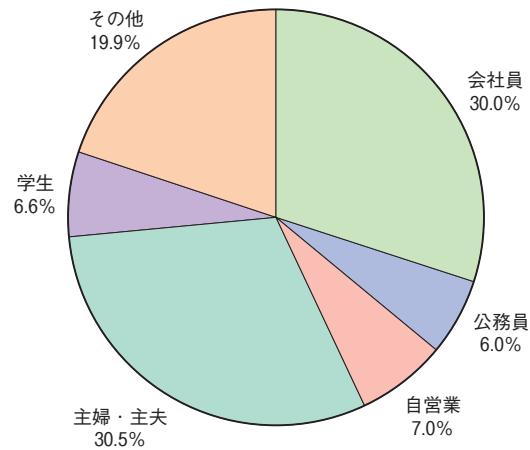
(性別)



(年齢)



(職業)





文化団体アンケート調査

I 調査概要

1. 目的

本調査は、主に姫路市内で活動する文化芸術団体の文化芸術に対する意識に焦点を当て、以下の点を明らかにするために実施した。

- 文化団体の活動施設に対するニーズ
- 姫路市の文化芸術の現状に対するイメージ
- 今後の姫路市の文化芸術に対するニーズ

2. 主な調査内容

- i 団体の活動分野
- ii 団体の規模
- iii 活動場所及び頻度
- iv 活動場所として重視している点
- v 活動成果を発表する場所及び頻度
- vi 活動成果を発表する場所として重視している点
- vii 活動継続の課題
- viii 姫路市に求める文化芸術施策
- ix 姫路市に求める文化施設の機能

3. 調査対象

「平成24年版 姫路地方文化国際交流団体名簿」に掲載されている、主に姫路市内で活動する文化芸術団体623団体

回収数 316（回収率50.7%）内有効回答数 316

4. 調査方法

郵送による配布・回収

5. 実施時期

平成26年4月～5月

6. 調査結果の分析

公益財団法人姫路市文化国際交流財団

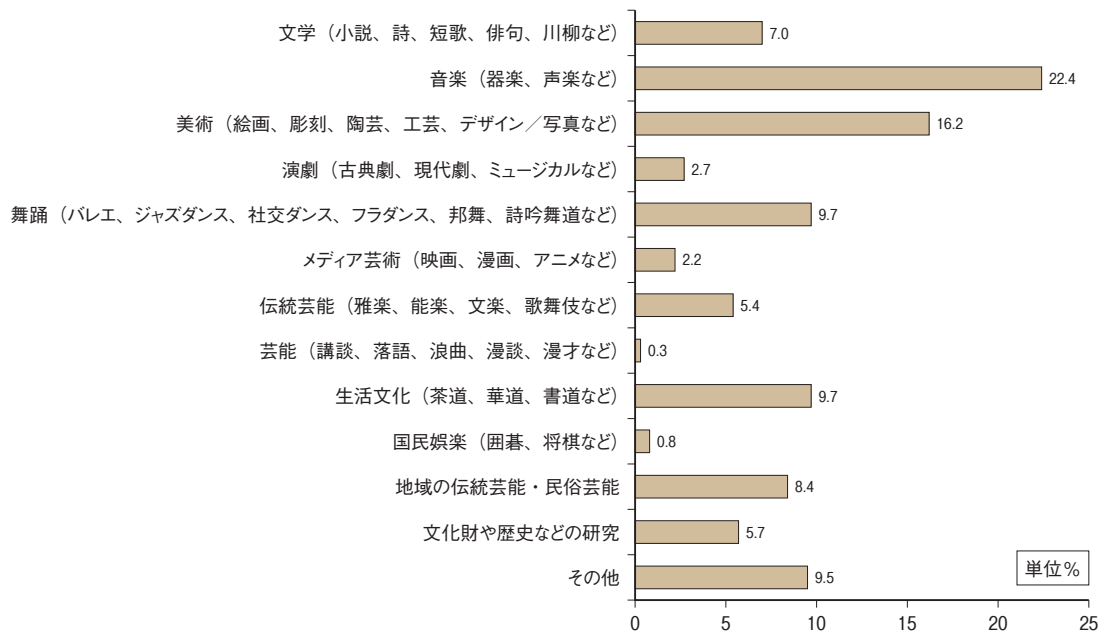
姫路市文化振興ビジョン策定庁内検討会ワーキンググループ

資料8

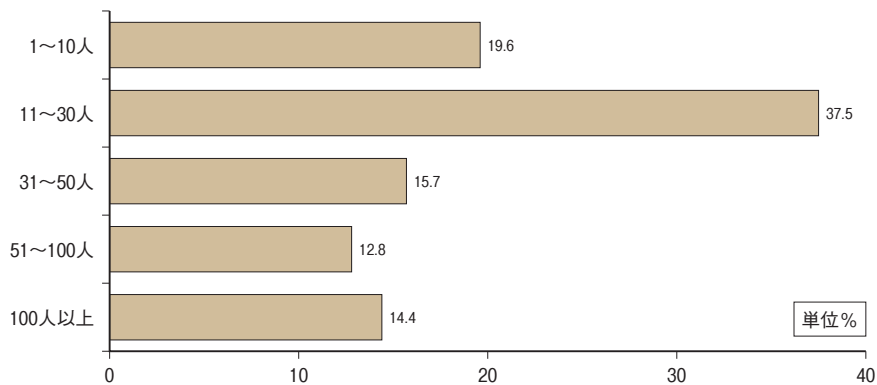
文化団体アンケート

1. 団体の概要についておたずねします。

問1 団体の活動分野について、あてはまるものに○印をつけてください。



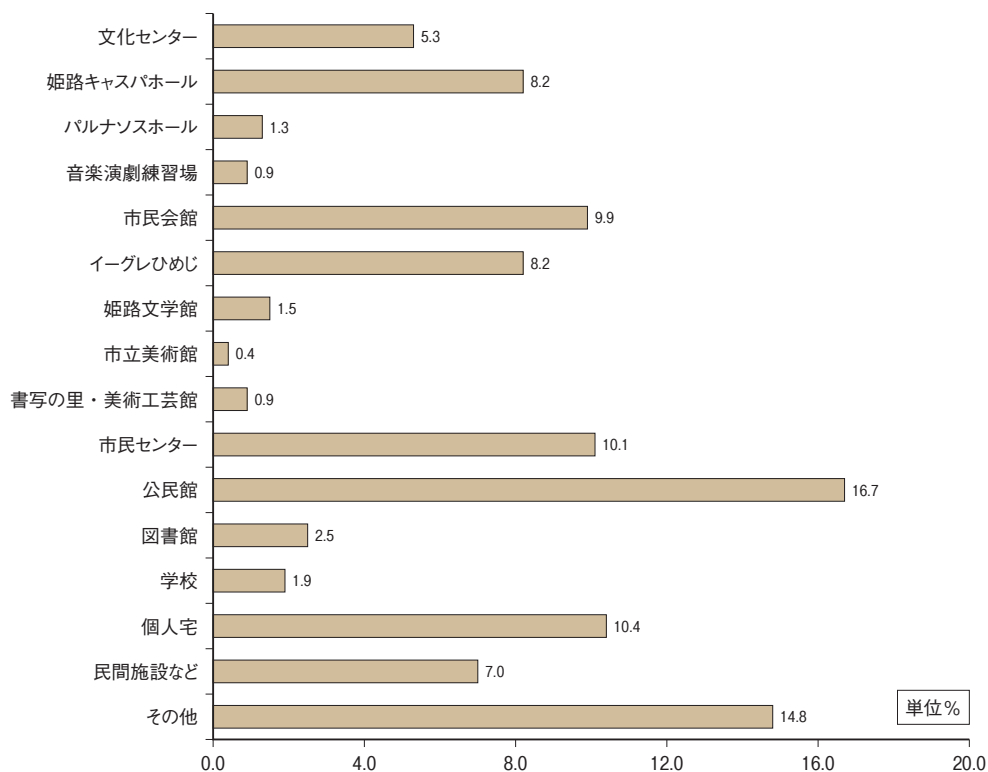
問2 団体の構成人数について、あてはまるものに○印をつけてください。



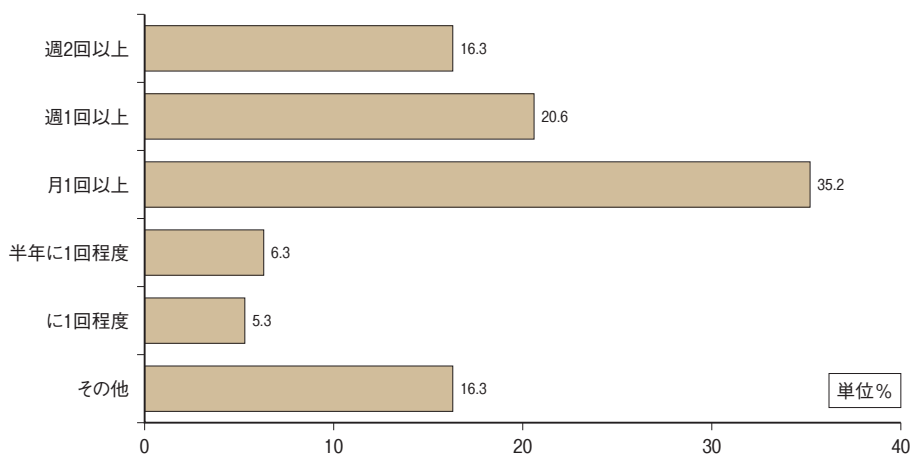
資料 8

2. 団体の活動状況についておたずねします。

問3-1 団体の練習、創作などの活動場所として主に利用している施設を2つまで選んで○印をつけてください。

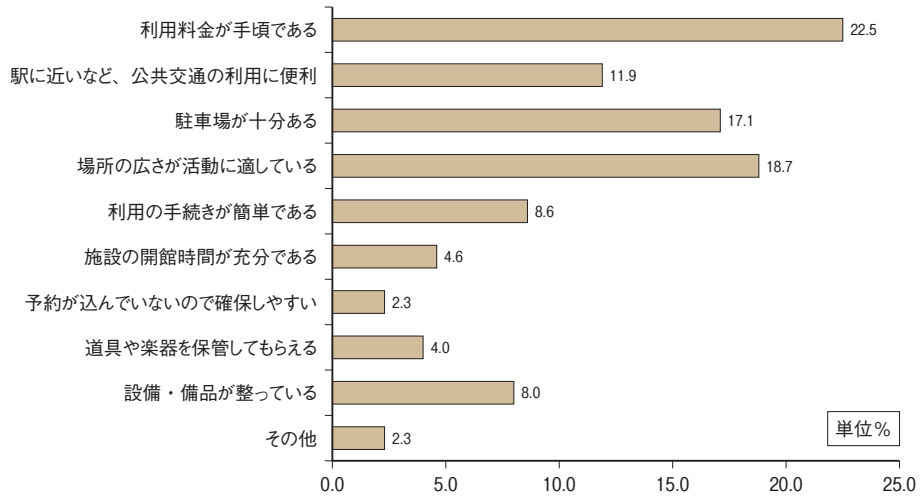


問3-2 団体の練習、創作などの回数について、あてはまるものに○印をつけてください。

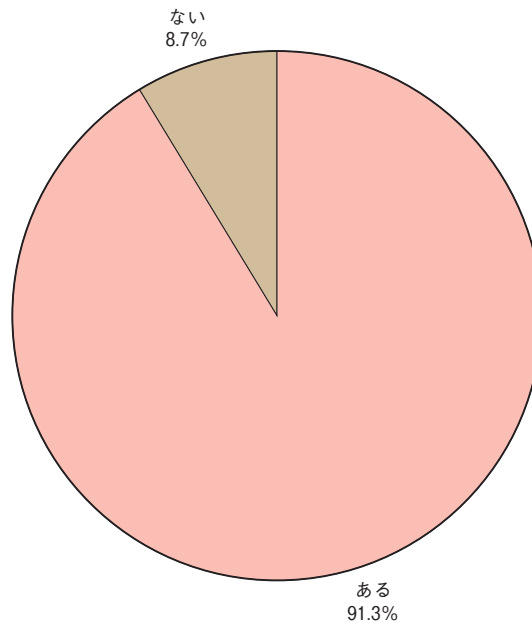


資料8

問4 団体の練習、創作などの活動場所としてどのようなことを重視していますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。

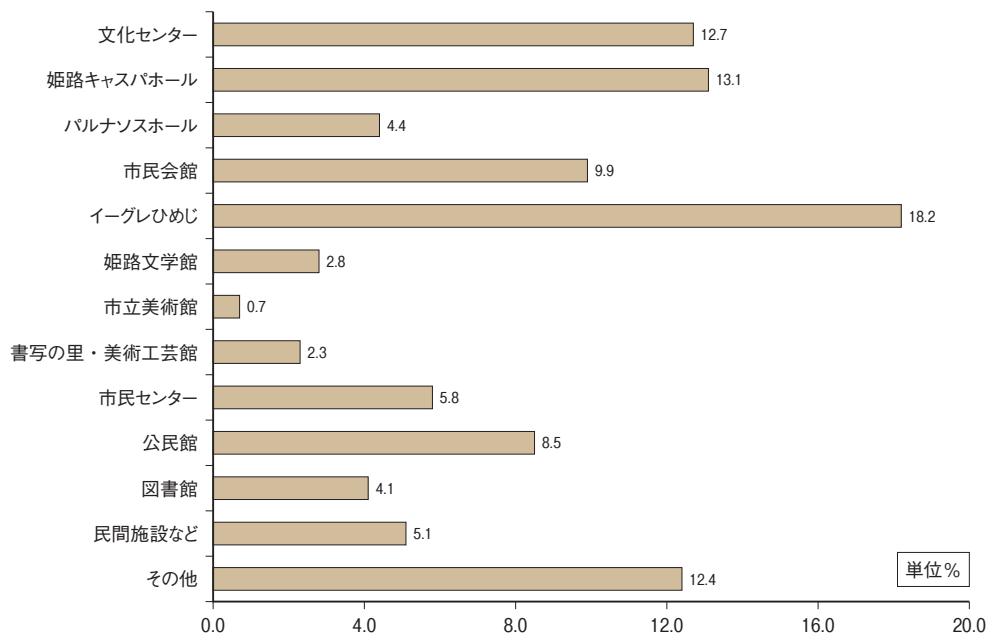


問5-1 団体の活動成果を市民等に発表する機会がありますか。

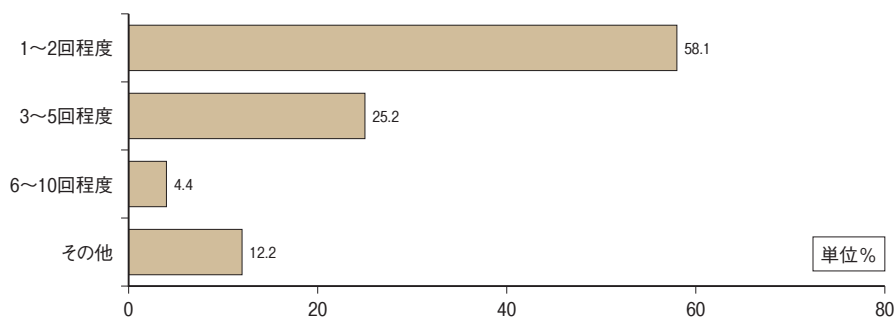


資料 8

問5-2 団体の活動成果を公表する場所として主に利用している施設を2つまで選んで○印をつけてください。

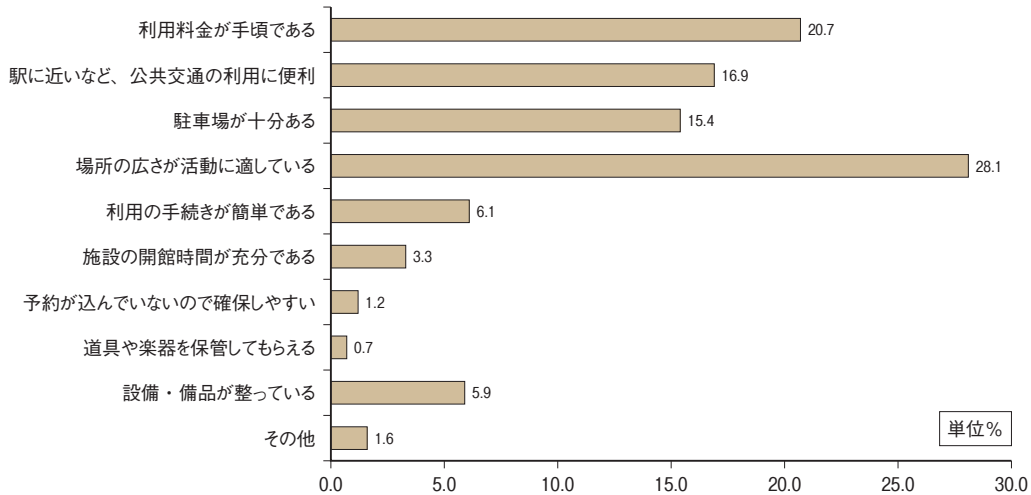


問5-3 団体の活動成果を市民等に発表する機会は年に何回ありますか。



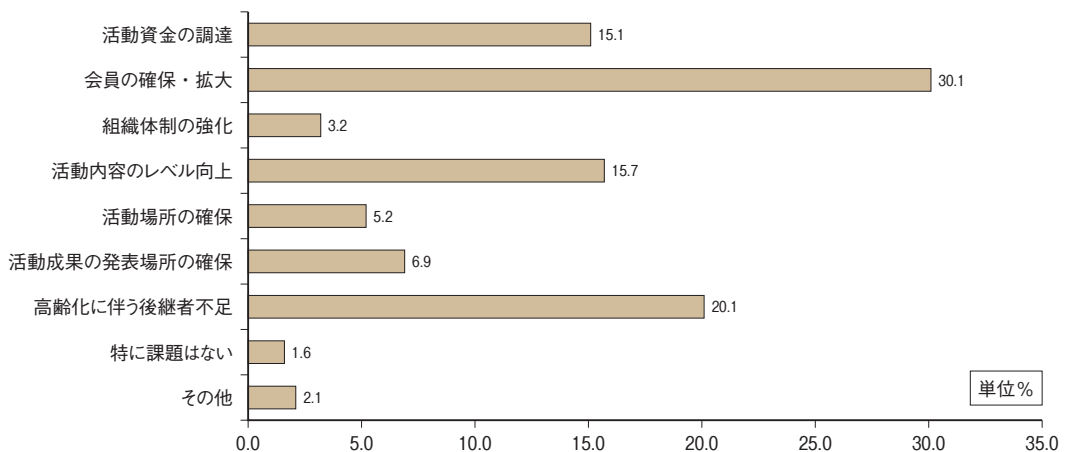
資料8

問5-4 団体の活動成果を発表する場所としてどのようなことを重視していますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。



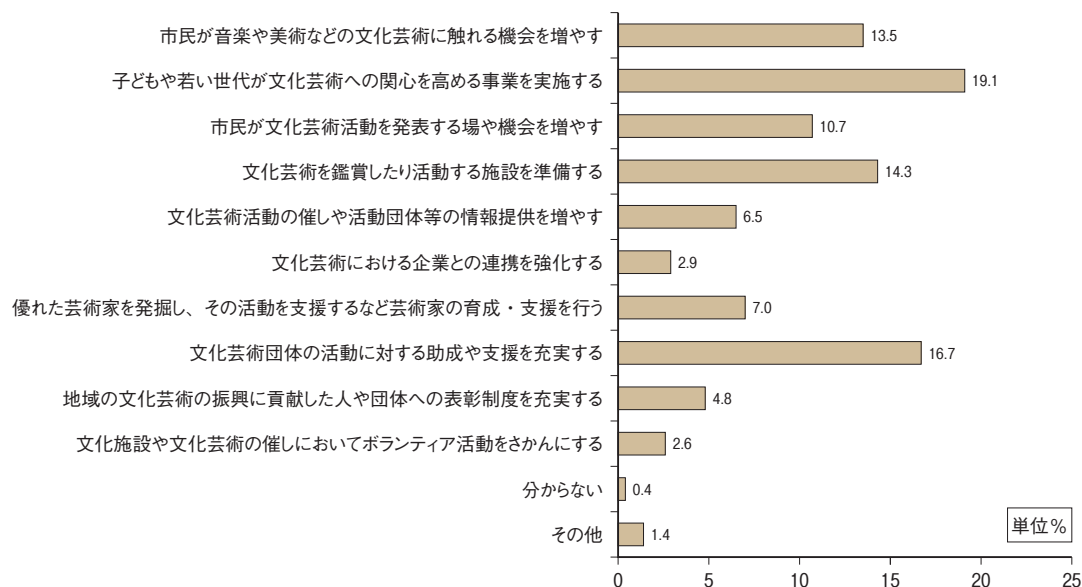
3. 活動への意向についておたずねします。

問6 団体の活動を行っていくにあたり、どのような課題をお持ちですか。あてはまるものを2つまで選んで○印をつけてください。



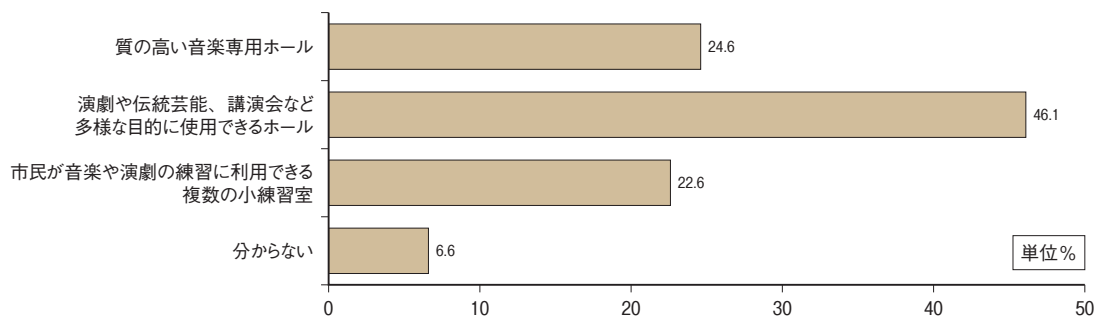
資料 8

問7 姫路市の文化芸術をより豊かにするために、市が力を入れるべきことは何だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○印をつけてください。



4. 検討中の新施設についておたずねします。

問8 姫路駅周辺整備事業「イベントゾーン」への文化センターの機能移転が検討されていますが、どのような施設が必要だと考えますか。あてはまるものに○印をつけてください。



資料8

その他、規模（客席数など）や設備などについてご意見がありましたら、自由にご記入ください。

規模（客席数など）

- あまり客席数の多いホールは一般の利用には使いにくいので、小ホールにしてほしい。
- 市民が発表しやすい100人ホール（座席固定）。
- 舞台が大きめのホール。
- 800～1000人規模の音楽専用ホール。
- 100席では狭く、300席では多い。200席くらいのホールがほしい。
- 播磨地域の中核となる大規模ホールが必要。
- 小規模のライブや発表会に適当な、ピアノを備えた音響的に優れた100席くらいのホール。
- 100席程度で、客席がひな壇。
- ホールの使用料・音響・照明の費用を安価に。
- 大ホールの規模は、現文化センターの規模を下回らないものが必要。また、リハーサル室もホールの機能として必要だが、ホール利用者専用ではなく、日常的に利用できる音楽練習室を複数設けてほしい。
- 500人、800人、1200人、1500人の席数の設備。
- 500席ほどのホール。（計4件）
- 100席ほどのホール。（計2件）
- 50～100人が利用できる大小練習室。
- 現文化センターの大ホールの規模。（計2件）
- 現文化センターの小ホールの規模。
- 音楽専用ホール。（計2件）
- 質が高く音響の良い専門の音楽ホール。フルオケが入る規模のもの。
- 目的を絞らないホールにすると、中途半端な施設になってしまう。まともな音楽ホールが必要。
- 多目的ホールは無駄になってしまうので、低料金のある程度専門的なホールを希望。（計2件）
- 150席ほどのバンド系がライブをできるスペース・設備。
- 3000～5000席ほどのホールと、1000席ほどのホール。
- パルナソスホールと同規模のホール。（計2件）
- 姫路キャスパホールと同規模のホール。（計3件）
- 文化センターと姫路キャスパホールの間くらいのホール。
- どの席からも見やすい、スロープのある客席。
- 1600席の大ホール。600席の中ホール。300席の小ホール。
- 1500席程度の大ホール。300席程度の小ホール。
- 団体の活動からすれば、質の高い音楽専用ホールを希望するが、姫路市の現状からすれ

資料8

ば多目的ホールになると思う。音響面・舞台の広さ（間口・奥行）・オーケストラピット等に十分配慮してもらえれば、市民はもちろんのこと、質の高い芸術公演を招聘できる。

- 間口10間 × 奥行き6間のステージに十分な広さのバックヤードがある、1000席程度のホール。間口7間 × 奥行き4間のステージの600席程度のホール。
- マイクを使わずに生の音を聞いてもらえる、100席程度の音楽専用ホール。
- 500席程度の天井の高い音楽専用ホール。
- 兵庫県立芸術文化センターと同等クラスの施設（1500席程度の大ホール。800席程度の中ホール）。
- 200席程度のホール。図書室やギャラリーを併設。
- 500～800席程度のホール。
- 200～300席程度のホールと、1000席以上の大ホール。
- バレエやオペラが上演しやすい専門ホール。
- 1000席程度で音響の良いホール。
- 寄席、地元アイドル発表スペース、ライブハウス、芸術創作スペース（若者向けの住み込みできるアトリエ）。低価格で貸し出し、ギャラリーを併設する。
- 30名ぐらいで学習・研究、会合や編集作業のできる教室。（計3件）
- 毎年11月に茶華道大会を市民会館で実施しているが、それぞれの部屋が狭く、6～7教室に分かれて分散展示をせざるをえない。1フロアで開催できるような、移動壁で広さを調節できるような広い展示場を希望。
- 園芸の発表ができる施設が少ないので、園芸の発表にふさわしい施設を作ってほしい。（計2件）
- カルチャー教室を入れてほしい。
- 個人で活動（創作）していて、これから伸びようとする若い方が低料金で利用できるギャラリー。
- イーグレひめじと同規模のギャラリー。（計2件）
- 低料金で絵画等の展示ができるスペース。
- 広く視覚芸術の発表展示室の設置。市民の芸術の発表と交流の場としての市民ギャラリーの空間の設計。
- 大小ギャラリーの併設。
- 防音設備のある練習室。（計3件）
- 楽器等保管機能も備えてほしい。
- 太鼓など大きな音が出せる施設。
- 美術館やギャラリーを併設してほしい。
- 質の高い音楽堂を建設してほしい。
- 現文化センター小ホールを2つ程度。
- 障害者や身体の不自由な人でもステージが使えるような施設。（計2件）
- 小規模なサロンコンサートなどが可能で、飲食店と提携してお茶や軽食付きでコンサートが行えるような施設。
- 姫路城に付随する設備として、能楽堂が存在したことが諸資料で明確になっている。姫

資料8

路市にも能楽堂があってもよいのでは。

設備・環境

- 駐車場完備。(計15件)
- 駅の近くに作ってほしい。(計5件)
- 舞台の天井が高く、バトンがついている又はキャットウォークがある。
- エレベーターやエスカレーターの設置。(計4件)
- ホールのバリアフリー化。客としてだけでなく、演じる側（楽屋等）にも配慮する（三田市総合文化会館を参考に）。
- 雨に濡れずに駐車場からホールに入れる（兵庫県立芸術文化センターには西宮北口駅より屋根付きの通路、地下駐車場などあり）。
- 身体の不自由な方も利用できるように、エレベーターなどが必要。
- 交通の便利なところに作ってほしい。
- ショッピングゾーンや託児所もある、ゆったりとした空間の建物で、イベントが終了しても自由に入出りできるオープンな文化芸術の殿堂となってほしい。
- 1階にホールがありロビーが広ければ、ホールイベントに関連した催しができ、発展的な企画が生まれる。
- 音響、照明設備の完備。(計3件)
- 姫路駅と地下で連結してほしい。
- 舞台装置の搬出入に便利な仕様。
- 空調と音響の兼ね合いを考慮してほしい。

利用料金等

- 無料又は低料金で手軽に使用できる活動場所・練習場所がほしい。
- 施設の利用時間は22時まで。
- 利用料は高くても1000円まで。
- ホールの使用料・音響・照明の費用を安価に。

参考にしてほしい施設

- 兵庫県立芸術文化センターを参考にしてほしい（大・中・小ホールがあれば、さまざまなジャンルに対応できる。大ホールは4階までは必要ないかとも思うが、安価なチケットが買える良さがある。トイレのウォシュレットは必要ない）。
- 三田市総合文化会館
- 福山市の「ふくやま芸術文化ホール リーデンローズ」
- たつの市赤とんぼ文化ホール
- 東洋一と言われる、名古屋の芸術ホール（愛知芸術文化センター）



資料8

企画等

- 施設として定期的な企画を続ける（オリジナリティのあるもの）。
- 市外からも足を運んでもらえるような、ホールの特徴を活かした企画ができるよう考えてほしい。

要望・その他

- 実際に舞台を使用する、あらゆる分野の専門家の意見を聞いて設計してほしい。他県のホールや専門劇場等を充分に見聞して検討してほしい。細々とした意見や希望、アドバイスを聞いてほしい。
- 姫路キャスパホールやパルナスホールができる頃、財団より意見を求められたが、結局は当初の目的は果たされていない。
- ホールに入る音響等の業者は、2社くらいから選べるようにしてほしい。
- 制約を可能な限り排除し、オープンでフリーな施設を希望。
- 座席の表示を、座っても見える位置につける。
- 税金をあまり使ってほしくない。
- 市民会館の「設計の悪い座席」のようなことが再びおこらないように、何が目的なのか考えて作ってください。
- 活動内容が文書などではよくわからないので、利用する機会がない。特定の団体だけが利用できているのだと思う。

5. 姫路市の文化芸術振興についておたずねします。

問9 姫路市の文化芸術振興について、ご意見がありましたら、自由にご記入ください。

行政に対して

- 市民の目線で。
- 高度な文化を求めずに、広く市民に共有できる文化芸術の振興を。
- 市独自の他に、県や他市町と協同で実施して、質の高い文化芸術振興策を実施してほしい。
- 地域資産の掘り起こしに力を入れてほしい。身近なところに特殊な技術や知識を持った人はたくさんいるのではないか。
- 市民が主体となった企画・運営を目指すのもよいが、ボランティアに共通する核になれる行政側の担当者を設定し、必要最小限の運営費（助成金等）を確保してもらいたい。
- 一貫性がない。オリジナリティがない。クオリティが低い。各分野の交流が少ない。姫路市として発信できる文化芸術の創造（一過性で質の低い二番煎じが多い）。担当者の学習が足りない。担当者の意欲がない。

資料8

- 市内の各団体を平等に扱ってほしい。市の窓口の方によって不公平さを感じる。加古川市、たつの市、赤穂市近隣はとても良い環境が整っているので、参考にしてほしい。
- ル・ポンがマンネリ化あるいは予算が偏重になっていないか心配。
- 近年の芸術文化賞に疑問がある。見識を疑う。選考委員の構成を変更すべき。
- 姫路文学館主催の播磨文芸祭に20年間従事したが、予算削減・各大会のマンネリ化の一言で急きょ打ち切られた。姫路市の文化芸術の推進・行政の主催には不信感を抱いており、これらの打開策がなければ文化芸術振興はない。
- 他都市に比べ、充実している。
- 市立美術館に所有する工芸品等をもっと活用すべき。
- 従来通りで満足している。(計3件)
- 市内にとどまらず、播磨全域の文化芸術の向上を考える必要がある。
- 俳句についてはよく理解を頂き、ご支援に感謝している。
- 園芸文化に対して、非常に閉鎖的。花と緑は部署が違ふとよく言われるが、単なる農業、緑化という点のみではなく、文化として捉える方向が必要。
- 財政難を理由に、折角前向きに活動している団体の芽を摘まない。
- 文化人としての市民のレベルを高め、マナー教育をする。
- 姫路市はソフト面への理解と振興への努力が低い。
- 黒田官兵衛の資料、コレクションが姫路には何もない。姫路市が確保できないのに文化都市を語る資格はない。これまでも何度も陳情に及んだが埒が明かず失望している。
- 箱物を造るのも大事だが、教育分野で人を育てるといふ根気の必要な行政をお願いしたい。
- 年に一度の文化交流フェスティバルのみではなく、各団体が活動できる機会や交流できる場を増やすべき。
- 当局の方針・計画の遂行について、それに係る職員が本当にその内容を理解し、誠意をもって職務にあたる様、意志の徹底が必要。
- 民間の美術館や博物館の現状を調査・分析し、地域の文化芸術振興のために必要ならば支援すること。
- 姫路市在住で、中央で活動しているいろいろなジャンルの人たちが多数いる。担当者はもっと「知る」努力をするべき。姫路の狭いエリアで活動している人へののみ目をむけているとするなら、芸術レベルの向上は乏しいものになると思う。
- これから地方都市が生き残るためには、文化力が何より必要。姫路市にも文化局が必要。
- 文化芸術の振興は“民”の活力によって行われるもの。“官”は“民”が動きやすい環境づくりに徹して、行政としての理念づくり、施設づくりに励んでほしい。
- 市や財団主催のものが常に最優先というのはどうか。また、財団等の主催のものが連続使用可能ならば、一般の催しも連続使用可能とするべき。
- 民間企業の文化芸術振興は景気に左右されるため、公共団体が一定規模の支援を末永く行う必要がある。
- 箱物を造るのも大事だが、ソフト面をより高く発信できるよう行政のバックアップが望まれる。

資料8

施設に対して

- 姫路城は市民のボランティアに依存しすぎではないか。
- 3月～11月のシーズン中はイーグレひめじの予約がとれない。
- 姫路キャスパホールをよく利用するが、良い設備を安価で使用でき、ありがたく思っている。
- 11月は市の行事が埋まっていて施設が使えない。せめて市の行事を「秋」の「3～4ヶ月」に分散させ、一般の団体も「秋」に使えるようにしてほしい。
- 文化センター等の利用料金の支払を、現金だけでなく振込も可能にしてほしい。
- 市立美術館にもっと陶芸・工芸品の展示があればよい。入場料が少々高くても、質のよい絵画展を招致してほしい。
- イーグレひめじの予約がなかなか取れない。利用者や団体のレベルの査定も必要。
- 毎年同じ期日にイーグレひめじで作品展を開催したいが、くじ引きでそれができないので、既得権を優先してほしい。
- 伝統芸能を楽しんでもらうために、会場使用料を安くしてほしい。
- 安室市民センターを利用しているが、2年後には利用できなくなるので、代わるセンターを是非建ててほしい。
- 施設の予約のために、仕事を休んで施設へ足を運ぶが、取れないことも多く無駄足となる。施設の予約方法を一考してほしい（ネットで予約して確定したら出向く etc.）。
- 施設管理者が“規則”と建前ばかりで、利用者の意見も要望も聞かない施設がある。柔軟な対応も必要ではないか。
- 歴史講座などを開催しているが、一般市民にPRするシステムが乏しい。文化事業のPRを充実してほしい。
- イーグレひめじの地下4会場を全て利用したい団体への優先を考えてほしい。
- 現在、網干小学校の教室を借りて、民具、書籍、古文書等の管理をしている。今後も教室を借りられることを希望する。

企画・イベント

- とても盛んな地域だと思うが、市をあげて作り上げる企画が何かあってもと思う。姫路の歴史豊かなテーマを創作音楽と共に、お城を舞台に四季を通じて奏でる（観桜会、観月会ではなく）芸術メンバーが、その企画を通じて輪になるための支援など。
- さまざまな専門家を招いて、プロの演奏会を開いていただき感謝している。
- 以前は年に1回、バレエの舞台が招聘されていたが、最近は少なくなった。難しいのであれば、海外ダンサーを招聘して大きな舞台への助成金を増やしてほしい。
- 絵画の基礎となる人物デッサンを月2回開催しているが、費用の負担が大きいので、市が開催して支援してほしい。
- オリジナリティのあるものを考え、育ててほしい。
- 市民参加型（オーディション）オペラ公演をしてほしい。
- 姫路市の第九が、いつも同じ大阪音大中心のメンバー。もっと実力のある歌手も他にた

資料8

くさんいるはず。ソリストはどのように選んでいるのか。

育成・教育・支援・顕彰・助成金

- こども・若い人たちとその親世代に、本物・質の高いものに接する機会を与えてほしい。安易な方へ流されないでほしい。
- 文化芸術は行政の枠で囲い込まれるものではないので、姫路に限らず、もっと広域的な視点をもった支援が必要。
- 少額の助成金に対して書類が多すぎる。実際の活動内容が伝わっていない。
- 史跡保存に補助をお願いしたい。寄付金での活動には限界がある。45,000円の補助金では今後は無理。年間城跡整備には安全対策も含めて最低15万は必要。
- 歴史や文化情報等の市民への周知には熱心に取り組んでいると思う。さらに文化活動への助成金による支援は、経済的に苦しい弱小団体にとってありがたい制度であり、末永い継続を望む。
- 表彰は、個人だけでなく団体などにも機会を与えてほしい。
- 若い人の気質が飲み込めないので、短歌などは困ることもあるが、せっかく文化交流課があるので、交流しながら更に向上させたいと思う。
- 練習及び発表時における助成金を増額すれば、活動の勢いも増すと思う。
- 活動助成金の出金内容が限定されているので、自由に創作できる内容のものにしてほしい。
- 文化芸術には経済的支援が必須。市民の文化芸術意識を高めるためには、本物をたくさん見せるべき。
- 伝統芸能は、行政が保存する方法を考えなければ、日本独自の文化が消滅してしまう。小学校などで取り入れる必要がある。
- 若い人が文化芸術に興味を持てるような工夫をしてほしい。
- 西日本の城下町で能楽堂がないのは姫路市のみ。能楽堂で小中学生が能楽を鑑賞し稽古できればと思う。
- 若者が文化芸術に関心を持ち、積極的に参加するよう、幼少期からの教育も含めて仕向ける努力をする。
- 助成金の申請がわかりにくい。記念展だけでなく、日々の活動発表の費用の助成を考えてほしい。
- 無名でも実力、将来性のある作家を、時間をかけて辛抱強く育てる。
- 中央思考ではなく、ジュニア育成に力を注いでほしい。
- 伝統芸術、芸能文化財保護への補助金(45,000円)をもらっているが、せめて倍額が必要。活動資金不足で、継続できない研修などがある。
- 助成を増やして市民が手軽に参加できるようにしてほしい。パルナソスホールの「朝のハーモニー」も、以前は無料だった。
- 文化芸術活動を発表する機会を増やし、優れた人を発掘し、支援する制度を創設する。
- 子どもたちや若い世代に興味を持ってもらえるような取り組みが必要。

要望・提案・その他

- 市のイベントが優先され、小さな多くの団体が希望日に施設を利用できない。
- ホール運営業者の選定を見直す。市民のためのホールなのに、市長の側に沿った規定となっている。
- 文化センター、市民センター、パルナソスホール、イーグレひめじを活動拠点にするのではなく、自らの暮らしの場所を拠点に、暮らしから生まれる文化を創造・発表することが、これからの地方文化の振興になる。
- 高砂や加古川のような音楽家協会があれば、姫路での活動の場、また情報交換の場が広がるのではないかな。
- 文化芸術分野は、社会状況が悪くなると後回しになることが多いので、これからも振興に力を入れてほしい。
- 神戸・大阪に出向かなくても、姫路で（バス等で町の中心から離れなくても）質の高い文化催事があれば嬉しい。
- 何年か前に、姫路市立美術館のボランティアをしたが（加古川市民）、このような活動をしているところは全国的にも多くなく、とても貴重な体験だったし勉強になった。
- 若い後継者の意見を聞く場を設けてほしい。
- 財団の評議員の選出・更新の方法に疑問がある。若い人の活動を反映するために、若い人材の登用もお願いしたい。
- 年一回、各団体の名簿（代表者名と人員等）を送付してほしい。
- 市展について、入選が厳しく、良作の作品が落選し、有名人の作品展となっている。市民を優先したアンデパンダン展的にしてほしい。学芸員の考えではなく、落選のない市展を希望する。
- 姫路市は全く謝礼がもらえない。もっと文化活動に姫路在住の講師を登用させなくてはいけない。
- 市展の入選率を上げる。
- 横のつながりがなく、他団体との交流が少ないため、大きな広がりができない。街中イベントがもっと増えるとよい。
- 各地区の伝統芸能の存続が必要。
- 地元で長い間活動を続けている民間の団体をもっと大切にしてほしい。
- 文化的に高いまちを目指すには、高品位な文化を発信する拠点づくりが必要。

資料9

新文化センターについて

I 新文化センターの必要性

1 文化芸術活動の再認識

平成23年3月に発生した東日本大震災により、我が国は未曾有の被害に見舞われ、その後の復興活動等を通じて、人の絆や地域社会のつながり、心豊かな生活の大切さが改めて見直された。そして、真に豊かな社会の実現のため、文化芸術の振興の必要性が叫ばれることとなった。特に、地域住民の共通の文化資源を活かした文化芸術活動は、単なる個人の趣味や嗜好的な活動を越えた社会的効用を持つ活動として認知され、文化芸術の役割が再認識されることとなっている。

本市においても、このような文化芸術活動への支援のあり方や、文化振興ビジョンの目標に沿って、文化芸術活動の拠点となる新文化センターの役割や機能について検討する必要がある。

2 本市におけるホールの現状

(1) 文化センターの現状

① 施設概要

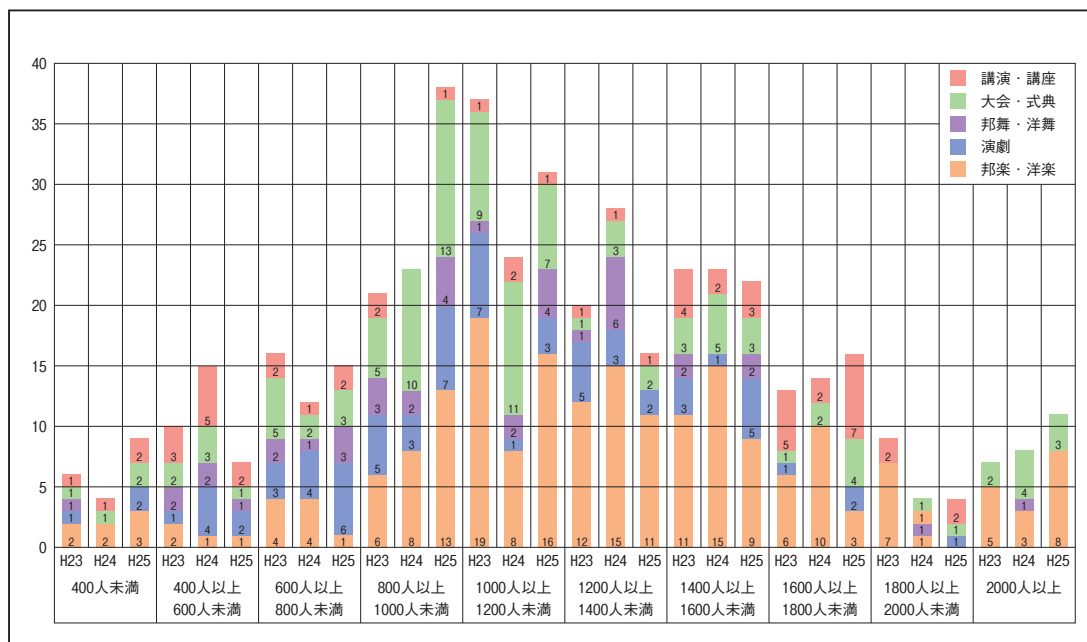
開館等	昭和45年10月 着工 昭和47年10月 開館
大規模改修の履歴等	平成元年4月 リハーサル室増築 平成5年4月 全館大規模改修 平成27年3月 音響、照明等改修
建設費	本館 979,122千円 リハーサル室 433,725千円 全館大規模改修 1,974,510千円
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階
高さ	28.9m
敷地面積	21,912㎡ (別途 隣接駐車場5,000㎡)
延床面積	11,021㎡
収容人員	大ホール 1,657席 (別途立見300人) 小ホール 493席 (別途立見150人)
施設構成	大ホール (附帯施設 楽屋11室、浴室2室) 小ホール (附帯施設 楽屋7室、シャワー室2室) 会議室 3室、展示室 リハーサル室 (舞台、楽屋4室)

資料9

② 利用状況

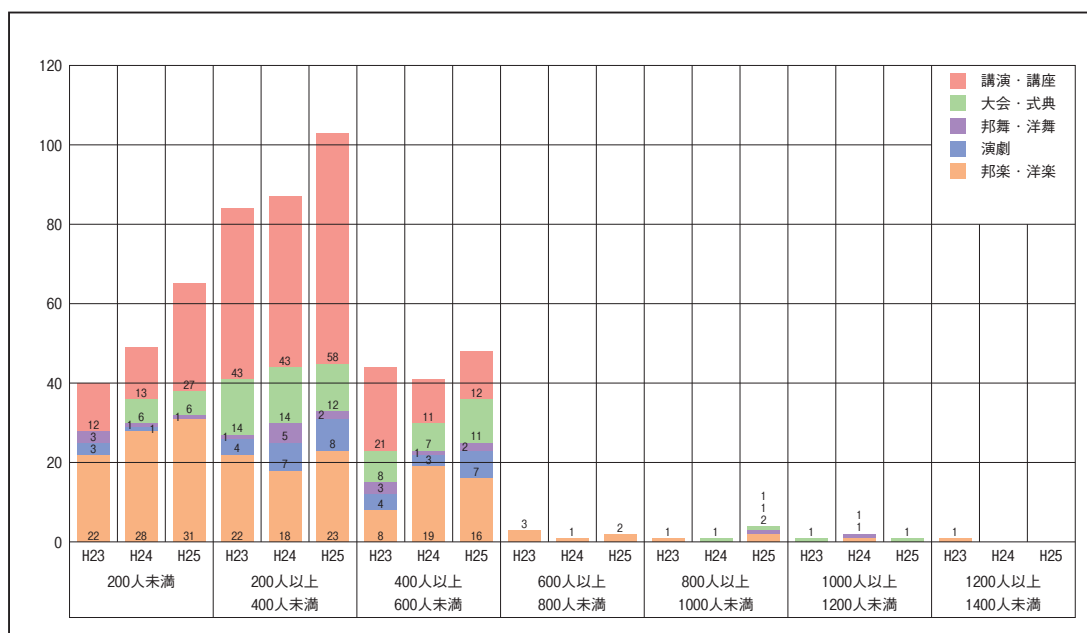
ア 大ホール

大ホールの利用として、利用人数の分布をグラフ化すると、800人以上1,600人未満の催しが多い。一方、2,600人以上の催しもあり、大規模施設の収容能力を考える上で参考とすべきである。また、「大会・式典」「邦楽・洋楽」の利用が、800人以上1,800人未満の区分に集中していることがわかる。



イ 小ホール

小ホールの利用として、200人以上400人未満の催しが多い。一方、200人未満の催しも多くあり、小規模施設の収容能力を考える上で考慮すべきである。



資料9

③ 再整備の必要性（老朽化への対応）

開館から40年余りが経過し、設備等について、以下のような課題を抱えている。また、今日求められる文化振興ビジョンにおける施設機能等を含め、大規模改修のみでは解決できない状況にあることから、文化芸術活動の拠点にふさわしい施設として再整備する必要がある。

■現文化センターの主な課題

項目	課題
設備	<ul style="list-style-type: none"> 音響、照明及び舞台機構等が老朽化している。 空調機が旧式で自在に調整できない。空調音が舞台音響等に影響を与えている。 トイレ全体数及び洋式トイレが不足している。
ユニバーサル・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 観客用・荷物用のエレベーター等がない。 車いすで移動ができないエリアが存在する。 ユニバーサル・デザインが実現されていない。（表示、座席スペース、託児所等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ロビー、セントラルスペースが狭隘。 舞台が狭隘（大ホールはバックヤード、小ホールは舞台及び舞台袖）。 搬入搬出口が使いづらい（大ホールの搬入口は狭い坂道、小ホールの搬入口は有料駐車場内にある）。 大ホールのピアノ庫に空調がない。 小ホールにピアノ庫がない。

(2) 他の施設の状況

市内施設のホールを規模の面から見ると、音楽や演劇に適した500人以上のホールは、文化センターの大小ホールを除くと、市民会館とパルナソスホール、花の北市民広場大ホールしかなく、300人以上としても姫路キャスパホール、図書館ホールが加わるのみである。市内の他の施設にある300人程度の小規模のホールはいわゆる多目的ホールが多く、会議や講演等に利用されることが多い。利用種別の面からは、クラシック音楽に適したホールはパルナソスホール、邦楽に適したホールは姫路キャスパホールしかない。このような状況にあるため、文化芸術活動の拠点となる専門性を兼ね備えた大規模なホールを求める声が少なくないのが現状である。また、市内の既存施設の稼働率は、近畿圏内の同規模の文化施設の稼働率と比較すると高い状況となっている。



文化センター大ホール

■主要文化施設の稼働率比較表

		稼働率 (%)				
		H22	H23	H24	H25	近畿平均 (H22)
文化センター	大ホール (1,657席)	64	61	58	61	55.4 (1,500人~1,999人)
	小ホール (493席)	64	63	62	70	67.5 (499人以下)
姫路キャスパホール		79	72	63	64	67.5 (499人以下)
パルナソスホール		78	72	72	79	49.9 (500人~999人)
アートホール (市民プラザ)		68	60	54	60	67.5 (499人以下)

3 文化施設における文化創造支援の状況

(1) ホール規模等に課題

市内の文化芸術団体は、規模の小さなものが多くある。そのような団体は、市内の音楽演劇練習場やパルナソスホールを活用して日常的に練習を行っているが、練習室数の不足などから長期的な使用ができないこと、また、練習後に実際に発表する場合は、活動規模に見合ったホールがなく大きなホールを使用せざるを得ないこと、特に、小規模の本格的なホールがないことなど、文化創造支援が十分に行われていないのが現状である。

(2) 交流の場としての整備の必要性

文化芸術の振興による生活の質を向上させるためには、幅広い世代間の交流や市民が充実した余暇時間を過ごせるよう、市民が主体的に文化芸術活動に参加できる環境づくりが一層重要になっている。そのため、市内で展開されている市民団体等の主体的かつ創造的な活動や文化芸術イベントを積極的に支援することが求められるとともに、それらを市民とつなぐ交流の場の整備が求められている。

4 公益財団法人姫路市文化国際交流財団の事業の現状

市との役割分担等から、市民の文化芸術活動に対して効率的な支援ができていないのが現状である。たとえば、音楽演劇練習場は他の団体が指定管理者となっており、発表と練習の場の運営が一元化されていない。また、文化芸術団体支援については市の文化財部門と市民活動推進部門の両方で実施されており、その連携等が求められている。

(1) 中間支援機能の必要性

市民の文化芸術活動を活性化していくために、相談窓口を配置し、市の各部門の文化芸術情報の収集、地域の文化芸術情報の蓄積、整理及び活用を通じて市民の文化芸術活動を支援していく必要がある。

資料9

(2) 子どもの創造性を育む仕組みづくりの必要性

子どもの頃から文化芸術に触れ合う機会を設けることは、さまざまな能力向上に繋がるといわれている。小中高の音楽の教科研究会に呼びかけ、専門施設との関わりや事業に活かせるプログラムの開発に向け、意見交換を行うことが求められる。その意見交換を通じて、財団が実施する子ども育成事業を創設するなど、今後、子供たちの創造性を育むための仕組みづくりに努める必要がある。

II 調査・分析について

1 文化施設の状況

本市内及び播磨の周辺市町等の文化施設の調査及び分析を行う。

(1) 市内の文化施設（資料6参照）

市内の主な文化施設の稼働率は、近畿平均の約55%を上回り60%以上となっているが、必ずしも施設規模や施設内容に一致した使用方法となっていないのが現状である。

① 活動分野

市内の文化施設は、多目的ホールが主であり、音楽専用ホールは、パルナソスホールのみである。また、邦楽等に対応したホールは、姫路キャスパホールのみで、文化センター以外は、活動分野によっては使用できるホールが限られることとなる。



パルナソスホール

② 施設規模

多目的ホールも500人未満のホールが主なもので、500人以上は、文化センター以外には、市民会館大ホールとパルナソスホール、花の北市民広場大ホールしかない。このことから、施設規模において文化センターの果たす役割は大きいことがわかる。また、音楽等に使用される公立の小規模のホールは、市民プラザのアートホールのみであり、本市において、文化芸術活動の拡大を図るためには、施設規模の異なったホールをバランスよく配置することが不可欠である。

③ 施設内容

市内の主なホールは、先に述べたように多目的ホールとなっており、必ずしも質の高い鑑賞や発表の場として適しているものではない。そのため、音響装置や舞台等の機能が十分ではなく、質の高い文化芸術活動を求める場合や多人数に鑑賞の場を提供する場合には、パルナソスホールなどの専用ホールや文化センターの役割が大きくなっている。しかし、文化芸術活動の支援の立場からは、多くの団体等が利用可能な多目的ホールの果たしてきた役割は大きいものがある。

■市内の主な文化施設の概要

施設名称	建物概要
文化センター	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日：昭和47年10月 ■休館日：年末年始（12/29～1/3） ■大ホール（1,664席、うち車いす用7席）、立見300人 小ホール（499席、うち車いす用6席）、立見150人 リハーサル室、会議室（3室）、楽屋（18室） ■管 理：指定管理
市民会館	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日：昭和51年 ■休館日：年末年始（12/28～1/3）と臨時休館日（月1回） ■大ホール（800人）、中ホール（160～200人）、会議室（12室）、各種教室（6室）、展示室、食堂、喫茶コーナー ■管 理：直営
姫路キャスパホール	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日：平成3年9月（キャスパビル内、7・8階部分） ■休館日：年末年始（12/29～1/3） ■ホール（331席、うち車いす用スペース3席）、楽屋（6室） ■管 理：指定管理
あいめっせホール	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日：平成13年9月（イーグレひめじ内、3階部分） ■休館日：年末年始（12/28～1/4）と臨時休館日（月1回） ■ホール（280席＋補助40席）、料理室、創作室、フィットネスルーム ■管 理：直営
アートホール (姫路市民プラザ内)	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日：平成13年9月（イーグレひめじ内、地下1階部分） ■休館日：年末年始（12/28～1/4）と臨時休館日（月1回） ■ホール（120席）、控室（2室）、展示室（5室） ■管 理：指定管理
パルナソスホール (姫路市立姫路高等学校音楽ホール)	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日：平成元年10月 ■休館日：年末年始（12/29～1/3） ■音楽専用ホール（811席、うち車いす用7席）、立見250人 控室（4室）、第1練習室、第2練習室 ■管 理：業務委託
音楽演劇練習場	<ul style="list-style-type: none"> ■開館日：昭和59年4月 ■休館日：火曜日、年末年始（12/28～1/3） ■演劇練習室、音楽練習室（4室） ■管 理：指定管理
南風会サロン	<ul style="list-style-type: none"> ■ホール（80人）
本城能楽堂	<ul style="list-style-type: none"> ■80人程度

資料9

(2) 周辺市町の文化施設

新文化センターを整備する予定のイベントゾーンは、姫路駅から徒歩圏内にあり、播磨の連携中枢都市として、周辺市町からの広域的な集客も見込まれることから、周辺市町の状況を把握するものである。

① 活動分野

阪神間とは違い播磨地域には、音楽（本市のパルナスホールを除く）や演劇等に特化した専用ホールがなく、多目的ホールとして整備されているのが現状である。

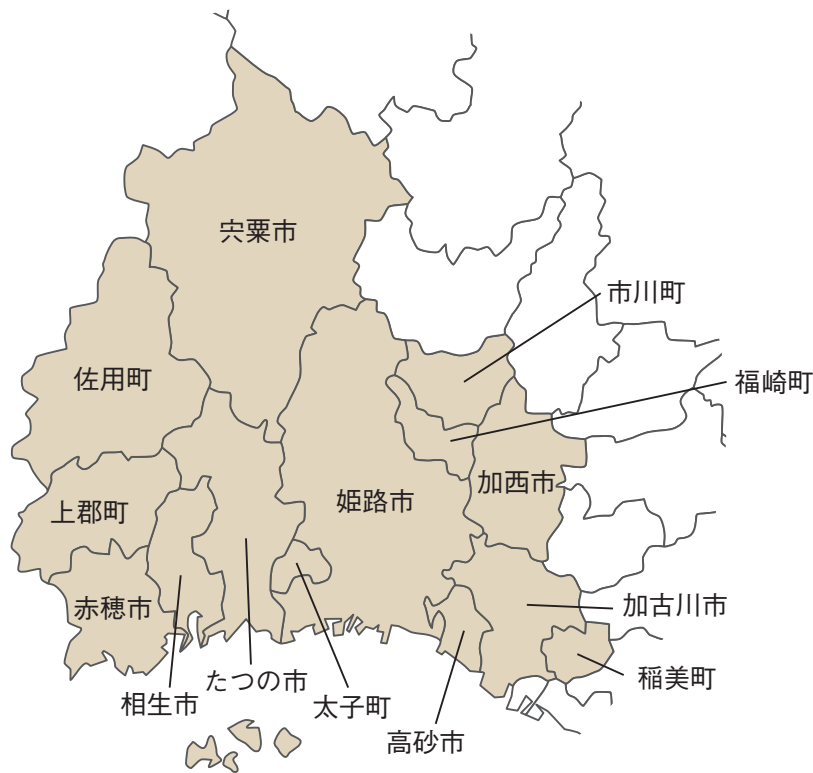
② 施設規模

播磨地域では、本市の文化センターを除くと、加古川市民会館の大ホール（1,524人）が最大である。その他では、1,000人程度のホールが5施設にある。施設規模の検討においては、連携中枢都市としてふさわしい規模にすべきと考える。

③ 施設内容

複数のホールの併設状況を見ると、同一施設内に複数設置しているホールはあるものの、使用目的を限定しているわけではなく、規模の異なる多目的ホールを整備している状況である。

■周辺市町の主な文化施設の状況



資料9

市町名	人口 (H22国調)	施設名 (メインホール)	最大収容数 (人)	併設施設
加古川市	266,937	加古川市民会館	1,524	・会議室
高砂市	93,901	高砂市文化会館 ／じょうとんぼホール	1,072	・会議室、和室、展示室
加西市	47,993	加西市市民会館	1,000	・小ホール (300席) ・会議室、展示室
相生市	31,158	相生市民会館 (現在新会館建設中、 平成28年4月オープン予定)	505	・中ホール (300席) ・会議室、和室等
赤穂市	50,523	赤穂市文化会館 ／ハーモニーホール	1,168	・小ホール (384席) ・展示室、会議室、レストラン
宍粟市	40,938	山崎文化会館 ／サンホール山崎	666	・会議室、研修室、和室
たつの市	80,518	たつの市総合文化会館 ／アクアホール	500	・会議室、ギャラリー
		たつの市総合文化会館 ／赤とんぼ文化ホール	1,100	・中ホール (342席) ・会議室、ギャラリー
加古郡稲美町	31,062	町立文化会館 ／コスモホール	703	・リハーサル室、楽屋
神崎郡市川町	13,288	町文化センター ／ひまわりホール	650	・コミュニティホール ・会議室、工房
神崎郡福崎町	19,830	福崎町エルデホール	240	・イベントホール (200席) ・スタジオ、洋室
揖保郡太子町	33,438	町文化会館 ／あすかホール	800	・中ホール (300席) ・会議室、研修室、和室
赤穂郡上郡町	16,636	生涯学習支援センター (旧中央公民館)	414	・中ホール ・研修室、会議室、和室、 調理室、図書室
佐用郡佐用町	19,265	スピカホール	200	・会議室
		上月文化会館	268	・研修室、図書室



加古川市民会館



赤穂市文化会館

資料9

(3) 中核市等の文化施設（資料7参照）

政令市や中核市は、その県内全体をカバーするような文化施設を整備していることが多い。交通の利便性がよいことや県庁所在市であることから、大規模な施設を整備し、鑑賞の場等を提供するとともに、県内の文化芸術情報を一元化するなど情報センターの役割も担っている。しかし、兵庫県においては、そのような機能が県東部に集中していることから、県中央部から西部の本市と本市周辺市町の人口規模等にふさわしい文化芸術拠点施設を整備すべく、中核市等の状況を把握するものである。

① 活動分野

政令市や県庁所在市の中核市では、県立の施設も含め、多目的ホールであっても専用施設並びに技術的に各活動分野に対応した施設を整備していることが多い。

② 施設規模

多数の市で1,500人から2,000人以上のホールを持つ文化施設を整備している。また、自ら整備していなくても県立施設が立地している市もあり、人口規模等にふさわしい文化施設が市内に整備されていることになる。

③ 施設内容

1,500人以上のホールに加え、使用テーマを定めた複数のホールを併設して整備している市もあり、交流・支援機能も持たせて文化芸術の拠点施設にふさわしい内容となっている。また、近年に整備されたこれら施設は、質の高い文化芸術を行う団体等が高いパフォーマンスを披露するため、舞台が広くなっており、客席数よりも舞台の面積、舞台装置や楽屋などのバックヤードを重視している。さらに、それぞれのホールは市の特性を出すべく、市を代表する施設として、デザイン等に特徴を持たせるとともに、近年整備された施設では、環境に配慮した設備（緑化、太陽光発電及び雨水再利用設備など）を設置している。

◇ 整備の考え方1 ◇

- ① 音響等は専用ホールとしても十分通用する施設でありながら、多様な分野の催しが可能である
- ② 播磨地域を代表するような文化施設である
- ③ 舞台及びバックヤードの広さが十分確保されている
- ④ 世界文化遺産姫路城のある姫路にふさわしいデザインである
- ⑤ 複数の施設の併設で相乗効果が期待される
- ⑥ 文化芸術活動支援機能の継続及び充実が必要

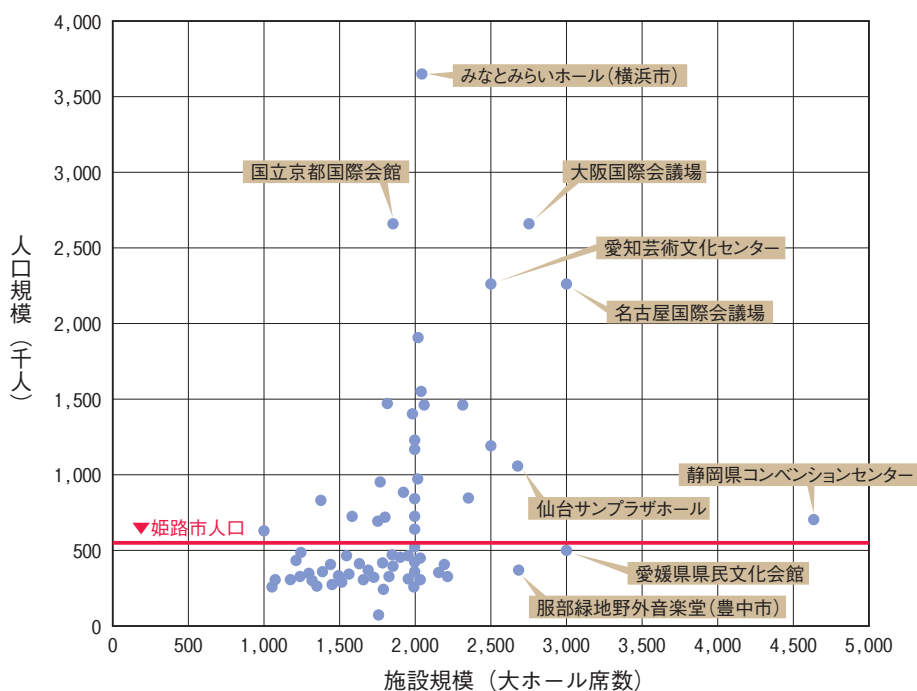
資料 9

■中核市等の主な文化施設の状況（資料7参照）

政令市20市及び本市を除く中核市41市の79施設について調査

- ① 大ホールの座席数について
 - 1,500席以上1,800席未満の施設……………13
 - 1,800席以上2,000席未満の施設……………16
 - 2,000席以上の施設 ……………33
- ② 複数ホールについて
 - 2ホールの施設 ……………45
 - 3ホールの施設 ……………12
- ③ 練習室について
 - 有する施設……………27
 - （うち5室以上有する施設 ……………7）
- ④ リハーサル室について
 - 有する施設……………53
 - （うち複数のリハーサル室を有する施設 …22）
- ④ 楽屋について
 - 有する施設……………70
 - （うち10室未満 ……………32）
 - 10室以上20室未満 ……………32
 - 20室以上30室未満……………5
 - 30室以上……………1

■全国の文化施設の状況（出典：社団法人全国公立文化施設協会）



参考資料

資料9

2 文化センターの利用状況からの分析

先の文化センターの現状でも述べたように、文化センターの大小ホールは、ともに多様な使用方法となっている。ここでは、さらに分野を細分化して、規模等の検討を行う。

(1) 活動分野

大ホールの使用が多い分野は、洋楽、大会・式典、演劇の順になっており、さまざまな分野に利用されていることがわかる。このことから、音響を重視しながらも演劇等の舞台公演ができるようにする設備の検討が必要である。また、小ホールは、講演・講座、洋楽、大会・式典の順になっており、大ホールと同様に多分野に利用されていることから、技術的にそれらの利用を確保する設備の検討が必要である。

(2) 施設規模

大ホールの分野別の1回平均の利用人数を見ると、最高は、洋楽の1,169人で、最低は、邦舞の663人であった。小ホールは、洋舞の517人が最高であった。音楽系は、比較的大人数が多く、大ホール向きといえる。演劇等は、300人から900人程度の利用が多いことから、現在の大ホールと小ホールの間隔的なホールがあれば、効率的な利用ができると思われる。

■大ホール（分野別利用人数）（平成25年度）

	分野別	回数	率	入場者 (人)	1回平均 (人)
1	洋楽	73	36.5%	85,354	1,169
2	大会・式典	41	20.5%	44,578	1,087
3	演劇	32	16.0%	30,208	944
4	映画	19	9.5%	16,969	893
5	洋舞	12	6.0%	10,350	863
6	講演・講座	11	5.5%	9,602	873
7	演芸	4	2.0%	3,650	913
8	邦舞	4	2.0%	2,650	663
9	邦楽	3	1.5%	3,440	1,147
10	その他	1	0.5%	0	0
11	古典芸能	0	0%	0	0
	計	200		206,801	1,034

資料9

■小ホール（分野別利用人数）（平成25年度）

	分野別	回数	率	入場者 (人)	1回平均 (人)
1	講演・講座	98	37.4%	26,260	268
2	洋楽	76	29.0%	26,046	343
3	大会・式典	33	12.6%	11,030	334
4	演劇	15	5.7%	5,045	336
5	邦楽	9	3.4%	3,750	417
6	その他	9	3.4%	5	1
7	映画	8	3.1%	1,460	183
8	邦舞	7	2.7%	1,220	174
9	洋舞	3	1.1%	1,550	517
10	古典芸能	2	0.8%	968	484
11	演芸	2	0.8%	660	330
	計	262		77,994	298

(3) 施設内容

音響設備を含め各設備が老朽化し、質の高い文化芸術の鑑賞に必ずしも適しているとはいえない状況である。また、多くの人に利用いただくためには、キッズルーム（一時保育室）、レストラン及び情報センター等の交流機能の充実も求められている。

◇ 整備の考え方2 ◇

- ① 活動分野等を考慮した大中小のホールを備える
- ② 交流機能の充実が不可欠(キッズルーム、情報センター、飲食等のスペース)

資料9

3 市民意識調査からの分析

平成26年4月から5月にかけて、本市内で活動する文化芸術団体を対象に実施した意識調査では、主に文化芸術に対する意識に焦点を当て、①文化芸術団体の活動施設に対するニーズ、②姫路市の文化芸術の現状に対するイメージ、③今後の姫路市の文化芸術に対するニーズ等について調査した。その中で、新文化センターについて、分析した結果から整備方針をまとめると次のようになる。

(1) 活動分野

「演劇や伝統芸能、講演会など多様な目的に使用できるホール」を求める意見が最も多い。これは多様な文化芸術団体が活発に活動している本市の現状を反映しており、多くの団体が発表の場として適当であると考えていると思われる。一方、「質の高い音楽専用ホール」を求める意見も4分の1近くあり、よりよい音楽を提供及び鑑賞したいという希望も伺える。ホールの整備にあたっては、多様な活動分野に対応できることと、専門性を求める声に応えることとの両立を図る必要があることから、テーマ別にホール機能を変えることができる可変型の設備の導入の検討も必要と思われる。

(2) 施設規模

自由意見からは、それぞれの活動にあった規模等を望んでいることがわかる。そのため、規模の設定にあたっては、活動分野との整合性、現文化センターでの使用形態、市内の他の施設規模を勘案し、総合的に判断して決定する必要があるが、意見や要望を満たすには、複数のホールを整備することが不可欠であると思われる。

(3) 施設内容

鑑賞、発表の場となるホールだけではなく、ギャラリーや音楽練習場などの他の文化施設との併設を求める意見もある。複合施設とする場合は、市内の文化施設の状況、また、建設・維持管理や施設機能の相乗効果の面などを考慮する必要がある。

◇ 整備の考え方3 ◇

- ① 音楽専用ホールとすると現在の多様な活動範囲が狭くなるため、音楽重視型（音楽主目的）のホールとしての整備を検討
- ② 希望の多い演劇、舞台活動を主目的に利用できるホールが必要
- ③ 少人数の観客を対象としたホールを設ける
- ④ 音楽練習場などの団体支援や活動場所の提供を行う

4 整備の考え方のまとめ

(1) 望ましい姿

調査・分析結果から、活動分野、施設規模及び施設内容を整理すると以下の表の通りとなる。

■整備の考え方まとめ表

項目		活動分野	施設規模	施設内容
文化施設の状況	市内	<ul style="list-style-type: none"> 音響等は専用ホールとしても十分通用する施設でありながら、多様な分野の催しが可能な施設。 		<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術活動支援機能の継続及び充実が必要。
	周辺市町		<ul style="list-style-type: none"> 播磨地域を代表するような文化施設の検討。 	
	中核市等		<ul style="list-style-type: none"> 複数の施設の併設で相乗効果を出すことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 舞台及びバックヤードの十分な広さの確保。 世界文化遺産姫路城のある姫路にふさわしいデザイン。
現文化センターの利用状況		<ul style="list-style-type: none"> 活動分野等を考慮した大中小のホールの整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動分野等を考慮した大中小のホールの整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 交流機能の充実が不可欠（キッズルーム、情報センター、飲食等のスペース）。
市民意識調査		<ul style="list-style-type: none"> 音楽専用ホールとすると現在の多様な活動範囲が狭くなるため、音楽重視型（音楽主目的）のホールとして整備を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 希望の多い演劇、舞台活動を主目的に利用できるホールが必要。 少人数の観客を対象としたホールを設けることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 音楽練習場などの団体支援や活動場所の提供が必要。



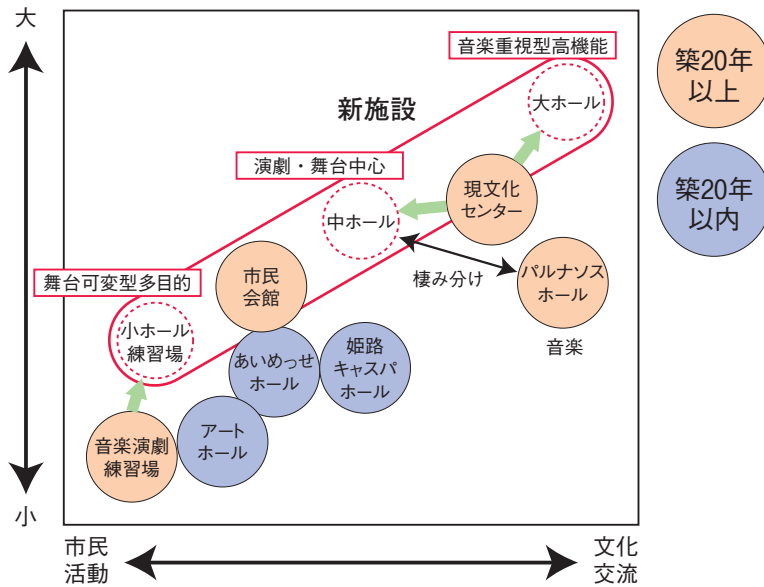
望ましい姿	<ul style="list-style-type: none"> ホールに特徴を持たせた施設の整備（音楽、舞台・演劇等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 質の高い文化芸術に対応した大中小の規模の異なるホールの整備。 播磨の連携中枢都市としてふさわしい施設の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 舞台及びバックヤードの充実。 交流・支援施設を併設し、文化芸術団体等の支援の充実を図る。
-------	--	---	---

資料9

(2) 整備の方向性

現文化センターは、音楽、演劇等の催しだけでなく、市民、団体・企業及び行政が主催する大規模の各種大会や集会等の会場として利用されている。また、市内の各種ホールの状況からも同様な使い方のできるホールはない。そのため、市内において大規模集会施設としての機能は継続する必要があるが、新文化センターが本市の「文化芸術の拠点」としての機能を備えるには、また、整備の考え方から導いた3つの望ましい姿を実現するためには、市民の文化芸術を支援するソフト面での事業の充実を図るとともに、ハード面で、技術的に音楽などの催しにも重点を置きながら講演や集会等にも利用できるように施設規模及び施設内容等を検討することが必要不可欠である。なかでも、施設規模については、従前の施設では成し得なかったさまざまな規模の催しに効率的に対応するため、利用テーマにあった大中小の3ホールを整備する方向で検討する。

■新文化センターの各ホールと既存施設との関係性イメージ





資料9

Ⅲ 新文化センターの基本的な考え方

1 新文化センターの位置づけについて

新文化センターは、本ビジョンや都心部まちづくり構想に基づく「キャストイ21イベントゾーン 文化・コンベンションエリア基本計画」により、姫路らしさや個性ある姫路の文化芸術を振興する拠点施設として、姫路のまちづくりを牽引し、文化観光の推進や姫路への集客を担う重要な施設として整備する。

■文化振興ビジョン

本ビジョンにおいては、文化芸術振興の具体的施策の展開の中で、「文化芸術を支える基盤の整備」の一つに「文化芸術振興の拠点施設の整備」を掲げ、以下のように記述している。

「市民の文化芸術活動を支える拠点施設は、文化芸術振興には欠くことができない施設である。本市においては、文化センターがその役割を担ってきたが、文化センターの老朽化と多様化する文化芸術活動に対応するため、新文化センターの整備を検討している。今後、市民が利用しやすい管理運営方法を検討するとともに、他の既存文化施設等との連携、機能分担や相乗効果について検討した上で整備を進める」

■文化・コンベンションエリア基本計画

文化・コンベンションエリアに整備する「文化・交流施設」については、施設の基本特性の中で以下の通り記述している。

「文化・交流施設は、芸術文化の創造・発信拠点として、より多くの市民が芸術文化を享受し交流できる「場」として、既存施設を継承発展させた播磨の連携中枢都市にふさわしい、文化、芸術の拠点施設とする」

2 新文化センターの新たな役割について

新文化センターは、本ビジョンに定めた拠点施設としての役割を担うこととなるが、(社)全国公立文化施設協会の『平成22年度劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書』によれば、「貸館事業中心」と「貸館事業も積極的に展開」とされる総合型文化施設は82%であるのに対し、「明確なミッションや方針のもと優れた公演芸術作品を創造する」文化施設は1.7%に留まっている。新文化センターに大中小の3ホールを整備し、ホールごとにテーマ性や専門性を持たせることにより、貸館中心の施設としての発表や鑑賞の場の役割だけでなく、さまざまな創造的活動が活発に行われる施設という新たな役割を加える。

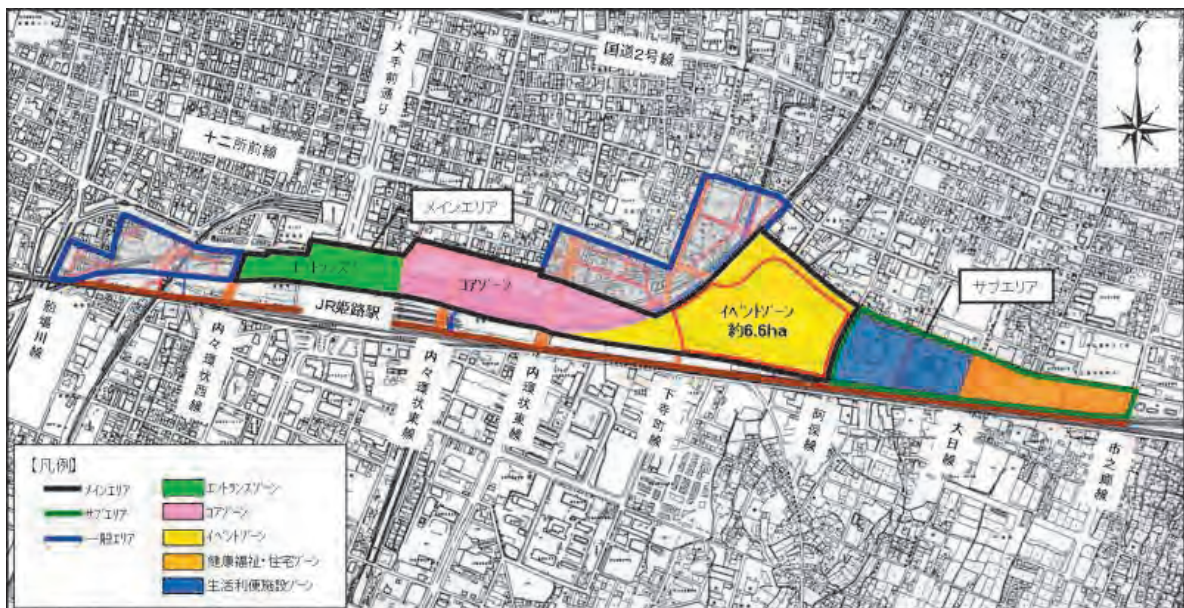
資料9

3 整備場所について

現文化センターは、公共交通機関はバスのみで、自動車使用においては、手柄山周辺の他施設での催しと重なった場合に駐車場不足となったり、交通渋滞の原因となったりする。さらに収容人員の大きなホールを現地で整備すると、その傾向はより顕著になると思われる。一方、イベントゾーンは、西側に姫路駅、東側にJRの新駅が整備され、駅前から徒歩圏内となるとともに、駐車場も整備される。新文化センターの敷地は最低でも1haは必要で、公共交通機関の利便性が高く、用地が確保できる当該ゾーンは最適である。

■移転建替のメリット

- 現文化センターを利用しながら建設できる。
- 公共交通機関の便が良くなる（駐車場不足の解消）。
- 姫路市総合計画に掲げるコンパクトシティ（駅前に施設を集約建替すること）の実現。





IV 新文化センターの機能及び概要

1 施設機能

(1) 文化芸術活動の拠点機能

① 文化芸術活動発信機能

市民や文化芸術団体が、単に自身の活動を発表する場として利用するだけではなく、積極的に自分たちが創り上げた文化芸術活動を市内外に発信し、姫路の魅力の向上につなげていくことが大切であり、その機能を充実させることが必要である。

② 創造的な文化芸術活動支援機能

地域伝統的文化芸術活動や地域の特性に応じた市民の文化芸術活動に対して、活動の場や発表の場を提供するとともに、市民の創造的な文化芸術活動の立ち上げ支援や発展していく過程に応じた支援など、さまざまな支援機能を担うことが必要である。

(2) 鑑賞機能

貸館事業、買取型や制作型の自主事業などを通じて、市民に鑑賞の機会を提供する。また、今後は、ホール特性に合わせて、質の高い文化芸術を誘致することも大きな機能の一つとなる。特に、舞台公演については、鑑賞型だけではなく、市民に文化芸術を楽しんでもらう普及型や参加型などの公演も導入する。

(3) 交流機能

新文化センターでの文化芸術活動を通し、さまざまな交流ができるよう、たとえば、市民と芸術家、芸術家間、また、異文化との交流として国際的な文化交流も促進できるようにする。

(4) 情報収集・発信機能

新文化センターで実施する催しの情報を単に情報収集・発信するだけではなく、市内や県内等のさまざまな文化芸術活動情報を収集、集約、保存し、その情報が提供できるように文化情報センター的な役割も持たせる。

(5) 人材育成機能

新文化センターの音楽演劇練習スペースやホール等を活用して、文化芸術の振興に必要な人材の育成に努めるとともに、教育委員会と連携協力し、将来の担い手となる子供たちに文化芸術との出会いの場などを提供する。

資料9

2 新文化センターの概要

これまでの検討を踏まえ、ホールについては、規模と機能の異なる大中小の3ホールを、また、支援施設として、音楽演劇練習スペース、音楽等制作スペース、リハーサルスペースを設けることとする。さらに、交流施設やその他として、文化団体活動室や情報発信スペース、飲食スペース等を設置する。

(1) 大ホール

市内にとどまらず播磨の文化芸術の拠点施設として、多く人が集まり、文化芸術活動ができる新文化センターの中心ホールとする。また、現在の幅広い利用状況や市民意識調査等の結果から、さまざまな利用方法に対応できる1,800席から2,000席の音楽重視型の高機能ホールとする。さらに、多層階構造にすることによって、舞台との距離を縮める。

◇席 数／1,800席～2,000席
内 容／音楽重視型（音楽主目的）

(2) 中ホール

中ホールは、音楽ホールであるパルナソスホール（800人）の存在を考慮し、市内にはない舞台芸術の鑑賞の場として、演劇や舞台等を主目的とする高い専門性を有したホールとする。また、舞台は可能な限り広くするとともに、舞台と客席との距離にも配慮したホールとする。

◇席 数／600席～800席
内 容／演劇及び舞台主目的

(3) 小ホール

小ホールは個人や小規模の文化芸術団体が気軽に利用できる、比較的少人数の観客を対象としたホールとするとともに、創造活動等を支援できる施設として整備する。また、現文化センター小ホールの利用状況から、100席から200席の規模を検討する。さらに、市民プラザのアートホールと同様に、自由な平土間空間とし、舞台可変型で、音楽や演劇等のさまざまな文化芸術活動に対応できるホールとする。

◇席 数／100席～200席
内 容／舞台可変型

(4) 支援施設

① 音楽演劇練習スペース

音楽等の練習場となっている音楽演劇練習場は、従来あった青少年施設を改修し、昭和59年に開館したもので、かなり老朽化し、部分改修で対応している状態である。そのため、新文化センターの整備に併せて移転建替し、新文化センター内にその機能を加える。これにより、文化芸術活動の支援や活性化に寄与できるものとする。また、使用方法も創造活動を支援するため、一定の長期使用の許可についても検討する。

資料9

◇演劇練習場／1室
 音楽練習場／大 2室（演劇関係も利用可）
 中小 4室～7室

② 音楽等制作スペース

音楽活動等を支援するため、音楽の録音や編集ができる制作スペースについて設置を検討する。

③ リハーサルスペース

文化芸術活動の発表の場の支援機能として、大ホールの舞台と同程度の広さをもつリハーサルスペースを確保する。

(5) 交流施設

① 文化団体活動室

文化芸術団体等がちらしや楽譜、シナリオ等を作成することができる活動室を設ける。また、簡単な打ち合わせや作業のできる会議室等を設置する。

◇文化団体活動室 /1室（印刷機、コピー機等）
 作業室（ワークショップ室） /2室
 会議室 /2室

② 情報発信スペース

文化芸術等に関する情報発信スペースを設ける。また、市民と文化芸術団体をつなぐ情報コーナーの設置も検討する。

③ キッズスペース

子ども連れでもゆっくり音楽等を鑑賞できるよう、キッズスペースを設置する。

(6) その他

① 事務局スペース

文化芸術に関わる多くの人に訪れてもらえるようなスペースとなるよう、意匠等に注意するとともに、相談機能等の充実を図る。

◇事務局 /1室
 相談、ミーティングルーム /2室～3室
 特別会議室 /1室
 館長又は芸術監督室 /1室

② 飲食スペース

ホール、支援施設、交流施設等の利用者のための飲食スペースを設けることを検討する。

資料9

■各諸室の概要

構成要素	規模等	備考
大ホール	1,800席～2,000席	音楽重視型（音楽主目的）
中ホール	600席～800席	演劇及び舞台主目的
小ホール	100席～200席	舞台可変型 （ブラックボックス型）
音楽演劇練習場	演劇練習場 1室 音楽練習場 大 2室 中小 4室～7室	音楽練習場の大2室は、演劇関係も利用可
音楽等制作スペース		音楽の録音や編集ができる制作スペース
リハーサルスペース		大ホールの舞台と同程度の広さをもつリハーサルスペース
文化団体活動室	文化団体活動室 1室 （印刷機、コピー機等） 作業室（ワークショップ室） 2室 会議室 2室	文化芸術団体等がちらしや楽譜、シナリオ等を作成することができる活動室を設ける。また、簡単な打ち合わせや作業のできる会議室等を設置する
情報発信スペース		文化芸術等に関する情報発信スペースを設ける。また、市民と文化団体をつなぐ情報コーナーを設置する
キッズスペース		子どもとともに練習や鑑賞に訪れた人を支援するスペース
事務局スペース	事務局 1室 相談、ミーティングルーム 2室～3室 特別会議室 1室 館長又は芸術監督室 1室	文化芸術に関わる多くの人に訪れてもらえるようなスペースとなるよう、意匠等に注意するとともに、相談機能等を充実させる
飲食スペース	※コンベンション施設と併設	催し物がなくても情報の収集・発信や交流のために足を運んでもらえるように、飲食スペースを設けることを検討する。



資料9

3 施設配置の考え方

(1) 共用部

姫路駅等から来館者を迎える位置にエントランスを配置するとともに、エントランスからは利用者にわかりやすい動線を検討する。また、施設全体はユニバーサル・デザインの導入とともに、トイレ、階段、廊下、エレベーター等、来館者の快適性と利便性に配慮する。

(2) 交流・支援施設の連携

ホール等を使用しない場合でも、多くの人に訪れていただくため、交流や支援を担うスペースと運営・管理スペースの連携ができるように施設を配置する。また、コンベンション施設と新文化センターの共通エリアについては集約し、共同利用できるようにする。

(3) ホールの独立性と一体性

各ホールは、独立的な運営を確保するとともに、一体的な利用もできるような効率的な配置計画を検討する。

4 施設運営

(1) 運営方法

市内の公立施設は、直営又は指定管理者による運営を選択できるが、新文化センターは、中核的な文化芸術拠点施設として、運営には高度の専門的な知識や経験、また、継続的な運営で得られるノウハウや人的ネットワークの蓄積が不可欠と考えられる。そのため、直営ではなく指定管理者による運営を基本とするが、単なる管理運営ではなく、他の文化芸術拠点施設との連携とともに、本ビジョンなど本市の文化施策と一体となった総合的な文化芸術振興事業の実施・運営ができる団体や組織が求められる。今後、イベントゾーン全体の施設整備手法の検討に併せて運営についても検討していくこととする。

(2) 運営組織

① 専門性のある者の配置

新文化センターの運営については、運営力や機動性等を高めるため、マネジメントなどの経営的部門、施設の営業や創造的事業の実施などの事業部門、ホールの各種設備管理などの技術部門において、専門性のある人材の配置を考えていくことが求められる。その中で、それぞれの部門が、専門性を活かして機動性等を高めるだけでなく、相互に連携した運営を実現することが大切である。

資料9

② 芸術監督等の配置

貸館を主に行う公立の文化施設では、専門家の役割は重視されなかった。しかし、新文化センターの運営には、多種多様な専門家の参画が不可欠であると考えられる。現文化センターにおいては運営委員会がその役割を担っているが、新たに芸術監督やプロデューサーなどの専門家等の配置の有無について、その役割、職務、配置時期等を、整備計画に併せ検討することが大切である。

■芸術監督等の事例

施設名	芸術監督名	主な職業	肩書
兵庫県立芸術文化センター	佐渡 裕	指揮者	芸術監督
新潟市民芸術文化会館	金森 穰 (舞踊)	舞踊家	芸術監督
	笹部 博司 (演劇)	プロデューサー	
	秋山 和慶 (音楽)	指揮者	
八王子市民会館	西本 智実	指揮者	エグゼクティブ プロデューサー
サントリーホール	堤 剛	チェリスト	館長

(3) 運営に係る検討課題

① 事業等による自己財源率の向上

ホールの規模が拡大すると管理・運営に要する経費も増大する。本市の厳しい財政状況の下で、新たな施設整備を実施することになるが、施設規模に見合った管理経費を十分に掛けられなくなることも想定される。そのため、事業の企画立案段階から、市民ニーズを十分把握した新しい事業や充実した事業を展開するとともに、各種助成金や企業協賛の確保など運営サイドにおいて自己財源率を高めることが求められる。

② 施設使用料

市民等の利用のことを考えれば、施設使用料は安価であることが望ましいが、施設規模に見合った使用料とすることも大切である。そのため、指定管理者への利用料金制の導入の検討に加えて、本市等が後援した市民の利用については、減免制度等の対応を含め、施設運営を検討する中で併せて決定する。

V 施設整備に向けて

1 概算事業費

事業費は、ホール数や仕様によって大きく異なる。その上、東北の震災復興や東京オリンピック関連の工事需要等により、近年建設費等が高騰していること、また、実施設計は後年になることから正確には算定できないが、他都市の同規模施設の建設費を参考に、建築費の㎡当たりの単価と音響等に係る費用等から算出する。

(1) 延床面積の設定

新文化センターと同規模の座席数を持つまつもと市民芸術館と長崎ブリックホールを参考に面積を設定する（ただし、まつもと市民芸術館は中ホールが、長崎ブリックホールは小ホールがない）。また、新文化センターは、コンベンション施設との共用施設（事務所及び飲食スペース等）も可能であることも考慮して設定。

◇まつもと市民芸術館

$$17,673\text{㎡} + \text{中ホール (3,500㎡)} - \text{共用施設 (2,000㎡)} = 19,173\text{㎡}$$

◇長崎ブリックホール

$$21,899\text{㎡} + \text{小ホール (1,500㎡)} - \text{共用施設 (2,000㎡)} = 21,399\text{㎡}$$

◇新文化センター

$$(19,173\text{㎡} + 21,399\text{㎡}) \div 2 = 20,286\text{㎡} \div 20,000\text{㎡}$$

(2) 概算事業費の算定

$$1\text{㎡あたり (40～50万円)} \times \text{延床面積 (20,000㎡)} = 80～100\text{億円}$$

$$1\text{席あたり (50～100万円)} \times \text{大ホール席数 (2,000席)} = 10～20\text{億円}$$

$$\text{合計 } 90～120\text{億円}$$

■各文化施設の建設費等

	建築時期	大ホール客席数(席)	延床面積(㎡)	建設費計(百万円)	建設費		㎡あたり			
					うち建築(百万円)	うち音響等(百万円)	建設費(万円)	建築㎡あたり	音響等㎡あたり	音響席あたり
兵庫県立芸術文化センター	H17.5	2,001	33,144	20,000			60.3			
まつもと市民芸術館	H16.3	1,800	17,673	14,500			79.2			
長崎ブリックホール	H10.1	2,002	21,899	12,265			56.2			
所沢市民文化センター ミュージズ	H5.11	2,000	29,001	16,350	13,761	1,387	56.4	47.4	4.8	69.4
宮崎県立劇場	H5.11	1,818	21,999	12,414	8,719	834	56.4	39.6	3.8	45.9
愛知芸術文化センター	H4.10	1,800 (コンサートホール)	109,062	62,860	50,877	6,207	56.6	46.6	5.7	344.8
赤穂市文化会館 ハーモニーホール	H4.5	1,200	9,845	5,400			54.9			

※愛知芸術文化センターは、美術館、文化情報センターとの複合施設

資料9

(3) 財源の確保

財源については、21世紀都市創造基金や有利な起債を活用するとともに、国からの補助金の確保にも努めるものとする。また、スクラップ・アンド・ビルドに伴い発生する施設跡地の売却益等についても活用を検討する。

(4) 概算運営費

文化・交流施設における運営費については、文化芸術振興に係る経費を指定管理料に含める、若しくは別途事業料補助等を行うなど、市により事情が異なることから、支出については、管理経費のみでの推計とするが、施設を併設（一部共有化）することにより市負担額の軽減が見込まれる。

(百万円/年)

		現施設			新施設 ※3
		文化センター	音楽演劇練習場	計	
収 入	指定管理料	119(166)	12(15)	131(181)	250
	利用料金収入	47(0)	3(0)	50(0)※1	60 ※2
	自主事業収入	—	—	—	—
	小 計	166	15	181	310
支 出	人件費	49	6	55	95
	事業費	—	—	—	—
	事務費	3	1	4	7
	管理費	109	11	120	208
	小 計	161	18	179	310
収 支		5	▲3	2	0
実質市負担額		119	12	131	250

※1 現施設は、利用料金制度を採っていない。()内は利用料金制度を採用しない場合

※2 支出総額の20%を想定

※3 新施設の支出額は、現施設の支出額計に、現施設と新施設の延床面積の比を乗じて算出
(延床面積の比：新施設20,000㎡/現施設11,582㎡=1.73)

2 整備手法

基本的には、平成27年度に実施する基本設計の中で、音響設計技術者等の専門家の意見を十分に聞きながら実施設計及び建設工事のあり方とともに決定するが、概ね以下の事業手法の中から選択する。また、業者選定については、事業手法に合わせて、価格競争入札方式、プロポーザル方式及びコンペ方式の中から決定して行うこととする。

(1) 従来方式

基本設計、実施設計及び建設工事でそれぞれ別々に価格競争入札等を実施し、その後の運営について指定管理者制度を導入する手法である。民間活用は、基本設計の段階でプロポーザル方式にすることによって可能となるが、本市の規定では、基本設計業者と実施設計業者を同一としないことから、音楽重視型のホールを整備する場合は、音響の性能等の確保などの仕様書のあり方が問われることとなる。

(2) 新たな手法

① PFI (Private Finance Initiative) 方式

いわゆるPFI法に基づき、設計から管理・運営までを一体的に発注する手法で、必要な資金については、民間事業者が調達を行うこととなる。そのため、行政は、臨時的経費の上昇がなく、財政支出の平準化を図ることができる。また、受注者のノウハウを反映することが可能であること、設計段階において工事施工者の意向を反映できるだけでなく、維持管理・運営に係る意向も、設計や工事に反映させることが可能となる。しかし、PFI法に基づく諸手続き、設計から管理・運営までの詳細な提案が不可欠で、事業者側の負担が大きく、一般的に従来手法に比べて施設完成までの期間が長くなるとともに、事業内容によって、受注者のメリットがなければ成立しないなど欠点もある。また、運営期間が長期に渡るため、先行き不透明な経済情勢の中で民間企業運営のリスクも考慮する必要がある。

② DB (Design Build) 及びDBO (Design Build Operate) 方式

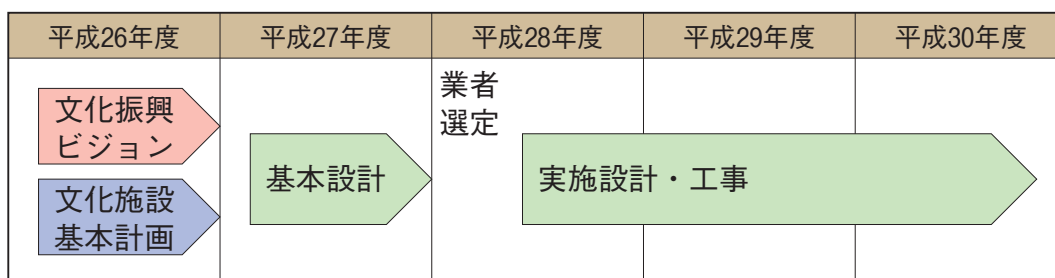
DB方式は、詳細な仕様を提示せず施設に求める性能（機能）のみを明らかにし、設計と工事を一体的に発注する手法で、維持管理・運営は直営、または指定管理により行う。原則、性能発注となり、設計と工事を一体的に発注するため、設計段階において、工事の施工業者の意向を反映することが可能。また、設計の進捗状況により、部分的に工事着手できることから工期の短縮につながることを期待できる。

一方、DBO方式は、施設開設後の維持管理・運営（Operate）までを含めて一体的に発注する手法で、資金調達は発注者側が行うため、PFI方式に比べて事業者の負担は軽くなる。しかし、PFI方式と同様に、設計から維持管理・運営までの詳細な提案が必要で、事業者側の負担が大きく、施設完成までの期間が長くなる。

3 スケジュール

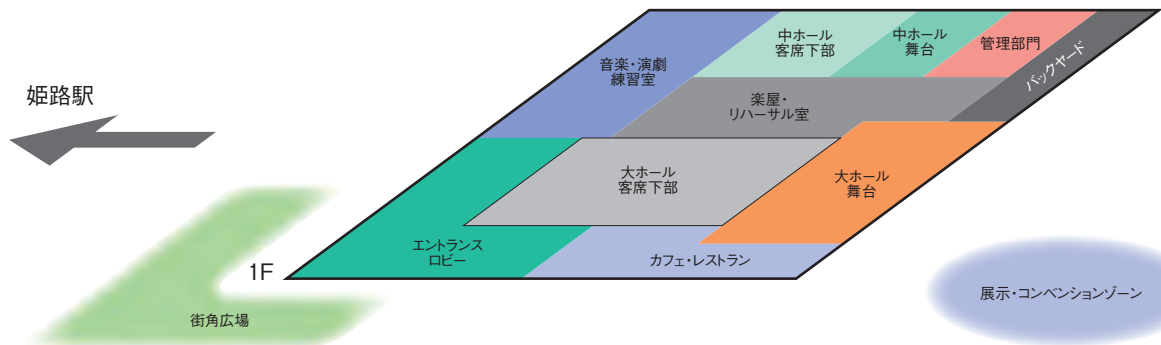
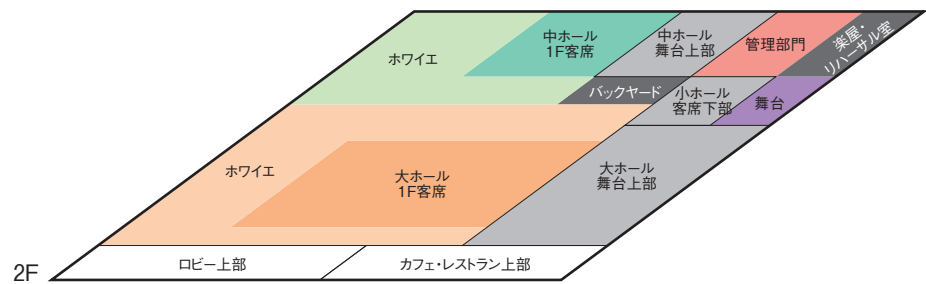
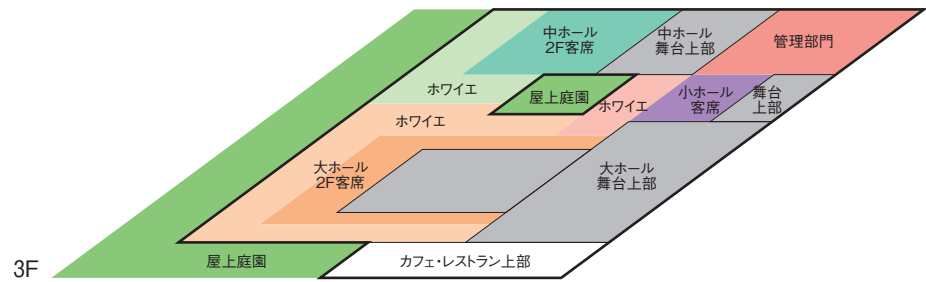
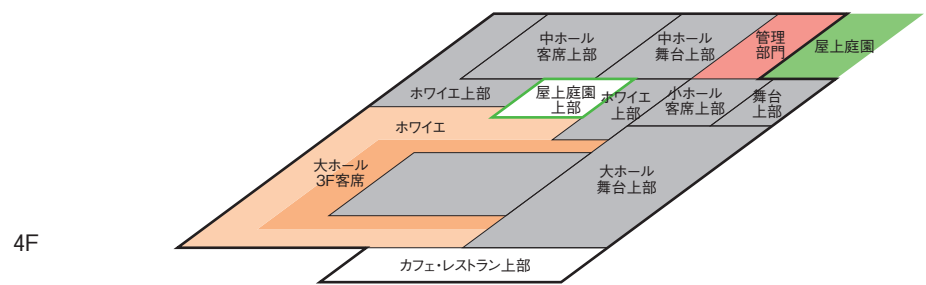
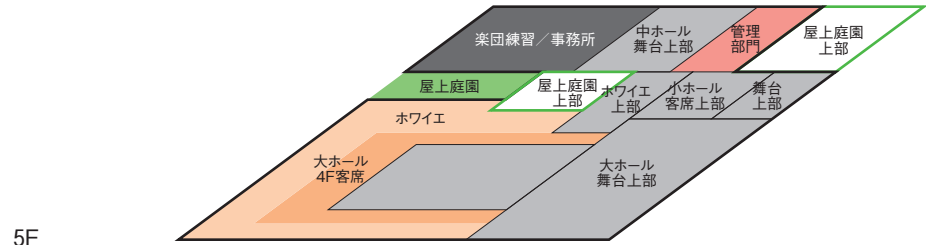
平成27年度から基本設計に着手する。着手にあたっては、同一エリア内の他施設の計画と連携しながら、事業を進めることとする。

■スケジュール



資料9

4 ゾーニングイメージ



参考資料



姫路市文化振興ビジョン

平成27年3月

発行：姫路市市民局市民参画部文化交流課

住所：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

連絡先：TEL 079-221-2098 FAX 079-221-2758

E-mail：bunkakoryu@city.himeji.hyogo.jp

H P：http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2212098.html